

令和7年度（2025年度）

# 授業科目シラバス集

千葉大学大学院  
専門法務研究科

# 目 次

## 法律基本科目

### 公法科目

基礎憲法 1	1
基礎憲法 2	3
基礎公法特論 1	5
基礎公法特論 2	7
憲法 1	9
憲法 2	11
行政法 1	13
行政法 2	17
公法演習 1	19
公法演習 2	20
行政法特論	22

### 民事法科目

基礎民法 1	25
基礎民法 2	27
基礎民法 3	29
基礎民法 4	31
基礎民事法特論 1	33
基礎民事法特論 2	35
基礎民事法特論 3	37
基礎民事法特論 4	39
民法判例入門 1	40
民法判例入門 2	41
民事法入門	43
民法 1	45
民法 2	47
民法 3	49
会社法 1	50
会社法 2	52
民事訴訟法 1	54
民事訴訟法 2	56
民法 4	58
民法 5	60
商法	62
民事法演習 1	64
民事法演習 2	66

### 刑事法科目

基礎刑法 1	68
基礎刑法 2	70
基礎刑事法特論 1	72
基礎刑事法特論 2	74
刑法 1	76
刑法 2	78
刑事訴訟法 1	80
刑事訴訟法 2	82
刑事法演習	84
刑事訴訟法特論	85

### 導入科目

法学学習ガイド	86
---------	----

## 法律実務基礎科目

民事実務基礎 1	88
民事実務基礎 2	89
刑事実務基礎	90
法曹倫理	92
エクスターんシップ	94
刑事模擬裁判	95
企業法務	96
刑事法総合演習	98
法律実務総合演習	100
千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題	101

## 基礎法学・隣接科目

法哲学	102
法制史	103
英米法	155
法社会学	105
法律英語	107
経済学	109
政治学	157

## 展開・先端科目

労働法基礎	110
労働法	112
倒産法基礎	114
倒産法	116
知的財産法基礎	118
知的財産法	119
国際法基礎	120
国際法	122
国際私法基礎	124
国際私法	126
環境法	128
租税法	130
独占禁止法	132
土地・住宅法	134
民事執行法	136
法医学	138
少年法	139
ジェンダーと法	142
自治体と法	145
精神医学と法	147
知的財産法演習	149
独占禁止法演習	150
現代法の諸問題	151

## 研究・論文

自主研究・論文作成	154
-----------	-----

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎憲法 1	1 年次	必修科目	前期	木曜・3 時限	今野周

### 【科目のねらい】

人権総論および人権各論（包括的基本権、平等、精神的自由、経済的自由）について、論点、判例、学説を理解し、憲法の基礎的知識の習得を目指す。

### 【授業の方法等】

レジュメを基に講義形式で行う。授業では、基本的論点や判例の内容につき質疑応答を行う。適宜、予習・復習を指示する。

\*本授業は、対面式で行う。

### 【教材等】

<教科書>

安西文雄ほか『憲法学読本〔第4版〕』（有斐閣、2024年）

<参考書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

他の参考書は講義中に紹介する。

### 【成績評価】

平常点 30%、中間試験 30%、学期末試験 40%

\*平常点は基本的に教室での質疑応答に応じて算定する。小テストを行うことがありうるが、その場合は平常点の一部に加算する。

**【各回の内容】** 以下の進行を想定するが、事情によって内容が前後したり変更されたりする場合がある。

#### 第1回 ガイダンス・憲法総論

立憲主義をはじめとする憲法の基礎的原理や基本概念、憲法解釈の方法など、憲法学習の基礎となる事項を学ぶ

[憲法の意味・憲法の法源・国家の基礎付け・法治主義と法の支配・明治憲法と日本国憲法の比較・天皇主権と国民主権・立憲主義の展開・憲法解釈]

#### 第2回 人権総論（1）

権利の性質の基礎を確認し、国籍及び外国人についての憲法上の処遇を学ぶ

[切り札としての権利・私人間効力・外国人の類型・外国人の人権享有主体性・外国人の入国の自由]

#### 第3回 人権総論（2）

法人の人権享有主体性を中心に、その内容と限界を学ぶ

[法人の類型・法人の人権享有主体性・享有の範囲や程度]

#### 第4回 人権総論（3）

公務員・被収容者の人権享有主体性を中心に、その内容と限界を学ぶ

[公務員の類型・特別権力関係論・公務員が制限される権利の種類・被収容者の人権の制約]

#### 第5回 人権総論（4）

権利が一定の場合には制約されうることを理解し、制約のために援用しうる理由や制約の正当化の判断方法について学ぶ [法律の留保・公共の福祉・危害原理・パターナリズム・二重の基準]

## 第6回 包括的基本権（1）

憲法 13 条が保障する包括的基本権の法的性格を踏まえながら、具体的な内容やその限界について学ぶ

[幸福追求権・一般的行為の自由・人格権・補充的性格・自己決定権]

## 第7回 包括的基本権（2）

憲法 13 条が保障する権利のうち特にプライバシーの権利についてその内容と限界を学ぶ

[プライバシーの権利・自己情報コントロール権・個人情報保護]

## 第8回 法の下の平等

平等とは何かを考えながら、14 条が列挙している事項とそうでない事項の違いなどを踏まえて、具体的場面に応じてどのような差異的取扱いが認められるのかを学ぶ

[法の下の平等の意味・平等の射程・平等の限界・14 条列挙事由・合理的区別・アファーマティブアクション・一票の格差]

## 第9回 思想・良心の自由

思想良心の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら、それを保障することの意義を理解し、どのような場面で問題になるのかを学ぶ

[内心の自由・沈黙の自由・外部的行為と思想良心の自由・団体と個人の思想良心の自由・国旗国歌の問題]

## 第10回 信教の自由

信教の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら、それを保障することの意義を理解し、いかなる行為が保障されるのか、そしてどのような場面で問題になるのかを学ぶ

[信仰の自由・宗教的行為の自由・他者加害を伴う宗教的活動・宗教上の免除]

## 第11回 政教分離

政教分離とはいかなる法的性格を有し、どのような機能を果たしているのかを理解し、具体的場面においてどのような観点から政教分離違反を考えればいいのかを学ぶ

[政教分離・目的効果基準・総合衡量基準・住民訴訟]

## 第12回 表現の自由（1）

表現の自由の保障根拠を理解した上で、表現内容が規制される場合とそうでない場合とでどのような違いが生じるかを考え、それぞれの領域における具体的問題を取り上げながら表現の自由の重要性とその限界を学ぶ

[表現の自由の保障根拠・内容規制と内容中立規制・検閲・事前抑制・名誉やプライバシーとの衝突・定義づけ衡量]

## 第13回 表現の自由（2）・集会結社の自由

表現の自由に関連する報道・取材の自由及び学問の自由、並びに集会結社の自由について、その根拠、内容及び限界を学ぶ

[報道の自由・知る権利・取材の自由・取材源秘匿・編集権・教授の自由・大学の自治・公の施設]

## 第14回 経済的自由権

憲法 22 条が保障する職業選択の自由とは何を保障しているのかを理解し、具体的な規制態様を踏まえながら、どのように経済的自由の限界を判断するかを学ぶ

[職業選択の自由・営業の自由・規制目的二分論]

## 第15回 財産権

憲法が財産権の保障することの意義を理解し、その保障と法律との関係を踏まえつつ、具体的な規制を取り上げながら財産権保障の限界を考え、正当な補償の意味についても学ぶ

[財産権保障の意味・私有財産制・補償の意味]

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎憲法 2	1 年次	必修科目	後期	火曜・3 時限	今野周

【科目のねらい】

人権各論の後半部分（人身の自由・適正手続、国務請求権、社会権、参政権）および統治について、論点、判例、学説を理解し、憲法の基礎的知識の習得を目指す。

【授業の方法等】

レジュメを基に講義形式で行う。授業では、論点や判例の内容につき質疑応答を行う。適宜、予習・復習を指示する。

\*本授業は、対面式で行う。

【教材等】

<教科書>

安西文雄ほか『憲法学読本〔第4版〕』（有斐閣、2024年）

<参考書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

他の参考書は講義中に紹介する

【成績評価】

平常点（30%）、中間試験（30%）、学期末試験（40%）

\*平常点は基本的に教室での質疑応答に応じて算定する。小テストを行うことがありうるが、その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】 以下の進行を想定するが、事情により内容が前後したり変更されたりする場合がある。

第1回 人身の自由・適正手続／国務請求権

人身の自由の意義やその保障内容、及び国家賠償請求権・裁判を受ける権利（国務請求権）について学ぶ

[適正手続の意義および範囲、刑事手続上の権利、事後法と二重の危険の禁止、請願権、国家賠償請求権・刑事補償請求権、裁判を受ける権利]

第2回 生存権

国家に積極的行為を要求する生存権の具体的な意味内容について、その意義と共にそれがどのように保障されているのかを学ぶ

[生存権の裁判規範性、立法裁量の統制方法]

第3回 教育を受ける権利／労働基本権

学習権の法的性質など教育をめぐる憲法問題並びに労働基本権の趣旨内容及び一連の判例の展開を学ぶ

[教育内容決定権の所在、教師の教育の自由、公務員の労働基本権に対する制限]

第4回 国民主権／象徴天皇制

主権概念が歴史的にどのように形成されてきたのか、そして、象徴天皇制が国民主権とどのように両立するのかを学ぶ

[統治の基本原理（法の支配、権力分立、国民主権、国民主権の意味／天皇の地位・権能）]

第5回 参政権

参政権の様々な法的性質やそれらの制限が許される場合とそうでない場合を理解し、参政権の多様な側面を学ぶ

[選挙権・被選挙権、選挙運動、選挙制度、政党]

第6回 国会（1）

国会の憲法上の位置づけや立法の委任とその限界について学ぶ

[国会の地位（国権の最高機関、唯一の立法機関、全国民の代表）、立法過程、立法の委任、国会

の権限]

第7回 国会（2）

憲法上国会に与えられている権能及び両院が各々単独で行使できる権限、そして、各議員の憲法上の地位及び権限について学ぶ

[二院制、議院の権限（自律権、国政調査権）、国会議員の地位（不逮捕特権、免責特権）]

第8回 内閣（1）

統治制度としての議院内閣制の概要や行政権の意味内容及び独立行政委員会の合憲性について学ぶ

[議院内閣制、行政権の概念、独立行政委員会]

第9回 内閣（2）

憲法上内閣及び内閣総理大臣に与えられている権能、そして、解散権をめぐる学説について学ぶ

[内閣の組織と運営、内閣の権限、解散権の所在]

第10回 裁判所（1）

憲法上裁判所に与えられている権能及び裁判所の組織について理解し、司法権が適切に行使できるための諸原則（司法権の独立、裁判の公開）について学ぶ

[裁判所の組織と権限、司法権の独立、裁判官の地位、国民審査、裁判の公開]

第11回 裁判所（2）

司法権の意味内容及びそれを発動するための要件を踏まえつつ、司法権が及ばない場面について検討する

[司法権の概念、客観訴訟、司法権の限界]

第12回 憲法訴訟（1）

違憲審査制のあり方及び付隨的審査制を採用する日本の憲法訴訟の基本的な枠組みについて学ぶ

[違憲審査制の類型、憲法判断回避の準則、憲法適合的解釈]

第13回 憲法訴訟（2）

憲法判断における様々な解釈技法及び違憲審査の対象についてその効力と共に学ぶ

[憲法判断の方法、違憲判決の効力、違憲審査の対象]

第14回 財政／地方自治

財政に関する基本的な諸原則及び地方自治のあり方について学ぶ

[財政民主主義、租税法律主義、予算・決算、公金支出の制限、「地方自治の本旨」、憲法上の「地方公共団体」の意味、条例制定権、自治財政権]

第15回 平和主義／条約／憲法保障

平和主義の意義や憲法9条の解釈論を理解し、あわせて、憲法保障と憲法改正の基本的枠組みについて学ぶ

[憲法9条成立の経緯、憲法9条の解釈、平和的生存権、条約の意義、条約の成立手続、条約の国内法的効力、憲法改正の手続、憲法改正の限界、憲法変遷]

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎公法特論 1	1 年次	選択必修科目 3	前期	月曜・1 時限	手塚崇聰 瀬川謙一 西上健太朗

### 【科目のねらい】

法学にほとんど触れたことがない未修者を対象として、  
 《本論 I》法制度設計論（法制執務概論）では、将来、法曹として取り扱うことになる法律（特に行政法規）について、法律案を立案するに際してどのような点を検討して制度設計を行うのか、条文化に当たって、その構成（規定の順序）や表記（用字用語や法令用語）に一定の「決まり」があるが、それはどのようなものか

《本論 II》立法過程論では、法律案がどのような過程（立案過程・審議過程）を経て制定されているのか

《本論 III》国会における憲法論議では、抽象的で分かりづらいとされる憲法について、関連する憲法の条文・解釈に触れながら、国会における憲法論議の背景や内容がどのようなものかといった事項について講義を行う。

これらの講義を通じて、公法学の基礎的な考え方やその実践的意義の理解に資するとともに、「基礎憲法 1」などの基幹的な科目の理解を助けるような補習的科目となることを目指したい。

### 【授業の方法等】

法制度の統制と司法権の意義・役割を手塚が、《本論 I》及び《本論 II》を瀬川が、《本論 III》及び《まとめ》演習を西上が担当し、講義方式で行うことを基本とする。

本授業は、基本的に対面形式で実施する（月曜以外に講義が行われる場合（第 5 回・5/8（木）を予定）は、Google Meet を使用した同時双方向型で実施する）。

### 【教材等】

基本的な教材については、講義の際に配付する予定であるが、講義の前提となる立法過程に関する概説書として、次のものを掲げておく。

- ・法制執務・法令用語研究会著『条文の読み方（第 2 版）』（有斐閣、2021 年）
- ・大森政輔・鎌田薰編著『立法学講義（補遺）』（商事法務、2011 年）
- ・茅野千江子著『議員立法の実際—議員立法はどのように行われてきたか—』（第一法規、2017 年）

### 【成績評価】

平常点 40%（うち、発言状況 30%、演習発表 10%）、レポート 60%による。

### 【各回の内容】

各回の講義の内容については、大要、以下のようなものであるが、講義の実施状況等によっては、順番及び内容を変更する可能性がある。

#### 第 1 回

法制度の統制と司法権の意義・役割

- ・司法権の意義
- ・法令に対する違憲審査権の意義と役割
- ・違憲な憲法改正について

#### 第 2 回

《本論 I》法制度設計論（法制執務概論）

1. 「マクロの法制執務」（法律の構成や条文の規定順に関するルール）
  - ・法律の 4 つの形式（新規制定法・一部改正法・全部改正法・廃止法）
  - ・法律の一般的構成（題名・本則・附則／総則・実体規定・雑則・罰則 等）

#### 第 3 回

2. 「ミクロの法制執務」（個々の条文の表現方法や法令用語に関するルール）
  - ・文の構成
  - ・法令における句読点の用い方
  - ・主な法令用語について（「及び・並びに」、「その他・その他の」等）

## 第4回・第5回

- 3. 法制度設計論
  - ・法制度化の検討
  - ・条文化（確立した立法慣行（立法技術）に基づく、正確・簡潔・平易な条文化）

## 第6回

### 《本論II》立法過程論

- 1. 立法過程の概要
  - ・立案過程と審議過程
  - ・内閣提出法律案（閣法）の立案過程と議員提出法律案（衆法・参法）の立案過程
  - ・立案過程における「事前の党内審査」と機関承認・党議拘束
- 2. 現代立法の状況と特質
  - ・明治以降の制定法律の量的推移

## 第7回

### 《本論III》国会における憲法論議

- 1. 総論
  - ・国会における憲法論議（概観）
  - ・憲法の役割に関する議論

## 第8回

- 2. 戦争の放棄（第2章）
  - ・政府の自衛隊・自衛権解釈とその変遷
  - ・9条改正に関する議論

## 第9回

- 3. 国会・内閣（第4章・第5章）（その1）
  - ・臨時会の召集に関する議論
  - ・解散権に関する議論

## 第10回

- 3. 国会・内閣（第4章・第5章）（その2）
  - ・一票の較差に関する議論
- 4. 司法（第6章）
  - ・違憲審査制の在り方に関する議論

## 第11回

- 5. 緊急事態条項
  - ・緊急事態に関する議論
  - ・権力の集中・国会機能の維持に関する議論

## 第12回

- 6. 国民の権利及び義務（第3章）
  - ・いわゆる「新しい人権」に関する議論
  - ・同性婚に関する議論

## 第13回

- 7. 財政・地方自治（第7章・第8章）
  - ・財政統制に関する議論
  - ・地方自治に関する議論

## 第14回

- 8. 改正（第9章）
  - ・憲法改正手続の概要
  - ・憲法改正国民投票法に関する議論

## 第15回

- 《まとめ》演習
  - ・参加者による発表と講評

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎公法特論 2	1 年次	選択必修科目 3	前期	水曜・2 時限	木村琢磨

### 【科目のねらい】

公法のうち、とりわけ行政法のイントロダクションとして、行政に関する個別法令を参照しながら、具体的な問題解決のあり方について考察する。行政法の基本原理に関する理解をしたうえで、この分野の教科書や基本的な条文等を単独で読みこなすことができる能力を習得することを目標とする。

### 【授業の方法等】

予習課題をもとに、双方向方式を取り入れながら授業を行う。

基本的には、同時双方向型のメディア授業（Google Meetによるもの）によって行う。詳細については、オリエンテーションおよび Moodle 上の掲示を通じて伝達する（開講前に、Moodle の本授業科目のサイトを確認すること）。各回の予習範囲および予習課題は、1週間前までを目途に、口頭または Moodle 上の掲示によって指定する。

### 【教材等】

教科書として、木村琢磨『プラクティス行政法〔第3版〕』（信山社、2022年）

参考書として、別冊ジュリスト『行政判例百選 I・II〔第8版〕』（有斐閣、2022年）

このほかに、関係法令等のプリントを、Moodle を通じて配布する。

上記の教科書については、2025年1月に刊行された「第3版第2刷」において、重要な加筆がなされているので、必ずこのバージョンを用いること（千葉大生協ブックセンターには依頼済み）。

### 【成績評価】

平常点 40%（おおむね小テスト 20 点、発言状況等 20 点）、学期末試験 60% によって評価する。

### 【備考】

以下の「各回の内容」、とりわけ第3回以降に掲げる法制度については、受講者の学習状況等を勘案して、取り扱う順序とともに変更する可能性がある。

### 【各回の内容】

#### 第1回 行政法の基本原理

授業全体のイントロダクションとして、おもに伝統的学説の体系に依拠しながら、行政法の全体像を示し、行政法学の基本的な視点を明らかにする。

#### 第2回 典型的な行政作用

典型的な行政作用をいくつか取り上げ、その類型を含めて、行政法の基本原理との関係を考察する。あわせて、行政組織法の基本事項について検討する。

#### 第3回 許認可に関する法制度(1)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政法の基本原理に関係する諸問題を検討する。

#### 第4回 許認可に関する法制度(2)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政法総論に関係する諸問題を検討する。

#### 第5回 許認可に関する法制度(3)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政訴訟に関係する諸問題を検討する。

#### 第6回 許認可に関する法制度(4)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償法に関係する諸問題を検討する。

#### 第7回 サービス行政に関する法制度(1)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政法総論に関係する諸問題を検討する。

#### 第8回 サービス行政に関する法制度(2)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政訴訟に関係する諸

問題を検討する。

#### **第9回 サービス行政に関する法制度(3)**

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償に關係する諸問題を検討する。

#### **第10回 国土整備に関する法制度(1)**

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政法総論に關係する諸問題を検討する。

#### **第11回 国土整備に関する法制度(2)**

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政訴訟に關係する諸問題を検討する。

#### **第12回 国土整備に関する法制度(3)**

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として、行政上の不服申立てや国家補償に關係する諸問題を検討する。

#### **第13回 財政に関する法制度(1)**

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、行政法総論に關係する諸問題を検討する。

#### **第14回 財政に関する法制度(2)**

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、行政救済法（住民訴訟を除く）に關係する諸問題を検討する。

#### **第15回 財政に関する法制度(3)**

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として、住民訴訟、地方自治などに關係する諸問題を検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
憲法 1	2 年次	必修科目	前期	月曜・4 時限	齊藤 愛

【科目のねらい】

人権総論および人権各論の前半部分（包括的基本権、平等権、精神的自由）について、判例・学説を体系的に理解し、論述力の涵養も図ることを目的とする。

【授業の方法等】

本授業は対面形式にて実施する。レジュメをもとに講義形式で行うが、授業では論点や判例の内容につき質疑応答を行い、それらを論述の際にどのように落とし込むのかについても適宜指示をする。

【教材等】

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I [第 7 版]』(有斐閣、2019 年)

<参考書>

長谷部恭男『憲法 [第 8 版]』(新世社、2023 年)

高橋和之『立憲主義と憲法 [第 5 版]』(有斐閣、2020 年)

芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 [第 8 版]』(岩波書店、2023 年)

安西文雄ほか『憲法学読本 [第 3 版]』(有斐閣、2018 年)

毛利透ほか『憲法 II 人権 [第 2 版]』(有斐閣、2017 年)

渡辺康行ほか『憲法 I 基本権 [第 2 版]』(日本評論社、2023 年)

【成績評価】

平常点(教室での質疑応答状況による\*) (30%)、中間試験 (30%)、学期末試験 (40%)

\*小テストを行った場合は、これも平常点の一部に加算する。

【各回の内容】 \*コア・カリキュラム対応表を参照

<人権総論>

第1回 外国人の人権享有主体性

問題の所在、国籍の意義、外国人管理法制

／入国・再入国の自由、政治活動の自由、社会保障、選挙権、公務就任権

[マクリーン事件、東京都管理職事件など]

第2回 法人・団体の人権享有主体性／結社の自由

問題の所在、対国家関係、対内関係：自律権と構成員の協力義務の限界、強制加入団体

／結社の自由

[八幡製鉄事件、南九州税理士会事件など]

第3回 私人間効力

問題の所在、理論構成／国・地方公共団体の私法上の行為

[三菱樹脂事件、昭和女子大学事件、女子若年定年制事件／百里基地訴訟など]

第4回 公務員、刑事収容施設被収容関係／人権の制約

問題の所在／「公共の福祉」の意味／公務員の政治的行為の自由に対する規制

／刑事収容施設被収容者の人権制限

[猿払事件、国公法違反被告二事件／被拘禁者の喫煙禁止事件、よど号新聞記事抹消事件など]

<人権各論>

第5回 包括的基本権

幸福追求権の法的性格／プライバシー権・自己情報コントロール権／自己決定権／人格権、環境権

[京都府学連事件、前科照会事件、講演会参加者リスト提出事件、住基ネット訴訟／エホバの証

人輸血拒否事件、校則によるバイク制限／大阪空港公害訴訟など]

第6回 平等（1）

平等の概念／14条1項後段列挙事由の意味／アファーマティブ・アクション

〔尊属殺重罰規定違憲判決、サラリーマン税金訴訟、国籍法違憲判決など〕

#### 第7回 平等（2）

救済方法／14条と24条との関係

〔婚外子法定相続分差別違憲決定／女性の再婚禁止期間訴訟、夫婦別姓訴訟など〕

#### 第8回 思想・良心の自由

保障範囲、侵害態様の類型：①内心を理由とする不利益待遇、②内心の開示強制・探索、③内心に反する行為の強制

〔謝罪広告強制事件、麹町中学内申書事件、「君が代」ピアノ伴奏拒否事件、「君が代」起立斉唱訴訟など〕

#### 第9回 表現の自由（1）

表現の自由の保障の意義、二重の基準論

定義づけ衡量／煽動表現、わいせつ表現、青少年の健全育成にとって有害とされる表現・未成年者に対する制約、名誉毀損表現、営利的表現

〔渋谷暴動事件／チャタレイ事件、「悪徳の巣え」事件、「四畳半襖の下張」事件／岐阜県青少年保護育成条例事件／夕刊和歌山時事事件／あん摩師等法事件など〕

#### 第10回 表現の自由（2）

表現内容規制・内容中立規制二分論、直接規制・間接規制

〔屋外広告物条例事件、駅構内ビラ配布事件、自衛隊イラク派遣ビラ配布事件など〕

#### 第11回 表現の自由（3）

集会の自由、集団行進の自由、パブリックフォーラム論、敵意ある聴衆の法理

／芸術的表現に対する助成／漠然不明確性・過度の広汎性

〔新潟県公安条例事件、東京都公安条例事件、徳島市公安条例事件／泉佐野市民会館事件、広島市暴走族追放条例事件／公立図書館蔵書廃棄事件など〕

#### 第12回 表現の自由（4）

「知る権利」、報道の自由、取材の自由、反論権、放送の自由

〔博多駅事件、TBSビデオテープ押収事件、外務省秘密電文漏洩事件、取材源秘匿事件、レペタ事件、サンケイ新聞事件、NHK受信料訴訟など〕

#### 第13回 表現の自由（5）

検閲の禁止、事前抑制の原則的禁止、名誉毀損とプライバシー侵害／通信の秘密

〔税関検査事件、「北方ジャーナル」事件／ノンフィクション「逆転」事件、「石に泳ぐ魚」事件など〕

#### 第14回 信教の自由

保障内容：①信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由／宗教的人格権

〔エホバの証人剣道受講拒否事件、日曜日授業参観事件、加持祈祷事件、牧会活動事件、宗教法人オウム真理教解散命令事件／自衛官合祀訴訟、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝訴訟など〕

#### 第15回 政教分離

政教分離の意義・法的性格・内容、「宗教団体」・「宗教上の組織若しくは団体」の意味、政教分離規定違反の判断方法

〔津地鎮祭事件、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟、愛媛県玉串料訴訟、空知太神社事件など〕

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
憲法 2	2 年次	必修科目	後期	月曜・4/5 時限 (インテンシブ 科目)	手塚崇聰

【科目のねらい】

人権各論（経済的自由、適正手続、国務請求権、社会権、参政権）および統治について、新しい判例や学説を交えながら、応用力および論述能力を身につけることを目的とする。

【授業の方法等】

本授業は対面形式にて実施する。また質疑応答および解説方式で行う。事前に指定された判例を読み、予習をしておくこと。また、教科書を使って理解の深化をはかるので、事前に指定された該当箇所を読み、復習しておくこと。

【教材等】

<教科書>

木下昌彦ほか編『精読憲法判例[人権編]』（弘文堂、2018）

木下昌彦ほか編『精読憲法判例[統治編]』（弘文堂、2021）

<参考書>

高橋和之編『ケースブック憲法』（有斐閣、2011年）

小山剛『憲法上の権利の作法』〔第3版〕（尚学社、2016年）

渡辺康行ほか『憲法 I』（日本評論社、2016年）

憲法判例百選 I・II〔第7版〕（有斐閣、2019年）

判例プラクティス憲法〔増補版〕（信山社、2014年）

【成績評価】

平常点（小テストによる）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）

【各回の内容】

第1回 職業の自由

判例法理の動向・審査基準の枠組・二分論の内容と限界を学ぶ

[小売市場事件、薬事法距離制限事件、薬事法ネット規制事件]

第2回 財産権

財産権規制の態様・審査基準の枠組・補償を学ぶ

[森林法共有林分割請求事件、証取法違憲訴訟事件、河川附近地制限令事件]

第3回 適正手続

令状主義・適正手続の内容・不利益供述の禁止・違法収集証拠排除の原則を学ぶ

[徳島市公安条例事件、川崎民商事件、違法収集証拠排除事件]

第4回 国務請求権

国家賠償請求権・裁判を受ける権利・請願権を学ぶ

[郵便法違憲訴訟、関ヶ原署名訴訟、家事審判法違憲訴訟]

第5回 生存権

生存権の法的性格・最低限の生活の意味・立法裁量および行政裁量の程度・司法的救済の可能性・判断過程審査の手法を学ぶ

[朝日訴訟、堀木訴訟、老齢加算廃止違憲訴訟、外国人生活保護請求事件]

第6回 教育を受ける権利／学問の自由

教育権の所在・学問の自由の意義と限界を学ぶ

[旭川学テ事件、東大ポポロ事件、伝習館高校事件]

第7回 労働基本権

公務員の労働基本権の制限・合憲限定解釈・判例変更の可否を学ぶ

[全通東京中郵事件、都教組事件、全農林警職法事件]

## 第8回 参政権

選挙権および被選挙権の保障・選挙運動の制限・一票の格差を学ぶ

[在宅投票制度違憲訴訟, 在外邦人選挙権訴訟, 議員定数不均衡訴訟]

## 第9回 国会および政党

国会の各権限・政党の位置づけを学ぶ

[免責特権事件, 日商岩井事件(一審), 日本新党事件]

## 第10回 内閣

内閣の権限・解散権の所在・独立行政委員会の合憲性を学ぶ

[ロッキード事件, 米内山事件, 独立行政委員会違憲訴訟(一審)]

## 第11回 裁判所(1)

司法権の意味・付随的司法審査制・法律上の争訟・部分社会論を学ぶ

[板まんだら事件, 種徳寺事件, 富山大学事件, 共産党袴田事件]

## 第12回 裁判所(2)

司法審査の限界・統治行為論・自律行為論・自由裁量論を学ぶ

[警察予備隊違憲訴訟, 警察法改正無効事件, 砂川事件, 苛米地事件]

## 第13回 憲法訴訟

憲法判断の方法・違憲判決の効力・違憲の対象を学ぶ

[第三者所有物没収事件, 猿払事件(1審のみ), 堀越事件, ハンセン病訴訟(1審のみ)]

## 第14回 財政・地方自治

財政民主主義・租税法律主義・地方自治の本旨・条例制定権を学ぶ

[東京都壳春条例事件, 旭川健康保険条例事件, 外形標準課税事件]

## 第15回 平和主義

安全保障と司法審査・自衛隊派遣の問題を学ぶ

[長沼ナイキ訴訟(最高裁もあり), 恵庭事件(1審のみ), 百里基地訴訟, 自衛隊イラク派遣違憲訴訟(2審のみ)]

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
行政法 1	2年次	必修科目	前期	金曜・2/4 時限 (インテンシブ科目)	下井康史

### 【科目的ねらい】

いわゆる行政法総論の主要論点について、通説や判例の状況を的確に理解すること、および、様々な法理論を具体的な事例に当てはめて活用できる能力を涵養すること、以上を通じて、論述能力を涵養することが本科目のねらい（到達目標）である。具体的に取り扱う分野は、行政法の基本原理（行政組織法の基本を含む）と行政作用法総論（行政の行為形式、行政上の義務履行確保措置等）であるが、必要に応じ、行政救済法の論点（その詳細は「行政法2」で扱われる）にも言及する。

### 【授業の方法等】

基礎的事項の確認から始めて、可能な限り、裁判例の検討に注力する。以下の点に留意されたい。

- ・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。
- ・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
- ・レジュメはMOODLEにアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業1週間前。なおレジュメ以外の資料はMOODLEアップのみとする。
- ・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
- ・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発し、回答を求める。特に、論述能力の涵養を企図したQについて中心的に質問を発し、これに対する回答を踏まえた多方向的なやり取りを通じて論述能力を涵養する。

### 【教材等】

授業時には以下の2冊を必ず持参すること。

- ・野呂充他編『ケースブック行政法（第7版）』（弘文堂、2022年）（以下「CB」と略称する）
- ・木村琢磨『プラクティス行政法（第3版）』（信山社、2022年）  
主要な参考書については別途資料を配付する。

### 【成績評価】

平常点（小テスト30%）、中間試験（30%）、学期末試験（40%）で評価する。

### 【備考】

- ・時間の制約がある以上、検討すべき事項を授業内で網羅することはできない。授業で詳しく検討し得なかった事項については、各自の自学自習で補つてもらうことになる。
- ・自学自習の手がかりは、可能な限り、レジュメにおいて提供する。
- ・行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。授業に持参する六法に掲載されていない条文についても参照できるよう準備しておくことが求められる。
- ・小テスト・学期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないものののみ持ち込みを認める。

### 【各回の内容】

以下では、各回で扱うテーマの他、各回で扱う予定の重要判例を挙げる。CBに【重要判例】として掲載されていないものは資料で提供する。

なお、説明の順序は一般的な教科書やCBのそれとは異なる。その理由は、適宜、授業中に説明する。

#### 第1回 行政法の基礎事項、行政法の基本原則（1）

行政法の基礎事項を扱う。具体的な論点は、行政法の法源、行政組織法の基礎事項、行政活動の分類、規範の種類、行政活動の法的効力を争う訴訟の類型（概略）等である。

#### 第2回 行政法の基本原則（2）

行政法の基本原則を扱う。具体的な論点は、法律による行政の原理その他の行政法の一般原則（信義則や比例原則、平等原則、手続的正義の原則）等である。

- ・CB9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件

- ・ C B 9-2 飲酒運転一斉検問事件
- ・ C B 3-1 個人タクシー事件
- ・ C B 3-6 成田新法事件

### 第3回 行政法の基本原則（3）、情報公開・個人情報保護

第2回に引き続き行政法の基本原則を取り上げた後、行政機関情報公開法と個人情報保護法の主要論点を扱う。具体的な論点は、公法と私法、行政上の法律関係における民事法の適用、情報公開の概念・目的・対象、開示請求制度、開示・不開示決定に対する争訟手続、個人情報保護の概念・目的・対象、本人開示・訂正・利用停止の各請求制度等である。

- ・ C B 9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件
- ・ C B 9-4 酒屋青色申告承認申請懈怠事件
- ・ 最決平成 21 年 1 月 15 日 沖縄ヘリ墜落事件
- ・ C B 10-4 大田区指導要録事件

### 第4回 行政行為（行政処分）（1）——行政行為の特質

行政の各行為形式を概観した後、行政行為を扱う。具体的な論点は、行政行為の意義、行政処分概念との関係、行政行為（処分）と性質決定されることの法的帰結、行政行為の特質等である。

- ・ C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件
- ・ C B 15-6 東京都教育委員会国旗国歌訴訟（予防訴訟）
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件
- ・ C B 11-10 労災就学援護費不支給事件

### 第5回 行政行為（行政処分）（2）——効力①

行政争訟法制を概観した後、第4回に引き続き行政行為を扱う。具体的な論点は、公定力、不可争力等である。なお、授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は、第1回～第5回授業で扱った内容である。

- ・ C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件

### 第6回 行政行為（行政処分）（3）——効力②、瑕疵、取消し・撤回①

第5回に引き続き行政行為の効力を取り上げた後、行政行為の瑕疵、行政行為の取消し・撤回を扱う。具体的な論点は、（自力）執行力、不可変更力、行政行為の無効事由、行政行為の（職権）取消しと撤回の特質等である。

- ・ C B 2-8 東京都建築安全条例事件
- ・ C B 2-9 名古屋冷凍倉庫固定資産税等国家賠償事件
- ・ C B 2-1 山林所得課税事件
- ・ 最判昭和 37 年 7 月 5 日 飯岡村農地委員会事件
- ・ C B 2-2 譲渡所得課税無効事件
- ・ C B 2-7 ネズミ講課税処分事件分事件

### 第7回 行政行為（行政処分）（4）——取消し・撤回②、種類、裁量①

第6回に引き続き行政行為（処分）の取消し・撤回を取り上げた後、行政行為の種類と行政裁量を扱う。具体的な論点は、取消し・撤回についての法律の根拠の要否、取消し・撤回の制限、裁量の意味、裁量の検討単位、行政庁に裁量が認められる場合如何等である。なお、行政行為（処分）における裁量を中心に取り扱うが、適宜、行政立法等、他の行為形式における裁量にも言及する。

- ・ C B 16-7 辺野古訴訟
- ・ C B 2-3 優生保護医指定撤回事件
- ・ C B 2-10 被災者生活再建支援金支給決定取消事件
- ・ C B 2-5 パチンコ屋名義貸し事件
- ・ C B 4-7 山陽自動車道収用補償金増額請求事件

### 8回 行政行為（行政処分）（5）——裁量②、附款

第7回に引き続き行政裁量を取り上げた後、行政行為の附款と行政処分手続を扱う。具体的な論点は、行政裁量に対する司法審査のあり方、附款の意味と限界、行政手続の意味等である。

- ・ 最判昭和 29 年 7 月 30 日 京都府立医科大学事件
- ・ C B 4-6 「エホバの証人」剣道実技拒否事件
- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ 長束小学校事件
- ・ C B 4-2 神戸全税関事件
- ・ C B 4-10 東京都教職員国旗国歌訴訟（取消訴訟）

- ・ C B 4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・ C B 16-7 辺野古訴訟
- ・ C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・ C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・ C B 4-9 小田急訴訟（本案）
- ・ 最判令和 5 年 11 月 17 日 「宮本から君へ」事件

#### 第9回 行政行為（行政処分）(6) ——行政手続①

第8回に引き続き行政処分手続を扱う。具体的には、申請に対する処分の手続の制度を説明する。

#### 第10回 行政行為（行政処分）(7) ——行政手続②

第9回に引き続き行政処分手続を取り上げた後、行政上の義務履行確保を扱う。具体的な論点は、不利益処分の手続、理由提示、手続的瑕疵の効果である。なお、授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は、第6回～第10回授業で扱った内容である。

- ・ C B 3-5 旅券発給拒否処分理由付記事件
- ・ C B 3-8 一級建築士免許取消事件
- ・ C B 3-1 個人タクシー事件
- ・ C B 3-3 群馬中央バス事件
- ・ 東京高判平成 13 年 6 月 14 日医師国家試験受験資格認定事件

#### 第11回 行政行為（行政処分）(8) ——行政手続③、行政上の義務履行確保

第10回に引き続き行政手続を取り上げた後、行政上の義務履行確保制度について、即時強制を含めて扱う。具体的な論点は、理由追加の可否、行政上の義務履行確保制度の種類、同制度と法律による行政の原理との関係、行政代執行法、行政上の強制徴収、直接強制、執行罰、司法的執行、行政罰、その他の義務履行確保システム、即時強制等である。

- ・ C B 3-4 中京税務署法人税増額更正事件
- ・ C B 10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件
- ・ C B 3-2 大分税務署法人税増額更正事件
- ・ C B 3-7 ベンジン事件
- ・ C B 7-4 宝塚市パチンコ店建築中止命令事件

#### 第12回 行政調査、行政立法（1）

行政調査と行政立法を扱う。具体的な論点は、行政調査の意味・種類、行政調査と法律による行政の原理との関係、行政調査手続、行政立法の意味・種類、法規命令の意味・種類、委任命令への委任方法、委任命令の限界、行政規則の効力等である。

- ・ C B 6-1 川崎民商事件
- ・ C B 6-2 荒川民商事件
- ・ C B 1-5 幼児接見不許可事件
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件

#### 第13回 行政立法（2）、条例（1）

第12回に引き続き行政立法を取り上げた後、条例を巡る主要論点を扱う。具体的な論点は、行政規則の種類・効力・外部化、自己拘束の法理、事案の個別事情審査、委任条例と独自条例の違い、条例の違法性判断基準等である。

- ・ 最判昭和 33 年 3 月 28 日 パチンコ球遊器事件
- ・ C B 1-1 墓地埋葬通達事件
- ・ C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・ C B 3-8 一級建築士免許取消事件（田原補足意見）
- ・ C B 13-9 北海道パチンコ店営業停止命令事件
- ・ C B 1-2 徳島市公安条例事件

#### 第14回 条例（2）、行政計画、行政契約、行政指導（1）

第13回に引き続き条例を取り上げた後、行政計画、行政契約、行政指導を扱う。具体的な論点は、条例の違法性判断基準、行政計画の意味、行政契約の意味・種類、行政契約に対する法的統制、行政指導の意味・種類・機能等である。

- ・ C B 1-2 徳島市公安条例事件
- ・ C B 1-5 宗像市環境保全条例事件
- ・ C B 9-8 福間町公害防止協定事件
- ・ C B 5-2 石油カルテル事件

- ・ C B 5-4 武藏野市水道法違反事件
- ・ C B 5-3 品川マンション事件

#### 第 15 回 行政指導（2）

第 14 回に引き続き行政指導を扱う。具体的な論点は、行政指導に対する法的統制、行政手続法第 4 章・第 4 章の 2 等である。なお、授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は、第 11 回～第 15 回授業で扱った内容である。

- ・ C B 5-3 品川マンション事件
- ・ C B 5-4 武藏野市水道法違反事件
- ・ C B 5-5 武藏野市教育施設負担金事件
- ・ C B 5-1 中野区特殊車両通行認定事件

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教員
行政法 2	2 年次	必修科目	後期	月曜・2/3 時限 (インテンシブ科目)	木村琢磨

### 【科目のねらい】

行政救済法（行政訴訟、行政上の不服申立ておよび国家補償からなる法分野）に関する諸制度とそれに関する判例を正確に理解し、具体的な事例に当てはめられるようにすることを目標とする。また、こうした法適用能力を習得することと並行して、上記の事例などをもとにした論述能力の向上を目指す。

### 【授業の方法等】

行政法全体の基礎的な事項の確認をしながら、判例を素材にして、問題の所在と解決方法について考察していく。授業の方法としては、予習課題などをもとにした双方向方式を取り入れながら授業を行う。

基本的には、同時双方向型のメディア授業（Google Meetによるもの）によって行うが、一部、対面のインテンシブ方式を採用する。詳細については、開講前に、Moodle の本授業科目のサイトを通じて伝達する（開講日の1週間前を目途に、初回の予習範囲および予習課題とともに掲示する）。

### 【教材等】

稻葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第7版〕』（弘文堂、2022年）

別冊ジュリスト『行政判例百選 I・II 〔第8版〕』（有斐閣、2022年）

木村琢磨『プラクティス行政法〔第3版〕』（信山社、2022年）

上記の教科書については、2025年1月に刊行された「第3版第2刷」において、重要な加筆がなされているので、必ずこのバージョンを用いること（千葉大生協ブックセンターには依頼済み）。

### 【成績評価】

平常点30%（おおむね小テスト25%，発言状況等5%），中間試験30%，学期末試験40%の割合で評価する。

### 【備考】

この授業において中心的な考察対象となる行政事件訴訟法や行政不服審査法については、近時の法改正等をうけて、議論状況が大きく変化している。そのため、授業内容、取り扱う順序等については、判例・学説の動向を踏まえて変更する可能性がある。取り上げる判例等の詳細については、原則として各授業日の1週間前を目途に指示する。

開講に先立って、上記の指定教科書を通読しておくこと。

### 【各回の内容】

#### 第1回 行政救済法序論

取消訴訟の実際的な問題状況を確認しながら、行政救済法に関するイントロダクションを行う。個別の論点としては、法律上の争訟や公権力性の意義の問題などを取り上げ、最高裁判所規則改正事件（最判平成3年4月19日民集45巻4号367頁）や大阪空港訴訟（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）をはじめとした重要判例の意義を考察する。

#### 第2回 取消訴訟の対象(1)

处分性の概念を定式化した大田区ごみ処理場設置事件（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）や福岡消防長不同意事件（最判昭和34年1月29日民集13巻1号32頁）をはじめとした最高裁判例を取り上げ、取消訴訟の訴訟要件について概観する。

#### 第3回 取消訴訟の対象(2)

第2回の授業内容をうけて、冷凍スマーカマグロ食品衛生法違反通知事件（最判平成16年4月26日民集58巻4号989頁）、浜松市土地区画整理事業事件（最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁）、横浜市保育所廃止条例事件（最判平成21年11月26日判時2063号3頁）など、比較的最近の最高裁判決を検討し、他の訴訟要件等の論点との関連を含めて、判例の動向について考察する。

#### 第4回 取消訴訟の原告適格

主婦連ジャース事件（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）、新潟空港訴訟（最判平成

元年2月17日民集43巻2号56頁), もんじゅ訴訟(最判平成4年9月22日民集46巻6号571頁), 伊場遺跡訴訟(最判平成元年6月20日判時1334号201頁)などの重要判例を素材として, 取消訴訟の原告適格について考察する。あわせて, 新潟空港訴訟やもんじゅ訴訟を主たる素材として, 取消訴訟における違法主張制限の問題を検討する。

#### 第5回 訴えの利益の事後消滅

名古屋郵便局免職処分取消訴訟(最大判昭和40年4月28日民集19巻3号721頁), 自動車運転免許停止処分事件(最判昭和55年11月25日民集34巻6号781頁)などを素材として, 取消訴訟における訴えの利益の客観的消滅について考察する。

#### 第6回 無効等確認訴訟

無効等確認訴訟に関する諸問題について, 取消訴訟と比較しながら, もんじゅ訴訟(最判平成4年9月22日民集46巻6号1090頁)や土地改良区換地処分事件(最判昭和62年4月17日民集41巻3号286頁)などを素材にして考察する。

#### 第7回 義務付け訴訟・差止訴訟・不作為違法確認訴訟

義務付け訴訟と差止訴訟について, それぞれの救済範囲等を取消訴訟や確認訴訟の場合と対比しながら, 横川川訴訟(最判平成元年7月4日判時1336号86頁)や君が代訴訟(最判平成24年2月9日判時2152号24頁)などを素材にして考察する。あわせて, 不作為違法確認訴訟の実際的意義についても, 主として義務付け訴訟との関係で検討する。

#### 第8回 当事者訴訟

当事者訴訟について, 特に平成16年改正によって明文化された確認訴訟の意義に注目しながら, 在外邦人選挙権訴訟(最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)や国籍法違憲判決(最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁)などを素材にして考察する。あわせて, 他の当事者訴訟の類型の活用例や民事訴訟との区分についても検討する。

#### 第9回 住民訴訟

住民訴訟の制度を概観したうえで, 特に財務会計行為や違法性の承継に関する基本判例として, 一日校長事件(最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁)や林道開設住民訴訟(最判平成2年4月12日民集44巻3号431頁)を中心に検討し, 住民訴訟の実際的な機能について考察する。

#### 第10回 行政訴訟の審理・判決

取消訴訟を中心とした行政訴訟の審理・判決について概観し, 横浜市保育所廃止条例事件(最判平成21年11月26日判時2063号3頁)や健康保険医療費値上げ事件(東京地決昭和40年4月22日行裁集16巻4号708頁)などをもとに, 救済の実効性に関する諸問題を検討する。

#### 第11回 仮の救済

取消訴訟を中心とした行政訴訟の仮の救済について, 弁護士懲戒執行停止事件(最決平成19年12月18日判時1994号21頁)や阪神高速道路事件(神戸地尼崎支決昭和48年5月11日訟月19巻12号33頁)をはじめとした基本的な判例を素材にしながら, 仮処分の許容範囲や訴訟要件論との関連性を含めて考察する。

#### 第12回 国家賠償法1条

国家補償制度を概観したうえで, 奈良過大更正処分国家賠償事件(最判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁)や京都宅建業者事件(最判平成元年11月24日民集43巻10号1169頁)をはじめとした国家賠償法1条に関する判例を検討する。

#### 第13回 国家賠償法2条

国家賠償法1条との比較を交えながら, 高知落石事件(最判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁)や多摩川水害訴訟(最判平成2年12月13日民集44巻9号1186頁)をはじめとした国家賠償法2条に関する判例を検討する。

#### 第14回 損失補償

倉吉都市計画街路事業用地収用事件(最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁)や盛岡都市計画制限損失補償請求事件(最判平成17年11月1日判時1928号25頁)をはじめとした損失補償に関する判例を分析し, 憲法29条などの解釈論のあり方を検討する。あわせて, 損失補償の訴訟手続に関する諸問題にも触れる。

#### 第15回 行政上の不服申立て

行政上の不服申立てについて, 行政不服審査法上の制度を中心に概観し, 平成26年の法改正の意義を示しながら, 米子鉄道郵便局懲戒免職事件(最判昭和62年4月21日民集41巻3号309頁)や大和郡山市固定資産評価審査委員会事件(最判平成2年1月18日民集44巻1号253頁)をはじめとした基本判例を考察する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
公法演習1	3 年次	自由選択科目	前期	火曜・5 時限	手塚 崇聰

【科目のねらい】

判例や学説を基に憲法論理を組み立てる作業を学びながら、憲法問題を読み解く力を身につけることを目的とする。論述能力を養い、実践的な問題に対処できるようになることを目指す。

【授業の方法等】

授業は、対面で実施する。事前に教員が指定した事案の起案を当該授業日までに行ってくることを前提に、当該起案に対する解説及び質疑応答を行う。ただし、中間試験を第4回目に行い、期末試験を第8回目に行う。なお、これらの試験の解説及び講評については、オンデマンド形式で行う予定である。

【教材等】

関連資料は適宜配布し、参考文献も適宜授業中に指示する。なお、参考文献として以下のものを挙げておく。

- ①駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社、2013年）
- ②宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』〔第2版〕（日本評論社、2014年）
- ③大沢秀介=大林啓吾編『憲法事例演習』（成文堂、2017年）
- ④松本和彦『事例問題から考える憲法』（有斐閣、2018年）
- ⑤横大道聰編著『憲法判例の射程〔第2版〕』（弘文堂、2020年）
- ⑥曾我部真裕ほか編『憲法論点教室』（日本評論社、2020年）

【成績評価】

平常点（発言状況及び小テスト）10%，中間試験および期末試験（いずれも起案）90%で評価する。

【備考】

「憲法」の既修者を対象とする。隔週での開講を予定し、初回は、4月15日（火）に実施する。

【各回の内容】

第1回（課題の提示と演習）

人権総論を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第2回（課題の提示と演習）

人権各論を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第3回（課題の提示と演習）

人権各論を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第4回（中間試験と解説）

中間試験の起案を受講者が行い、解説を行う。

第5回（課題の提示と演習）

人権各論を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第6回（課題の提示と演習）

人権各論を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第7回（課題の提示と演習）

全般を対象とした事案の起案に対して、解説及び質疑応答を行う。

第8回（期末試験と解説）

期末試験の起案を受講者が行い、解説を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
公法演習 2	3 年次	自由選択科目	後期	木曜・2 時限	下井康史 木村琢磨

### 【科目のねらい】

公法分野のうち、行政法の諸分野について、主として自治体行政に関する具体的課題の考察を通じて、実践的な問題発見能力、問題解決能力、及び、論述能力を涵養することを目的（到達目標）とする。

### 【授業の方法等】

- 対面式で実施するが、同時双方向形式（Google Meet）を併用することもあり得る。文書起案は、基本的に対面式で実施する。
- 主として自治体行政における事案を素材とした文書起案、起案された文書に関する講評、及び、関連する諸問題に関する質疑応答を行うことで論述能力の涵養を図る。

### 【教材等】

起案の回では、起案課題を紙媒体で配布し、質疑応答の回では、レジュメ等を配布する。

基本的な参考書として以下のものがある。

- 別冊ジュリスト『地方自治判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2023年）
- ジュリスト増刊『重要判例解説』（有斐閣、近年のもの）
- 野呂充他編『ケースブック行政法（第7版）』（弘文堂、2022年）

### 【成績評価】

平常点（小テスト。40%）と文書起案（60%）で評価する。

### 【備考】

・本授業科目は、3年次後期の前半に開講される授業科目「自治体と法」とは独立して行われるが、自治体実務の動向等を認識しながら学習を進められるよう、同授業科目と併せて履修することを勧める。

- ・講義・質疑応答の回においては、10分程度を使って小テストを実施する。
- ・起案・小テストのいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みのないものののみ持ち込みを認める（特に指示した場合を除く）。
- ・具体的な開講日程については、後期の開始前に Moodle 上で連絡する。 基本的には、後期の後半に実施するが、後期の前半に実施することもあり得るので、注意すること。

### 【各回の内容】

※授業の具体的な内容と順序は、受講者の学習状況を勘案して、変更する場合がある。

#### 第1回（文書起案）

自治体行政における事案（主として行政法総論に関するもの）について、受講生が文書起案を行う。

#### 第2回（講義・質疑応答）

第1回の起案で問題となった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

#### 第3回（文書起案）

自治体行政における事案（主として行政救済法に関するもの）について、受講生が文書起案を行う。

#### 第4回（講義・質疑応答）

第3回の起案で問題となった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

#### 第5回（文書起案）

自治体行政における事案（行政法総論と行政救済法の双方に関するもの）について、受講生が文書起案を行う。

#### 第6回（講義・質疑応答）

第5回の起案で問題となった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

#### 第7回（文書起案）

自治体行政における事案（行政法総論と行政救済法の双方に関するもの）について、受講生が文

書起案を行う。

**第8回（講義・質疑応答）**

第7回の起案で問題になった論点等について解説を行い、関連する諸問題について質疑応答をする。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
行政法特論	3 年次	自由選択科目	前期	月曜・2 時限	下井康史

### 【科目のねらい】

いわゆる行政法総論の論点に関する判例を検討し、その中で行政救済法の論点も適宜考察することを通じて、様々な法理論を具体的な事例に当てはめて活用できる能力を発展させることと併せて、論述能力を涵養することが本科目のねらい（到達目標）である。なお、第7回授業においては、行政法総論と行政救済法の応用的理解に資するよう、行政不服審査法の内容を検討する。

### 【授業の方法等】

行政法の基本を修得済みであることを前提に、基礎的事項の確認は最低限に止め、裁判例の説明・分析に力点を置く。以下の点に留意されたい。

- ・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。
- ・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
- ・レジュメはMOODLEにアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業1週間前。なおレジュメ以外の資料はMOODLEアップのみとする。
- ・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
- ・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発し、回答を求める。特に、論述能力の涵養を企図したQについて中心的に質問を発し、これに対する回答を踏まえた多方向的なやり取りを通じて論述能力涵養する。

### 【教材等】

野呂充他編『ケースブック行政法（第7版）』（弘文堂、2022年）（「CB」と略称する）をテキストとして用いる。授業に必ず持参すること。参考文献については、行政法1及び行政法2の該当欄を参照のこと。

### 【成績評価】

平常点（小テスト30%）、学期末試験（70%）で評価する。

### 【備考】

- ・各授業の実施日程は、下記から変更することもあり得る。変更する場合は、予めMOODLEにて通知する。
- ・行政法の学習においては、小型六法（ポケット六法、デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。授業に持参する六法に掲載されていない条文についても参照できるよう準備しておくことが求められる。
- ・小テスト・学期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないものののみ持ち込みを認める。

### 【各回の内容】

以下では、各回で扱うテーマの他、各回で扱う予定の重要判例を挙げる。CBに【重要判例】として掲載されていないものについては資料で提供する。

#### 第1回（4月14日） 法規命令①

法規命令を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・CB1-3 サーベル登録拒否事件
- ・CB1-10 CB1-8 医薬品ネット販売権確認等請求事件

#### 第2回（4月21日） 法規命令②・行政規則

法規命令と行政規則を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・CB1-9 泉佐野市ふるさと納税事件
- ・最判昭和33年3月28日 パチンコ球遊器事件
- ・CB4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・CB13-9 北海道パチンコ店営業停止命令事件
- ・CB13-2 運転免許停止処分取消請求事件
- ・最判平成25年4月16日 水俣病認定義務付け訴訟（熊本）

#### 第3回（5月8日） 行政行為（処分）①

行政行為（処分）について、その概念や法的機能を明らかにした上で、行政契約との関係や撤回に関する最高裁判例を取り上げる。

- ・C B 11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件
- ・C B 11-9 御所町二項道路指定事件

#### 第4回（5月19日） 行政行為（処分）②・行政裁量①

行政行為（処分）の職権取消しや行政裁量を巡る最高裁判例を取り上げる。

- ・C B 16-7 辺野古訴訟
- ・C B 4-7 山陽自動車道収用補償金増額請求事件
- ・C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・C B 1-3 サーベル登録拒否事件
- ・C B 8-5 三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
- ・最判平成24年2月28日 生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）
- ・C B 4-9 小田急訴訟（本案）
- ・C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・最判平成18年9月14日 弁護士懲戒事件
- ・最判昭和29年7月30日 京都府立医科大学事件
- ・最判昭和48年9月14日 長東小学校事件
- ・C B 4-2 神戸全税関事件
- ・C B 4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・最判平成19年12月7日 獅子島事件
- ・C B 15-6 厚木基地第4次航空機運航差止訴訟

#### 第5回（5月26日） 行政裁量②

行政裁量を巡る最高裁判例について、とりわけ、司法による裁量統制のあり方を検討する。

- ・C B 4-4 マクリーン事件本案訴訟
- ・C B 4-5 伊方原発訴訟
- ・C B 4-1 日光太郎杉事件
- ・C B 4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件
- ・C B 4-9 小田急訴訟（本案）
- ・最判平成19年12月7日 獅子島事件
- ・C B 16-7 辺野古訴訟
- ・C B 8-5 三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
- ・最判平成24年2月28日 生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）

#### 第6回（6月16日） 行政法の一般原則・行政手続法

行政法の一般原則である平等原則に関する最高裁判例を取り上げ、関連する諸問題にも言及した後、行政手続法の諸論点のうち、手続的瑕疵の効果に関する裁判例を検討し、併せて、取消判決の効力を論じる。

- ・C B 1-7 高根町簡易水道給水条例事件
- ・C B 11-15 横浜市保育所廃止条例事件
- ・C B 10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件
- ・C B 3-4 中京税務署法人税増額更正事件
- ・C B 3-7 ベンジン事件

#### 第7回（6月23日） 行政不服審査法・小テスト

行政不服審査法の基本を概説し、重要判例の概要を確認する。なお、授業の最後に小テストを実施する。

- ・最判昭和29年10月14日民集8巻10号1858頁
- ・C B 13-5 米子鉄道郵便局事件

#### 第8回（6月30日） 個別法の解釈

個別行政法の解釈が問題となった判例について、最高裁判例を中心に取り上げる。併せて、処分性が争われた判例のうち、個別法解釈が特に複雑なものを検討する。

- ・C B 8-2 ストロングライフ事件
- ・C B 8-4 松任市廃棄物処理業不許可処分事件
- ・C B 11-12 冷凍スマーカマグロ食品衛生法違反通知事件

- ・ C B 11-13 登録免許税還付通知拒否事件
- ・ C B 11-17 旭川市有害物質使用特定施設廃止通知事件

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民法 1	1 年次	必修科目	前期	火曜・3 時限	田中宏治

### 【科目のねらい】

・基礎を徹底的に理解するように努め、応用問題に直面しても、原理原則から考えてゆけば解決できる、という自信を得られるようにしたい。そして、それによって論述力の涵養も図ることができる。

・具体的には、民法総則・物権総論・用益物権について、基礎を理解し、当事者の望むところを的確に法的構成する能力を身に付けることを目標とする。具体的には、そもそも法的構成とは何かを理解したうえで、上記範囲について、オーソドックスな（伝統的な）法解釈（判例多数説であることが多い）の事実への適用ができるようになることを最低到達目標とする。扱う項目は基本項目に限定し、学説や判例も少な目に扱う。

・本科目で扱う内容、とりわけ、民法総則は、民法を始め他の法律科目の基礎となるため、重点を置いて学習するべきである。とくに、冒頭から扱う「法律行為」を中心に法体系の全体像を把握することが大切である。

### 【授業の方法等】

・対面授業である。ただし、休講による補講をメディア授業とする可能性があり、その際には、Moodle を通じて通知する。

・予習は、各回の範囲について講義案と体系書を用いて各自が行う。

・授業は、毎回の予習を前提に、分かりにくい箇所や誤解しやすい問題などを、単純化した事例を多く用いて行う。

・復習は、これを重視して、正確に法的構成できるまで各自が行う。

### 【教材等】

Moodle を通じて講義案を配布する。

また、講義案で紹介する参考文献を積極的に参照することが望ましい。学習用の体系書は各自が自由に選んでよいが、代表的なものは授業中に紹介する。

### 【成績評価】

基準：上記最低到達目標にどの程度達しているか、すなわち、基礎を理解しているか、オーソドックスな条文解釈に基づく法的構成の能力を事例問題において示すことができるか、を基準にする。

ウェイト：平常点（教室での質疑応答状況による）を 30%，中間試験を 30%，学期末試験を 40% の割合で評価する。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 民法入門

民法の学習方法、本授業の方法、「法」、法の適用 1

#### 第 2 回 民法総論 1

法の適用 2、法の解釈

#### 第 3 回 民法総論 2

法適用の三原理、私的自治の原則 1

#### 第 4 回 民法総論 3

私的自治の原則 2、日本民法典の構成

#### 第 5 回 通則、人、法人

第 1 章 通則、第 2 章 人、第 3 章 法人

#### 第 6 回 物、法律行為 1（総則、意思表示）

第 4 章 物、第 5 章 法律行為（第 1 節 総則、第 2 節 意思表示 1）

#### 第 7 回 法律行為 2（意思表示）

第 5 章 法律行為（第 2 節 意思表示 2）

#### 第 8 回 法律行為（代理 1）

第 5 章 法律行為（第 3 節 代理 1）

#### 第 9 回 法律行為 3（代理 2、無効・取消し、条件・期限）、期間の計算

第5章 法律行為（第3節 代理2, 第4節 無効および取消し, 第5節 条件および期限）, 第6章 期間の計算

**第10回 時効**

第7章 時効

**第11回 物権入門, 所有権の効力（物権的請求権）**

第2編 物権 第1章 総則1

**第12回 物権変動1（総論, 不動産）**

第1章 総則2

**第13回 物権変動2（動産）, 占有1（取得）**

第1章 総則3, 第2章 占有权（第1節 占有权の取得）

**第14回 占有权2（効力, 消滅, 準占有）, 所有権1（限界）**

第2章 占有权（第2節 占有权の効力, 第3節 占有权の消滅, 第4節 準占有）, 第3章 所有権  
(第1節 所有権の限界, 第2節 所有権の取得)

**第15回 所有権2（取得, 共有）, 用益物権**

第3章 所有権（第3節 共有）, 第4章 地上権, 第5章 永小作権, 第6章 地役権

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民法2	1年次	必修科目	後期	金曜・2時限	大山和寿

#### 【科目のねらい】

受講者が、下記のようになることをねらいとしています。

1. 受講者が、債権総論及び担保物権法の各制度について、制度趣旨を説明できる。
2. 受講者が、債権総論及び担保物権法の各論点について、判例・通説の根拠を説明できる。
3. 受講者が、債権総論及び担保物権法について、判例・通説に従って問題を解決できる。

#### 【授業の方法等】

対面方式の授業として実施します。もっとも、反転学習（知識習得の要素を教室外で済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）とするので、事前に予習動画を視聴していただきます。授業時には、予習動画を視聴していることを前提に、小テスト（確認テスト）を行います（動画配信についてはMoodleを使う予定ですが、初回については私が千葉大学のシステムを利用するID等を取得できていない可能性があり、その場合には初回のみ、予習動画を用意せずに、動画を視聴することを前提とした小テスト（確認テスト）を行わず、講義と問答により対面授業を行います）。小テスト（確認テスト）といっていますが、文章（ミニレポート）を書いていただくこともあります。また、対面授業の内容（問答など）に基づいて授業内で各自で解答していただくこともあります。

小テスト（確認テスト）を行う関係上、毎回通信可能なデバイス（パソコン、タブレット、スマートフォンなど。文章を書いていただくこともありえるので、パソコンを推奨）を持参してください。

#### 【教材等】

教科書 内田貴・民法III債権総論・担保物権〔第4版〕（東京大学出版会、2020年）

但し、譲渡担保立法が予定されている関係で、授業時までに改訂版が出版された場合には、改訂版によります。

この科目的守備範囲である債権総論・担保物権のすべてを、限られた授業回数の予習動画で詳細に解説することはできないため、教科書の自習に委ねるところは多くなります。

#### 【成績評価】

平常点（発言など参加の状況、小テスト、ミニレポートなど）30%， 中間試験 30%， 学期末試験 40%， とします。

#### 【各回の内容】民法入門等の動画から考えて行けばよいか

##### 第1回 導入・債権一般

全体の導入の後、債権とはどのような権利なのかを扱います（教科書第1章、第2章）。

##### 第2回 弁済〔弁済者代位を除く〕を中心に債権の消滅

教科書第3章一

##### 第3回 債務不履行

教科書第4章（履行の強制を中心にする予定です）

##### 第4回 債務不履行（続き）、相殺

教科書第4章、第10章

##### 第5回 債権者代位

教科書第11章二

##### 第6回 詐害行為取消

教科書第11章一

##### 第7回 債権譲渡

教科書第8章

##### 第8回 多数当事者の債権関係（連帶債務を中心に）

教科書第13章

第9回 多数当事者の債権関係（保証を中心に）

教科書第12章

第10回 担保物権総論

各種の担保物権について概観します。

第11回 抵当権総論（続き）、抵当権の目的物

教科書第14章二、同四1。担保物権の性質の話も、前回に扱えなかった場合には、この回で扱います。

第12回 抵当権に基づく物上代位

教科書第14章四2

第13回 法定地上権

教科書第14章四3

第14回 抵当権侵害、弁済による代位

教科書第14章五3、第3章6(3)

第15回 非典型担保

教科書第16章。時間の関係で概観に留まります。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民法3	1 年次	必修科目	前期	月曜・2 時限	白石友行

#### 【科目のねらい】

この授業は、債権各論（契約、事務管理、不当利得、不法行為）について、基本的な考え方を習得することを目的とする。この授業では、債権各論に関わる諸制度や条文を理解すること、さまざまな判例や裁判例を正確に理解すること、日常生活や取引活動の中で起こる事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身につけること、他の民法関連科目とあわせて民法全体の基本的な仕組みを理解すること、将来の法曹としての実務に必要な論述能力を涵養することなどが目標になる。

#### 【授業の方法等】

この授業は「対面授業」である。また、この授業は、可能な限り講義と問答を組み合わせて実施される。この授業は、学生があらかじめ配布される資料にしっかりと目を通してきていることを前提として、質疑応答などをまじえながら進められる。また、論述能力を養うことを目的として、適宜、レポートまたは小テストなども実施される。

#### 【教材等】

授業は、担当者が作成し Moodle 上であらかじめ配布する資料を用いて行われる。教科書については指定しない。一般的な参考書や参考文献については、授業の中で紹介する。

#### 【成績評価】

平常点 30%（発言状況、小テストや小レポートなど）、中間試験 30%，学期末試験 40%

#### 【各回の内容】

##### 第1回 契約総論、契約の成立、定型約款

まず、この授業で扱う内容について簡単な説明をする。次に、契約と契約法の全体像をそのプロセスに即して説明するとともに、契約法の基本原則、契約の種類や分類についても検討する。また、契約の成立に関する基本的なルール、具体的には、申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の方法による契約の成立を扱う。最後に、定型約款にも言及する。

##### 第2回 契約の効力

契約の効力に関する問題として、履行請求の意義とその限界、同時履行の抗弁権、事情変更、危険負担、第三者のためにする契約を扱う。具体的には、まず、債権一般との関係に留意しつつ、契約から生じた債権の履行請求の意義とその限界を説明する。次に、同時履行の抗弁権について、その意義、機能、要件、効果を検討する。併せて、不安の抗弁権にも触れる。また、事情変更について、その意義、趣旨、要件、効果を整理する。最後に、危険負担について、その意味と基本的な考え方を概説し、契約解除との関係も含め、その存在意義を検討する。また、第三者のためにする契約についても概観する。

##### 第3回 契約の解除

契約の解除を扱う。まず、解除の意味、種類、機能などを概観したうえで、その要件を、民法の枠組に従い、催告解除と無催告解除とに分けて説明する。その後、解除権の行使、不可分性、消滅などの問題を整理する。最後に、解除の効果の基本的な考え方を整理し、不当利得との関係にも留意しつつ、原状回復をめぐる様々な問題、解除と第三者に関する問題を検討する。

##### 第4回 売買①

まず、売買法の基本構造を整理する。その後、予約と手付を中心に売買の成立に関わる諸問題を検討する。併せて、買戻しにも簡単に言及する。また、売買の効力の問題のうち、売主の権利移転義務に関する問題（他人物売買など）を扱う。最後に、売主の契約適合性に関する義務とその責任に関する基本的な考え方を整理する。

##### 第5回 売買②

第4回の授業に続き、売買の効力の問題を扱う。この回の授業では、まず、売主が契約の内容に適合する目的物を引き渡さなかった場合や、契約の内容に適合する権利を移転しなかった場合において、買主に認められている救済手段と、売主の契約不適合の責任に関するさまざまな問題（競売の場合の取扱い、免責特約や責任制限特約の効力、債権の売主の契約不適合の責任など）を検討する。次に、買主の義務を整理する。最後に、売買の目的物が滅失または損傷した場合の規律を整理

する。

#### 第6回 贈与、消費貸借、使用貸借、賃貸借①

贈与については、その基本構造を概観したうえで、その成立（特に贈与の解除）、効力（特に贈与者の義務）、特殊な贈与などを検討する。消費貸借については、その基本構造を概観したうえで、その成立、効力（特に貸主と借主の義務）などを扱う。また、使用貸借については、その基本構造を概観したうえで、その認定、効力、終了などの問題を整理する。最後に、賃貸借について、その意味、具体例、民法と借地借家法との関係などを確認する。

#### 第7回 賃貸借②

第6回の授業の内容を前提として、まず、賃貸借の成立およびその成立の際に交付される金銭（特に敷金）に関わる諸問題を扱う。次に、賃貸借の効力に関わる問題として、当事者の義務についての民法上の規律、借地借家法による権利義務調整の問題（賃料増減額請求、建物・造作買取請求など）を概観する。また、賃貸借の対抗力に関わる問題として、民法と借地借家法それぞれにおける賃貸借の対抗力の規律、賃貸人の地位の移転、賃借権の対外的効力を検討する。

#### 第8回 賃貸借③、雇用、請負①

第6回および第7回の授業の内容を前提として、まず、譲渡および転貸とこれらをめぐって生ずるさまざまな法的問題を扱う。次に、賃貸借の終了との関連で、期間満了・解約申入れによる終了と更新に関する問題、賃貸借契約の解除に関する問題、賃借権（借家権）の承継に関する問題を取り上げる。最後に、民法が予定している四つの役務提供契約の性質と異同などを確認したうえで、雇用の概観を行う。

#### 第9回 請負

請負を扱う。まず、当事者の基本的な義務を概観する。次に、請負との関連で、目的物所有権の帰属の問題を検討する。また、目的物が滅失または損傷した場合の規律についても整理する。請負の終了と請負人の契約外責任についても言及する。

#### 第10回 委任、寄託、組合、終身定期金、和解、事務管理

委任について、その意味、特質、代理との関係等を整理したうえで、ほかの契約類型や事務管理との関係にも留意しながら、受任者と委任者の権利義務やその終了に関する諸問題などを検討する。その他、寄託に関しては、その意味、成立、当事者の義務、終了、特殊な寄託について、組合に関しては、その意味、組合の業務執行、組合の財産関係、組合員の変動、終了について、和解に関しては、その意味、成立、効力について、民法における基本的なルールを説明する。また、事務管理を概観する。

#### 第11回 不法行為①総論、要件1

まず、不法行為の全体像を概観した後、その基本原則と目的および機能を整理する。次に、不法行為の要件を検討する。この回の授業では、故意・過失と権利・利益侵害を中心的に扱う。故意・過失については、その意味、内容、判断基準などを正確に理解すること、権利・利益侵害については、その意味、内容を正確に理解したうえで、個別の権利・利益に即して不法行為の成否を判断することができるようになることが目的となる。

#### 第12回 不法行為③要件2、効果1

第11回の授業に引き続いて、権利・利益侵害の問題を扱う。また、不法行為の要件のうち、損害および因果関係を検討し、併せて、不法行為責任の阻却事由にも言及する。また、不法行為の効果のうち、損害賠償の範囲および額の決定方法について整理する。

#### 第13回 不法行為④効果2

第11回・第12回の授業の内容を前提として、不法行為の効果のうち、損害賠償の方式、損害賠償を減額するための規律（過失相殺、過失相殺の類推適用、損益相殺、損益相殺的調整）、損害賠償請求権者に関する問題を検討する。また、損害賠償以外の救済手段にも言及し、併せて、差止めにも触れる。更に、損害賠償請求権の消滅時効を扱う。

#### 第14回 不法行為⑤人に関する責任、物に関する責任、共同不法行為

第11回から第13回までの授業の内容を前提として、人に関する責任（特に法定監督義務者の責任と使用者責任など）、物に関する責任（特に工作物責任、動物占有者等の責任、製造物責任など）、共同不法行為について、その意味、趣旨、要件、ほかの制度との関係などを整理し、理解を深める。

#### 第15回 不当利得

不当利得について、まず、その意味と類型を整理する。次に、侵害利得と給付利得に即して、その要件および効果の基本的な考え方を説明する。また、騙取金による弁済、転用物訴権などとして論じられてきた問題を扱う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民法 4	1 年次	必修科目	後期	木曜・1 時限	白石友行

#### 【科目のねらい】

この授業は、家族法について、基本的な考え方を習得することを目的とする。この授業では、家族に関わる諸制度や条文を理解すること、さまざまな判例や裁判例を正確に理解すること、日常生活や取引活動の中で起こる事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身につけること、他の民法関連科目とあわせて民法全体の基本的な仕組みを理解すること、将来の法曹としての実務に必要な論述能力を涵養することなどが目標になる。

#### 【授業の方法等】

この授業は「メディア授業」であり、Google Meet を用いて同時双方向型で行われる。また、この授業は、可能な限り講義と問答を組み合わせて実施される。この授業は、学生があらかじめ配布される資料にしっかりと目を通してきていることを前提として、質疑応答などをまじえながら進められる。また、論述能力を養うことを目的として、適宜、レポートまたは小テストなども実施される。

#### 【教材等】

授業は、担当者が作成し Moodle 上であらかじめ配布する資料を用いて行われる。教科書については指定しない。一般的な参考書や参考文献については、授業の中で紹介する。

#### 【成績評価】

平常点 30%（発言状況、小テストや小レポートなど）、中間試験 30%，学期末試験 40%

#### 【各回の内容】

##### 第1回 家族法の総論 婚姻の成立

まず、この授業で扱う内容について簡単な説明をする。次に、家族法の総論として、家族法の意義、その展開を概観するとともに、家族法に関わる仕組みとして、戸籍、家族に関わる紛争の解決手続を確認し、あわせて、親族について整理する。最後に、婚姻の成立について検討を行う。

##### 第2回 婚姻の効果

婚姻の効果について、人格的な次元の効果と財産的な次元の効果に分けて説明する。前者としては、夫婦の氏、同居・協力・扶助義務、貞操義務等が、後者としては、夫婦財産契約と法定財産制（夫婦別産制、婚姻費用分担、日常家事債務の連帯責任）等が扱われる。

##### 第3回 離婚①

離婚を扱う。まず、離婚の方法を概観したうえで、協議離婚と裁判離婚に分けてその詳細を検討する。次に、離婚の効果を概観したうえで、財産分与（離婚給付）、離婚後の氏と親族関係について検討する。

##### 第4回 離婚②、婚姻外のカップル

まず、第3回の授業に引き続いだり、離婚の効果を扱う。この回の授業では、離婚後の子の問題、具体的には、親権、監護者または子の監護の分掌、子との交流、監護に要する費用の分担に関する問題を取りあげる。次に、婚姻外のカップルとして、婚姻予約、内縁、自由結合カップルに関する問題を検討する。

##### 第5回 実親子①

親子関係の概要を確認したうえで、実親子に関する問題を扱う。具体的には、母子関係の成立または確立の方法、父子関係の成立または確立の方法（嫡出推定、認知）を検討する。また、子の氏のルールを確認する。

##### 第6回 実親子②、養親子

まず、第5回の授業に引き続いだり、実親子の問題を扱う。この回の授業では、生殖補助によって生まれた子の親子関係の問題を検討する。次に、養親子について、普通養子と特別養子に分けて説明する。

##### 第7回 親権、未成年後見

まず、親権について、その概要を確認したうえで、親権を持つ者、その変更、親権の行使、親権の喪失と停止を説明し、その効力に関しては人格的な次元の効果と財産的な次元の効果に分けて整理する。次に、未成年後見についてその概要を説明する。

## 第8回 後見、扶養

まず、基礎民法1の授業内容を確認しながら、後見、保佐、補助、任意後見について、その概要を説明する。次に、扶養の問題を検討する。また、第1回から第8回までの授業のまとめを行う。

## 第9回 相続法の総論、相続開始、法定相続人、相続財産

まず、相続法の総論として、相続に関するルールの概要を説明し、相続開始の原因と場所を確認する。次に、法定相続人、相続資格の剥奪（相続欠格、推定相続人の廃除）を検討する。最後に、相続の効力を概観したうえで、相続財産に関わる問題を整理する。

## 第10回 共同相続

共同相続に関わる問題を扱う。具体的には、共有の意味を確認したうえで、債権債務の共同相続に関わる問題、相続財産に対する持分権の行使に関わる問題等が検討の対象となる。

## 第11回 相続分

まず、法定相続分と指定相続分について、その概要を説明する。次に、具体的相続分について、その概要を確認したうえで、特別受益と寄与分の問題を検討する。併せて、相続分の譲渡についても言及する。

## 第12回 遺産分割、配偶者居住権

まず、遺産分割の問題を扱う。具体的には、遺産分割の意味、内容、手続、無効・取消し・解除・効力等を検討する。次に、配偶者居住権と配偶者短期居住権を扱う。

## 第13回 相続回復請求権、相続の承認と放棄、相続人に不存在等

まず、相続回復請求権に関わる問題を検討する。次に、相続の承認および放棄について、その概要を確認したうえで、熟慮期間、その撤回・取消し・無効、単純承認、限定承認、相続放棄に関する規律を整理する。また、財産分離のルール、相続人不存在の場合のルールを確認する。

## 第14回 遺言

遺言について、その概要を確認したうえで、遺言能力、遺言の内容、遺言の方式、遺言の効力、遺言の撤回、遺言の執行についての基本的なルールを説明する。また、遺贈についても説明する。

## 第15回 遺贈、特定財産承継遺言、遺留分

まず、第14回の授業に引き続いで、遺贈の問題を検討する。具体的には、死因贈与、負担付遺贈、条件付遺贈等が扱われる。次に、特定財産承継遺言の問題を検討する。最後に、遺留分について説明する。併せて、第9回から第15回までの授業のまとめを行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民事法特論 1	1 年次	選択必修科目 3	後期	金曜・3 時限	小島庸輔

### 【科目のねらい】

この科目は、前期に必修科目「基礎民法 1」を履修したがなお民法の学修に不安を抱えている学生を対象として、民法の基礎科目を補う「基礎固め」を目的とするものである。民法学における法的推論、論述などについて、基礎的レベルの指導をする。

具体的には、指定の演習書に準拠して、民法財産法からいくつかのトピックをピックアップして講義する。そこでは、上記の目的に照らして、発展的な判例や学説を扱うのではなく、民法上の各種制度の基礎理論とそれに関連した内容を中心に扱う。こうした学修を通して、知識面での基礎固めをするだけでなく、民法の事例問題を解くために必要なスキルも磨いてもらいたい。

### 【授業の方法等】

本科目は、次の方法による。

予習として、こちらが指定した問題に取り組んできてももらう。それに際しては、体系書などを参考しながら取り組んでもらって構わない。

授業は、予習を前提として、それに関連する事項の説明を中心に講義形式で進める。そこでは、適宜質疑応答を行うほか、各自の予習に対するフィードバックも行う。なお、対面での実施となる。

復習は、各自に委ねる。ただし、下記の成績評価にある通り、その成果を学期末試験で評価することになる。

### 【教材等】

講義資料を配布する。また、演習書として次のものを用いるが、購入の要否については、初回授業で説明するので、その後に各自で判断してもらえばよい。

岩川隆嗣ほか『民法演習はじめて解いてみる 16 問』(有斐閣、2024) を用いる。

### 【成績評価】

平常点（授業への参加、予習の取り組みなど）：40%

学期末試験：60%

※単位の修得のためには、少なくとも8割の出席を要するものとする。公欠であったとしても、公欠とその他の欠席を合わせて4割を超えたときは、単位の修得を認めない。

### 【各回の内容】

#### 第1回 ガイダンス

この科目的進め方、民法の事例問題の取り組み方

#### 第2回 民法総則 1

意思表示の解釈と錯誤

#### 第3回 民法総則 2

虚偽表示

#### 第4回 民法総則 3

表見代理

#### 第5回 物権法 1

不動産物権変動

#### 第6回 物権法 2

動産物権変動と即時取得

#### 第7回 担保物権法 1

物上代位

#### 第8回 担保物権法 2

抵当権に基づく妨害排除請求

#### 第9回 債権総論 1

債務不履行による損害賠償

#### 第10回 債権総論 2

種類債権

**第 11 回 債権総論 3**

詐害行為取消権

**第 12 回 債権総論 4**

債権譲渡

**第 13 回 債権各論（契約法）1**

債務不履行による解除

**第 14 回 債権各論（契約法）2**

契約不適合責任

**第 15 回 債権各論（契約法）3**

賃貸人たる地位の移転

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民事法特論2	1年次	選択必修科目3	前期	火曜・5時限	堀田佳文

### 【科目のねらい】

株式会社法の前半部分（主として会社法総論・株式会社の設立・株式・株式会社の資金調達・機関総論・株主総会）における基本的な制度と問題点を解説する。この科目は、後期に開講される「基礎民事法特論3」と一体的に運用される（そこでは株式会社法の後半部分が取り扱われる）。この両科目を修得することによって会社法全体の基本を身に付けることをねらいとする。「基礎民事法特論2・3」で築いた基礎を踏まえて2年次必修科目の「会社法1・2」にステップアップするようカリキュラムが組まれているので、1年生は必ず「基礎民事法特論2」（および「3」）を履修すること。

### 【授業の方法等】

基本的には教員が学生に講義する方式で授業を実施するが、学生と問答を行ったり小テストを実施したりすること等を通じて、隨時、理解状況を確認する方式も織り交ぜる。また、授業の内容区切りごとにシンプルな事案を題材とする起案課題を課し、これを全員で検討することを通じて、論述能力涵養に向けた初步の手解きも実施する。なお、受講者の理解度合いによっては下記進行予定が若干前後する場合がありうる。

### 【教材等】

『会社法判例百選』（有斐閣）の最新版を用いる。参考書として、高橋美加ほか『会社法』（弘文堂）、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、田中亘『会社法』（東京大学出版会）のいずれも最新版を参照すること。会社法を難しいと感じる人には、概説書として船津浩司『やさしい会社法講義』（日本評論社）、判例集として久保田安彦ほか『会社法判例 40』（有斐閣）を併読することを勧める。

### 【成績評価】

平常点 40%（小テストまたはレポートによる）、学期末試験 60%で評価する。

### 【各回の内容】

#### 第1回 会社法総論

全体的な講義方針を示すとともに、会社法の勉強方法を確認する。法的に見た会社の性質（例えば営利性・社団性・法人性）とその実際の機能を検討する。その前提として、共同企業の形態一般、および会社法上の会社の基本的な法構造と特徴を説明する。

#### 第2回 株式会社法総論

株式会社法の総論として、機関について概要を説明し、コーポレートガバナンス（企業統治）・子コーポレートファイナンス（資金調達）・組織再編の相互関係を概観する。

#### 第3回 株式会社の設立（1）

株式会社の設立手続の特徴について、発起設立を中心に検討する。

#### 第4回 株式会社の設立（2）

出資の履行に関する諸問題、設立中の会社の法律問題、並びに設立無効・会社の不存在・会社の不成立について検討を行う。

#### 第5回 株式と株主（1）

株式の意義、株主の権利と地位について考察する。株主平等原則について検討する。

#### 第6回 株式と株主（2）

株式譲渡自由の原則を踏まえた上で、株式譲渡制限によって生じる諸問題について考察する。

#### 第7回 株式と株主（3）

株式の共有など、特殊な保有形態について検討する。投資単位の調整（併合・分割等）についてもここで検討する。

#### 第8回 株式会社の資金調達（1）

株式会社の資金調達について、総論的な部分を考察する。募集株式発行手続の概要についてもここで検討する。

#### 第9回 株式会社の資金調達（2）

募集株式発行手続の詳細を、公開会社・非公開会社に分けて検討する。

**第10回 株式会社の資金調達（3）**

募集株式発行の瑕疵を争う手続について検討する。

**第11回 機関総論**

株式会社の機関としてどのようなものがあるか、機関相互の関係はどうなっているかを検討する。

**第12回 株主総会（1）**

株主総会の権限と手続の概要について検討する。総会の招集、株主の議決権について、判例を参考しながら具体的な問題点を検討する。

**第13回 株主総会（2）**

株主総会の議事運営と決議について検討する。可能であれば総会運営実務の一端にも触れる。

**第14回 株主総会（3）**

株主総会決議の瑕疵に関する訴訟制度について検討する。株主総会決議取消の訴えについては、取消事由、訴えの利益、裁量棄却に関する判例を解説する。

**第15回 まとめ**

全体のまとめを行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民事法特論 3	1 年次	選択必修科目 3	後期	木曜・4 時限	小林俊明

### 【科目のねらい】

会社法の学修のイントロダクションとして、条文の趣旨や基本的な会社判例の修得を目的とする。細かな知識よりも会社法の基本的な考え方や中心となる概念や体系を理解してもらいたい。ただし、この授業では、会社法に関する具体的事例をイメージしてもらうために「株式会社の機関」「組織再編」を中心にする。

### 【授業の方法等】

あらかじめ Moodle に掲載するパワーポイントに従い、対面式で実施する。

### 【教材等】

教科書はとくに指定しない。

参考書として、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、田中亘『会社法』（東大出版会）、江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選（第 4 版）』（有斐閣）、浜田道代=岩原紳作ほか編『会社法の争点』（有斐閣）。いずれも最新版を参考にすること。

### 【成績評価】

平常点 40%（レポートまたは小テストを含む）、学期末試験（論述式）60%による。

### 【各回の内容】

#### 第1回 取締役の意義

公開会社と非公開会社で、取締役の役割はどのように異なるか、会社のなかでどのように権限が分配されているのか、その規制のあり方について学ぶ。また、業務執行取締役および社外取締役の役割や権限について理解する。

#### 第2回 取締役の義務・競業規制

取締役に課された善管注意義務・忠実義務の役割について学ぶ。これを踏まえて、会社・取締役間の利害衝突の一場面であって、取締役が自己または第三者の利益のために、会社の取引先を奪うことになる競業取引に関する規制のあり方について理解する。

#### 第3回 利益相反規制

狭義の会社・取締役間の利益相反取引もまた、利害衝突の一場面であって、会社の損失のもとに取締役が利益を取得する行為の一つである。利益相反取引にはどのような形式があるのか、直接取引・間接取引の異同を踏まえ、会社法がどのように規制しているのか理解する。また、これに違反した場合の効果についても理解する。

#### 第4回 取締役の報酬規制

取締役の職務執行の対価として会社から支払われる報酬も、利益衝突の一形態であるため、規制が必要である。どのような種類の報酬があり、会社法はどのように規制しているのか等を学ぶ。ストック・オプションのようなインセンティブ報酬の問題点とこれに対する規制のあり方、令和元年会社法の報酬規制の趣旨について理解する。

#### 第5回 取締役会（1）

取締役会は、会社の重要な経営事項を決定するために設けられた機関であって、公開会社では必ず設置されなければならない。取締役会と株主総会でどのようにその権限が分配されているのか理解する。

#### 第6回 取締役会（2）

取締役会の運営を中心に学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についてもここで取り上げる。また、取締役会決議の瑕疵に関する問題もここで取り扱う。

#### 第7回 取締役の対会社責任（1）

取締役が会社に対し負う責任は多様であるが、そのなかでも任務懈怠責任の枠組みを中心に学ぶ。取締役の任務懈怠とは何か、善管注意義務違反に基づく責任について理解する。経営判断の原則が適用される場面、監視監督義務違反が問われる場面、内部統制システム構築・運用義務違反が問わ

れる場面に応じてその異同を理解する。

#### 第8回 取締役の対会社責任（2）

会社法における取締役の任務懈怠責任以外の責任について学ぶ。具体的には、利益供与、違法配当、仮装払込みに関与した取締役の責任のほか、現物出資による新株発行の引受人の責任や通謀引受人の差額支払責任等にも触れる。責任原因、主観的要件の主張立証責任、因果関係、損害等について債務不履行や不法行為責任との違いを意識して理解する。

#### 第9回 株主代表訴訟

会社が取締役の任務懈怠責任等を追及しない場合には、株主は代表訴訟を利用することもできる。株主代表訴訟の意義、要件、効果を理解する。また、取締役が負うべき責任の範囲について理解する。

#### 第10回 株主代表訴訟、責任一部免除、会社補償等

比較的厳格な取締役の責任を緩和する制度にはどのようなものがあるか、制度のみならず、解釈論も含めて、責任限定契約および会社補償契約等について学ぶ。役員等賠償責任保険についてもここで簡単に取り上げる。

#### 第11回 取締役の第三者責任

取締役は、会社債権者など会社以外の第三者に対して責任を負う場合がある。それは不法行為責任や債務不履行責任とどのように異なるのか、どのような場合に責任が生ずるのか、救済される第三者の範囲、第三者の被った損害の性質などについて、近時の裁判例も踏まえ理解する。

#### 第12回 監査役、会計監査人

監査役設置会社における監査役等の監査機関の役割と機能について学ぶ。会社不祥事のたびに監査役の権限強化が改正の課題として取り上げられてきた。商法改正の歴史は監査役制度の強化といつても過言ではない。ここでは監査役のどのような役割が期待され、改正が行われてきたか理解する。監査役会、外部監査制度および内部統制システムとの関係も理解する。さらに、監査役、会計監査人の責任についても理解する。

#### 第13回 企業組織再編①—総論

会社の組織再編行為とはいかなるものか概要を学ぶ。また、株主、会社債権者のいかなる利益を保護しようとしているかについて概観する。企業再編・企業提携は、時間を節約し効率的な経営を実現する手段として、頻繁に利用されるようになっている。経営の多角化、経営基盤の強化、リストラと関連し、企業再編にはどのような手法があるのか理解する。

#### 第14回 企業組織再編②—手続

合併、会社分割、株式移転・交換について、その手続的側面から学ぶ。会社の機動的な組織再編を考慮した簡易手続や略式手続等についても理解する。

#### 第15回 企業組織再編③—利害関係者の救済方法

組織再編行為において少数株主の締出しが行われた際に、どのように救済されるか、事前の救済策と事後の救済策に分けて学ぶ。組織再編比率の不公正など近年みられる裁判例をもとに理解する。また、債権者保護に関する各種規制の枠組みもここで取り扱う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民事法特論 4	1 年次	選択必修科目 3	後期	月曜・2 時限	北村賢哲

#### 【科目のねらい】

判決手続を中心に、未修者に必要とされる民事訴訟法の基本的な知識の習得を目標とする。特に、条文、基本的概念・原則に関する知識の正確な習得を第一義とする。

#### 【授業の方法等】

対面授業である。民事訴訟手続について、基本的概念・原則の理解の確認をしつつ、問題の所在と対処につき考察する。民事訴訟制度全般を網羅することを目的とする。講義は事前に提供するので、それを閲覧し、教科書の指定範囲を熟読してきていることを前提として、授業の冒頭で理解度確認テストを実施し、その解説の後は、学生からの質問に答える、いわゆる反転授業を行う予定である。詳細は、後期オリエンテーションで示す。

#### 【教材等】

主教材として、山本弘=長谷部由起子=松下淳一著・林昭一補訂『民事訴訟法[第4版]』(有斐閣アルマ、2023年)を予定する。この教科書を通読することのみがこの授業の実践的な目的である。講義動画は、千葉大学 Moodle を通じて提供する。詳細は後期オリエンテーションで示す。

#### 【成績評価】

学期末試験（60%の比重）及び平常点（40%の比重）による。平常点は、各回冒頭の理解度確認テストが 30%、各回の質問状況が 10%で評価する。

#### 【各回の内容】（カッコ内は山本=長谷部=松下・前掲書の頁数）

- 第1回 民事訴訟の世界 1 (1-28)
- 第2回 民事訴訟の世界 2 (28-50)
- 第3回 訴えの提起とその準備(51-71)
- 第4回 訴状の記載事項 1 (71-113)
- 第5回 訴状の記載事項 2 (113-140)
- 第6回 訴状の提出・裁判所による第1回期日の準備(140-172)
- 第7回 口頭弁論・弁論主義(173-197)
- 第8回 口頭弁論における当事者の訴訟行為(198-219)
- 第9回 裁判所による口頭弁論の指揮・口頭弁論の実施(219-248)
- 第10回 証拠調べ期日の実施 1 (248-268)
- 第11回 証拠調べ期日の実施 2・口頭弁論の終結(268-283)
- 第12回 第1審の判決(284-320)
- 第13回 第1審判決送達後の訴訟の推移(321-379)
- 第14回 訴訟中における手続の中止および請求・当事者の変動(380-423)
- 第15回 裁判によらない訴訟の終結・再審(424-463)

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法判例入門 1	1 年次	自由選択科目	前期	金曜・4 時限	野口泰三

【科目のねらい】

民法総則及び物権（物権変動まで）の分野の判例のいくつかについて事案を通して学習することを目的としています。

【授業の方法等】

- ・民法の学習を始めて間もない学生を対象とします。
- ・教科書として指定した以下の判例教材にある判例を学習します。
- ・授業で扱う予定の判例の数は多くありません（1回の授業につき1から2程度の数の判例）
- ・授業で扱う予定の判例に関する予習は不要です。
- ・授業内で判例の理解に必要と思われる基礎的な知識について問う質問をします（予習が必要）。
- ・参考書は購入する必要はありません。

【教科書】

佐久間毅ほか編「判例講義民法 I 総則・物権〈第3版〉」（勁草書房、2024）

【参考書】

有斐閣ストゥディア シリーズの民法 I～V

【成績評価】

平常点が40%、期末試験が60%の割合で評価します。小テストは実施せず、授業内での発言状況によって平常点を評価します。

【各回の内容】

各回のテーマと判例は次の通りです（但し、変更の可能性があります。）。

第1回～第2回 法律行為・意思表示

ホステスの保証（23）、動機（法律行為の基礎とした事情）の默示の表示（33）、  
詐欺取消しから保護される「第三者」の登記の要否（34）

第3回～第4回 代理

白紙委任状の濫用と民法109条（41）、取引勧誘の代行権限と民法110条の基本代理権（42）  
民法110条の「正当な理由」（45）

第5回～第6回 物権変動

法律行為の取消しと登記（80）、民法177条の第三者の客観的基準（88）  
背信的悪意者の排除（89）

第7回～第8回 民法94条2項の類推適用など

民法94条2項の類推適用(1)－事後承認の場合（99）、  
民法94条2項と民法110条の類推適用－承認がなく重過失がある場合（101）、  
占有改定による引渡し（106）

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法判例入門 2	1 年次	自由選択科目	後期	金曜・4 時限	野口泰三

【科目のねらい】

物権（物権変動除く）、債権総論、契約各論の分野の判例のいくつかについて事案を通して学習することを目的としています。

【授業の方法等】

- ・民法の学習を始めて間もない学生を対象とします。
- ・教科書として指定した以下の判例教材にある判例を学習します。
- ・授業で扱う予定の判例の数は多くありません（1回の授業につき1から2程度の数の判例）
- ・授業で扱う予定の判例に関する予習は不要です。
- ・授業内で判例の理解に必要と思われる基礎的な知識について問う質問をします（予習が必要）。
- ・参考書は授業で触れることがありますが、購入する必要はありません。

【教科書】

佐久間毅ほか編「判例講義民法 I 総則・物権〈第3版〉」（勁草書房、2024）

池田真朗ほか編「判例講義民法 II 債権〈新訂第3版〉」（勁草書房、2023）

【参考書】

有斐閣ストゥディア シリーズの民法 I～V

【成績評価】

平常点が40%、期末試験が60%の割合で評価します。小テストは実施せず、授業内での発言状況によって平常点を評価します。

【各回の内容】

各回のテーマと判例は次の通りです（但し、変更の可能性があります。）。

第1回～第2回 所有权

- 建築確認のための隣地通行権の拡幅（116）、  
付合か加工か（建前の仕上げと所有権の帰属）（124）、  
協議を経ない共有物の単独使用(1)～多数者による明渡請求（128）

第3回～第4回 抵当権

- 抵当権に基づく転々借人に対する明渡請求（144）

- 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲（146）

- 賃料債権に対する物上代位（149）

第5回～第7回 債務不履行など

- 種類債権の特定（1）、契約締結に際しての説明義務違反による損害賠償の性質（13）、

- 履行補助者の行為と債務者の責任（14）、民法416条2項の予見時期（16）、

- 買主の引取義務（23）

第8回～第9回 債権の消滅

- 預金担保貸付け・相殺への民法478条類推適用と注意義務の判断基準時（66）、  
求償権についての特約と代位の範囲（75）、差押えと相殺（80）

第10回～第11回 契約総論

- ゴルフ場ののり面崩壊と事情変更の原則の適用（82）、付随的債務の不履行と解除（86）

- 同一当事者間での2個の契約のうち1個の契約の債務不履行が他の契約の解除の理由となる場合（87）

第12回～第13回 売買

- 手付と履行の着手（95）、建物の敷地の欠陥と敷地賃借権の契約不適合（100）、  
数量指示売買（量的不適合と損害賠償）（101）

第14回～第15回 請負

請負契約における出来高部分の所有権の帰属（123）、  
注文者の責めに帰すべき事由による仕事の完成不能と報酬請求（124）  
瑕疵修補に代わる損害賠償請求権と報酬請求権との同時履行（126）

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事法入門	1 年次	科目	前期	水曜・3 時限	北島 志保

### 【科目のねらい】

本科目は、民事法、特に民法の全体像を概観しながら、法学の初学者にぜひ理解してもらいたい民事法学習の基礎や論述問題の解き方を習得し、今後の法学学習の土台を作ることを目的とする。

具体的には、主に民法が問題となる簡単な事例を取り上げて、事例分析、条文の解釈及び適用、あてはめなどについて具体的に実践しながら論述力の涵養を図り、民事法の学習方法を習得する。また、民事法の学習が実務でどのように役立つか、契約実務の基礎などについても実務家の観点から紹介したい。

法科大学院での学習、司法試験、司法修習を経て、数年後には法曹の一員となるために必要な民事法の基礎的な考え方を身に付けてもらいたい。

### 【授業の方法等】

未修者対象の授業であることを踏まえ、各事例を検討する際には、前提となる法律論の解説を事前に行った上で、事例を示して議論する、という実践方法を想定している。論理的に思考し、かつ、その思考過程を整理して文章で分かりやすく説明するというプロセスを体験してもらいたい。本授業は対面授業で実施する。ただし、授業実施日が変則的であるため、具体的な授業スケジュールは Moodle で確認してほしい。

### 【教材等】

各回の授業の際に印刷したレジュメを配布するとともに、Moodle にアップする。教科書、参考書等は特に指定しない(他の民事法の授業で使っている教科書で十分)。ただし、六法は毎回持参すること。

### 【成績評価】

平常点 (40%) 、レポート (60%) による。平常点は、第6回授業の即日起案の結果、授業中の小テスト、質疑応答の結果、発言内容などの授業態度に基づいて評価する。レポートは、授業で扱った法律問題に関する事例問題等を出題する。

### 【各回の内容】 \* 講義内容は必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

#### 第1回 民法の全体像

民事法とは何か、その中の民法の位置付け、民法の全体像などについて学ぶ。まず民法全体の見取り図を把握し、各分野の内容や位置付け、基本的な考え方などを理解しよう。その上で、いくつかの条文について具体的な民法解釈のイメージを掴もう。

#### 第2回 法的思考(リーガル・マインド)とは何か

法曹に必要な能力とは何か、司法試験では何が問われるのか、というマクロの観点から法的思考力を身に付けよう。条文解釈、三段論法などの法学の基礎的な考え方を、具体的な民法の条文や事例を通して理解する。条文や論文で使用される法律用語の基本的なルールや使い方についても学習する。

#### 第3回 事例分析の基礎・図を書いてみよう

事例問題を解くためには、まず、事実関係を法的観点から整理する必要がある。どのように事例分析をすればよいのか、どの事実に着目すればよいのか、具体的な事例を図として整理する方法など事例分析の方法について実践しながら学習する。

#### 第4回 規範とあてはめ・結論の妥当性

条文や規範を具体的な事例にあてはめて結論を示すというプロセスを実践して、「事実」と「法規」の違い、事実を「評価」する方法、論述問題における「結論」の妥当性などについて考えてみよう。

#### 第5回 契約実務入門

実務では実定法のみならず契約が重要な役割を担っている。契約書の読み方・契約書作成のポイント・注意点などについて、基本的な契約書のサンプルを検討しながら学習しよう。

## **第6回 即日起案**

民法総論分野の基礎的な事例問題について即日起案を行う。目的は答案作成の練習であるため、答案の出来は気にせず、まずは書いてみよう。起案後に参考答案を配布して答案の書き方について解説を行う。

## **第7回 事例検討1**

契約総論分野の基本的事項を解説すると共に、典型的な事例問題について質問しながら検討する。具体的な事例を複数検討して、どのような法的主張を行い、どのような解決を図るべきか考えてみよう。

## **第8回 事例検討2**

民法総論分野の基本的事項を解説すると共に、典型的な事例問題について質問しながら検討する。具体的な事例を複数検討して、どのような法的主張を行い、どのような解決を図るべきか考えてみよう。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法 1	2 年次	必修科目	前期	木曜・1 時限	大野 武

### 【科目のねらい】

本授業では、民法総則および物権法（担保物権法を除く）を対象とする。授業においては、当該分野に関する基礎的な知識を確認しつつ、重要判例を素材とした基礎的な事例問題を中心に検討していく。事例問題に対して双方向の対話をを行うことにより、これまで修得した基礎知識を具体的な事実に適用できる法的思考力を身につけること、さらにはその思考を説得力のある文章として論理的に展開できる論述力をも涵養することを目標とする。

なお、本授業の対象分野は広範囲に及ぶため、授業で取り上げる各テーマは、あくまでも法科大学院において共通に必要とされている基本項目に限定する。

### 【授業の方法等】

本授業は「対面授業」にて行う。本授業では、各テーマに関する基礎的な事項について確認した後、担当教員が作成した事例問題を題材として、争点とその解決方法について、受講生と担当教員間の対話を通じて考察を深めていく。授業においては、受講生に対して適宜質問をしていく形式で進めていく。限られた時間の中で効率よく授業を進めていくために、事前に配布した資料について周到な予習を行うことを心掛けて頂きたい。

### 【教材等】

Moodle を通じて事前に予習用の資料を配布する。また、授業内容の定着を図るために、授業終了後に復習用の資料も配布する。

テキストは、各自が使用する基本書を用いてもらって差し支えないが、一応以下の 2 冊を指定してください。

佐久間毅『民法の基礎 1 総則〔第 5 版〕』（有斐閣、2020 年）

同『民法の基礎 2 物権〔第 3 版〕』（有斐閣、2023 年）

### 【成績評価】

- ・平常点（授業への貢献（発言状況や内容など）、小テストで評価する）：30%
- ・中間試験：30%
- ・学期末試験：40%

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 意思表示総論

- ・公示の原則と公信の原則
- ・意思表示に関する論点の全体像と基礎知識
- ・心裡留保・虚偽表示の基礎

#### 第 2 回 民法 94 条 2 項の類推適用

- ・民法 94 条 2 項の直接適用と類推適用
- ・民法 94 条 2 項の類推適用に関する裁判例

#### 第 3 回 錯誤

- ・錯誤の基礎
- ・表示の錯誤と基礎事情の錯誤

#### 第 4 回 詐欺

- ・詐欺の基礎
- ・取消しと第三者
- ・解除と第三者との比較

#### 第 5 回 代理（1）

- ・代理制度の基礎
- ・有権代理の個別論点

#### 第 6 回 代理（2）

- ・無権代理の個別論点
- ・無権代理と相続に関する裁判例

第7回 代理（3）

- ・表見代理の基本構造
- ・表見代理の個別論点

第8回 法人

- ・法人の目的と代表に関する裁判例
- ・権利能力なき社団の個別論点

第9回 時効

- ・時効制度の基礎
- ・取得時効と消滅時効の個別論点

第10回 物権の基礎／占有権

- ・物権的請求権
- ・占有権の個別論点

第11回 物権変動の基礎／民法177条の「第三者」の範囲

- ・民法176条と民法177条
- ・民法177条の「第三者」の定義
- ・民法177条の「第三者」の範囲に関する裁判例

第12回 不動産の二重譲渡と背信的悪意者

- ・悪意の第三者と背信的悪意の第三者の相違
- ・背信的悪意者に関する裁判例

第13回 登記を要する物権変動

- ・相続と登記に関する裁判例
- ・取得時効と登記に関する裁判例

第14回 動產物権変動

- ・動產物権変動の対抗要件としての「引渡し」の意味
- ・即時取得の基礎と占有改定

第15回 所有権・用益物権

- ・所有権の取得
- ・共有の個別論点
- ・隣地通行権と地役権

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法 2	2 年次	必修科目	後期	水曜・2 時限	鶴ヶ野翔麻

【科目のねらい】

債権総論の重要なテーマに関する判例などを素材として、（論述力に直結する）民法の応用を支える思考力を確立する。

【授業の方法等】

対面方式の授業として、判例・説例を主たる素材として問答によって進める。また中間試験・期末試験の際に論述のあり方についても検討する機会を持つことを予定している。

【教材等】

各回とも事前に指定した判例・設例などを使用する（Moodle を通じて配布する）。

判例集として、瀬川信久=内田貴=森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第 4 版〕』（有斐閣、2023 年）を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。

教科書は特に指定しないが、中田裕康『債権総論〔第 5 版〕』（岩波書店、2025 年・近刊）を標準とする。

【成績評価】

平常点（発言。小テスト・レポートを実施したらそれも含む）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），を総合考慮する。

【各回の内容】

\*以下の内容はあくまで予定であり、授業の進行に応じて変動する可能性がある。

第 1 回 弁済

弁済のメカニズムについて、特定物と種類物、弁済の提供・供託、受領権者としての外観を有する者に対する弁済、といったトピックを通じて、考える。

第 2 回 債務不履行①

債務不履行の意義・類型を確認したのち、債務不履行に基づく損害賠償について、いわゆる「履行補助者の過失」、損害賠償の範囲、損害の金銭評価、といった問題を重点的に検討する。関連する問題として受領遅滞もここで取り上げる。

第 3 回 債務不履行②

承前。

第 4 回 債務不履行③

承前。

第 5 回 相殺

相殺の基本構造を押さえた上で、相殺と差押えが競合する場面について検討する。関連して債権譲渡・物上代位との競合についても言及するかもしれない。

第 6 回 債権の実現と保全①

債権の実現の基本として履行の強制について確認したのち、債権者代位権と詐害行為取消権について検討する。後二者については詳細な条文の前提にある構造・考え方を把握することに努める。

第 7 回 債権の実現と保全②

承前。

第 8 回 債権の実現と保全③

承前。

第 9 回 中間試験のフィードバック

中間試験について解説・議論をする。

第 10 回 債権と債務の処分①

債権譲渡と債務引受けを検討する。前者については、そのメカニズム、特に対抗をめぐる問題に重点を置きつつ、抗弁や譲渡制限特約の問題を取り上げる。後者については、そもそも債務を処分するはどういうことか、ということから考えたい。

第 11 回 債権と債務の処分②

承前。

第12回 債権と債務の処分③

承前。

第13回 多数当事者の債権債務関係①

各種の債権債務関係を取り上げるが、特に連帯債務と保証債務を検討する。保証を別とすれば、前提にある法律関係（相続など）に留意しながら分析する。

第14回 多数当事者の債権債務関係②

承前。

第15回 弁済代位

弁済代位の基本を押さえた上で、債権回収をめぐる利害調整のあり方を分析しながら、合意によるアレンジメントの可能性について検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法 3	2 年次	必修科目	後期	水曜・3 時限	平野秀文

### 【科目のねらい】

契約および法定債権関係を対象として、基盤的な了解事項を踏まえて複数当事者間の関係へと展開しながら、複雑な事案について、適切な解釈適用を実行する技能を修得することを目的とする。

具体的には、提示される各種の事案を法的に分節し、判例および説得的な解釈論に基づいた適切な解決を導く論述能力を身につけること、を目標とする。

### 【授業の方法等】

事例問題を素材として、質疑応答によって進める。各回、予習として文献に目を通していくことが前提となる。なお、本授業は、対面形式で実施する。

### 【教材等】

教科書として以下の 2 冊を指定する。

- ①民法総合教材研究会編・民法総合・事例演習〔第 3 版〕（有斐閣、2023 年）
- ②中田裕康・契約法〔第 4 版〕（有斐閣、2021 年）

その他の参考文献は、授業中に必要に応じて紹介ないし配布する。

### 【成績評価】

平常点（課題等の提出状況・発言状況）30%，中間試験 30%，学期末試験 40%，とする。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 契約の履行不能と解除・危険負担

契約総則に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 2 回 契約不履行による損害賠償責任 I

契約上の債務不履行による損害賠償責任に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 3 回 売主の契約不適合責任

売買における契約内容不適合責任に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 4 回 請負人の契約不適合責任

請負における契約内容不適合責任に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 5 回 貸金債権と利息債権

金銭の消費貸借をめぐる問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 6 回 賃貸借における契約当事者間の法律関係

賃貸借における賃料支払い・敷金関係をめぐる問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 7 回 賃貸借における契約当事者の変動

賃貸人たる地位の移転、転貸借、等につき、事例をもとに問答する。

#### 第 8 回 契約関係と不当利得

契約に無効・取消事由がある場合の不当利得に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 9 回 請求権競合——他人物寄託・混合寄託

寄託を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 10 回 振込取引と原状回復・不当利得

振込取引を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 11 回 物への費用投下と原状回復

使用貸借を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 12 回 不法行為 I——交通事故

交通事故を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 13 回 不法行為 II——人格権侵害

報道を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 14 回 不法行為 III——医療過誤

医療過誤を起点とする問題に関して、事例をもとに問答する。

#### 第 15 回 不法行為 V——中間責任・危険責任

監督者責任・工作物責任等に関して、事例をもとに問答する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
会社法 1	2 年次	必修科目	前期	火曜・2・4 (インテンシブ)	小林俊明

### 【科目のねらい】

本講義は、株式会社法の前半部分（総論、設立、株式、機関総論および株主総会）を中心に、組織法としての会社法の基本的な考え方を学び、最終的には、具体的な事案に即して適切に問題を発見し解決しうる能力、論理的な文章を作成する能力を涵養することを目的とする。

会社が効率的に意思決定を行い、対外的活動をするために、どのような仕組みを用意し規律しているか理解するとともに、関連する重要な裁判例も理解する。株主や債権者の利益保護の観点から適切に問題を処理する能力を身に着けてもらいたい。

### 【授業の方法等】

あらかじめ Moodle に掲載したパワーポイントに基づき、対面式授業で実施する。

適宜、出席者との質疑応答を交えてすすめる。会社法の体系ないし構造を徹底的に理解するために、レポート等の授業外の課題作成も予定している。詳細は初回授業時に説明する。もっとも、会社法のすべてのテーマを扱えるわけではないので、自分から積極的に基本書や参考文献を使って学修してもらいたい。

### 【教材等】

基本書はとくに指定しない。参考書として、伊藤ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、田中亘『会社法』（東大出版会）の最新版をすすめる。

### 【成績評価】

平常点 30%（レポート、小テストを含む）、および期末試験（論述式）70%（うち中間試験 30% 学期末試験 40%）の比率で評価する。

### 【各回の内容】

#### 第1回 会社法総論

会社とは何か、会社の類型と種類（持分会社〔合名会社、合資会社、合同会社〕と株式会社）、会社法の意義について学んだうえで、株式会社に関する基本概念（有限責任制度、株式の自由譲渡性、所有と経営の分離、公開会社・非公開会社、大会社・非大会社、資本維持の原則等）について理解する。

#### 第2回 設立（1）設立手続

株式会社の設立手続について学ぶ。会社法が重視する出資者の利益等について理解する。発起人の権限、出資の履行等に関する問題についてもここで取り上げる。

#### 第3回 設立（2）設立の瑕疵と設立関与者の責任

株式会社の設立手続に関する規定の趣旨、問題点について学ぶ。また、設立手続上の瑕疵が会社の成立にどのような影響を与えるのか、設立関与者の民事責任について理解する。

#### 第4回 株式（1）株式の内容と種類

株式とは何か、株式はどのような権利から構成されるかについて学ぶ。また、株式にはどのような種類があり、どのような場面で利用されるか理解する。株主平等の原則の意義とその例外についてもここで取り上げる。

#### 第5回 株式（2）株式の流通

株式の自由譲渡性とその例外について学ぶ。また、株式の譲渡方法について株券発行会社、株券不発行会社（上場会社の振替株式、それ以外の株式）について理解する。株式譲渡の効力要件、対抗要件に関して理解する。

#### 第6回 自己株式の取得

会社による自己株式の取得の経済的な意義を理解したうえで規制の趣旨について学ぶ。債権者保護、株主保護の観点からどのような規制となっているか、規制の構造について理解する。

#### 第7回 株式の単位の調整

出資単位の変更として用いられる株式の消却・株式分割・株式併合、および株式無償割当ての経済的意義と不利益を被る株主保護のあり方について学ぶ。単元株制度および1株未満の端数の処理

についても理解する。

## 第8回 株式会社の機関

株式会社が組織として意思決定し活動していくうえで、機関は不可欠である。会社の公開性や規模に応じて株式会社はいかなる機関設計をとることができるか、いかなる権限を有するか、いわゆる機関権限の分配について学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についても理解する。

## 第9回 株主総会（1） 株主総会の意義

株主総会は、役員の選任・解任や会社の基本的事項を決定する役割を担うが、会社法が会議体として株主総会の手続をどのように保障しているか学ぶ。株主総会の招集手続、株主への資料の提供方法、リアルとバーチャル総会の問題点もここで取り上げる。

## 第10回 株主総会（2） 株主総会の議事運営

株主総会における議案の審議および採決に関し、株主はいかなる権利を保障されているか、役員はいかなる義務を負うかについて学ぶ。株主による議決権行使の意義・種類、方法について理解する。

## 第11回 株主総会決議の瑕疵を争う方法（1）

株主総会決議の瑕疵の種類を理解したうえで、総会決議争訟制度について学ぶ。会社法は、瑕疵の種類に応じて提訴権者、提訴期間、判決の効力等について学ぶ。とくに決議取消訴訟と無効・不存在確認訴訟の異同について理解する。

## 第12回 株主総会決議の瑕疵を争う方法（2）

株主総会決議取消しの訴えを中心に、その取消事由について学ぶ。いかなる事由が招集手続または決議方法の法令違反に該当するか、特別利害関係株主による著しく不当な決議に該当するのか理解する。

## 第13回 募集株式の発行の意義・手続

募集株式の発行の意義・手続について学ぶ。募集株式の発行は、会社の物的な規模の拡大行為であると同時に、会社の資金調達のための行為である。既存株主のいかなる利益が害されるおそれがあるのか、公開会社と非公開会社でその意思決定手続にどのような違いがあるか理解する。

## 第14回 募集株式の発行と瑕疵（1）

募集株式の手続に瑕疵がある場合に、株主等の利害関係者はどのように効力の発生を阻止することができるか、また、効力発生後にはどのように争うことができるのか救済手段について理解する。とくに株主の差止請求と新株発行無効請求の異同、差止事由と無効事由の違いについて理解する。

## 第15回 募集株式の発行と瑕疵（2）

新株発行無効請求訴訟、新株発行不存在確認請求訴訟および引受人・役員の責任に関する訴訟について学ぶ。新株発行手続の瑕疵を争い、事後的に株式の効力を否定する方法のほかに民事責任を追及する方法が既存株主の保護のために重要となる。通謀引受人の責任、現物出資不足額填補責任や仮装出資者の責任等について学ぶ。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
会社法2	2年次	必修科目	後期	火曜・2/4 時限 (インテンシブ科目)	堀田佳文

### 【科目のねらい】

株式会社法の後半部分を中心に、諸制度の詳細を講述するとともに、関係する判例を取り上げ、その判例が会社法の規定をどのように解釈適用しているか、それは法の目的に適っているか、さらには企業実務にどのような影響を与えていたかといった点にまで立ち入って検討する。本科目は基礎科目ではあるが、2年次後期に配当されていることにも鑑み、事例問題について起案をする機会を設け、学生の論述能力を向上させることをねらいとする。

### 【授業の方法等】

主として講義形式で進める。情報量が膨大であるので、受講生は十分な予習・復習が求められる。受講者の理解度合いによっては下記進行予定が前後することがありうる。

### 【教材等】

教科書として、高橋美加ほか『会社法』（弘文堂）と『会社法判例百選』（有斐閣）を用いる。

日常的に参考するための参考書として、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）を勧める。問題点についての理解を深めるための参考書としては、田中亘『会社法』（東京大学出版会）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）と対比しながら学修を進めていくことを推奨する。

以上の教科書・参考書はいずれも最新版を参照すること。

### 【成績評価】

平常点 30%（小テストまたはレポート、および授業内の発言状況による）、筆記試験 70%（内訳は中間試験 30%・学期末試験 40%）によって評価する。

### 【各回の内容】

#### 第1回 株式会社の機関総論と機関設計

株式会社の機関について概説したうえで、会社法が定める株式会社の機関設計とその意味について検討する。

#### 第2回 取締役総論

伝統的な監査役会設置会社を念頭に置きながら、取締役・取締役会・代表取締役の役割と機能について検討する。

#### 第3回 取締役の選任・終任

取締役の選任手続に関する問題点を検討する。その上で、取締役の終任について、解任の局面を中心検討する。関連して、取締役権利義務者と仮取締役についても検討する。

#### 第4回 取締役会の法定決議事項・取締役会決議の瑕疵

取締役会の法定決議事項をめぐる諸問題について、重要財産処分・多額の借財・内部統制構築の決定を中心に、踏み込んで検討を加える。そのうえで、取締役会決議に瑕疵がある場合に生じる問題点について、判例学説を検討する。

#### 第5回 代表取締役

代表取締役の代表権の法的性質について検討したうえで、代表権の濫用・代表取締役の専断的行為の効力・表見代表取締役を中心に、踏み込んで検討を加える。

#### 第6回 会社と取締役との関係、取締役の善管注意義務、経営判断原則

会社と取締役との関係について法的観点から検討する。その上で、取締役の善管注意義務と忠実義務の関係について検討する。さらに、取締役の善管注意義務が具体的に問題となる局面のうち、作為が問題となる局面として、経営判断原則に関する議論を検討する。

#### 第7回 監視義務・内部統制システム構築義務、忠実義務総論

前回に続き、取締役の善管注意義務が具体的に問題となる局面のうち、不作為が問題となる場面として、監視義務違反と内部統制システム構築義務違反を取り上げて立ち入って検討する。さらに、忠実義務について総論的な問題を検討する。

#### 第8回 競業取引規制・利益相反取引規制・

忠実義務が具体的に問題となる局面のうち、競業取引規制と利益相反取引規制について検討する。

#### 第9回 取締役の報酬規制、取締役の対会社責任、取締役の対第三者責任

前回に引き続き、忠実義務が具体的に問題となる局面のうち、取締役の報酬規制について検討する。その上で、第6回から今回前半までの議論を、取締役の対会社責任という観点から捉え直す。さらに進んで取締役の対第三者責任の構造について検討する。

#### **第10回 株主代表訴訟・取締役の違法行為差止請求権**

株主代表訴訟と取締役の違法行為差止請求権について、踏み込んで検討する。

#### **第11回 監査役・会計監査人・会計参与、委員会型会社**

会社の経営管理機構としての観点から、監査役・会計監査人・会計参与の各制度について検討する。

これと関連して、いわゆる委員会型会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の仕組みについても検討する。

#### **第12回 会社の計算（1）**

会社の計算の前半部分について検討する。特に会計帳簿閲覧請求権について立ち入って検討する。

#### **第13回 会社の計算（2）、会社の基礎的変更**

会社の計算の後半部分について検討する。特に、決算手続の流れについて計算書類を軸に検討するとともに、剰余金・分配可能額の考え方についても理解を深める。その後、会社の基礎的変更について検討する。

#### **第14回 組織再編行為（1）**

組織再編行為（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付）の各制度について理解を深めるとともに、各行為の流れを、株主保護・債権者保護の観点から検討する。

#### **第15回 組織再編行為（2）**

組織再編行為の効力を争う様々な手段について検討する。効力発生前の手段として組織再編行為差止請求権、効力発生後の手段として組織再編無効の訴えを取り上げて立ち入って検討する。さらに組織再編行為に関連する債権者保護制度についても概説する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事訴訟法 1	2 年次	必修科目	前期	火曜・2・3 時限 (インテンシブ)	松下祐記

### 【科目のねらい】

民事訴訟法の基本的概念・原則の体系的掌握に留意しつつ、重要論点のより網羅的理解を目指し、民事訴訟手続に関する諸問題に対処する基礎的素養の醸成につなげる。論述力の涵養を図ることも狙いとする。

### 【授業の方法等】

第一審の単純訴訟の手続について、基本的概念・原則の理解の確認をしつつ、問題の所在と対処につき考察する。時間数が限られており、制度全般を網羅することができないので、重要度の高い部分を中心に取り扱うことになる。対話方式を基本とするが、適宜、講義方式をミックスして授業を行う。講義レジュメを用意するので、下記テキストとレジュメを熟読したことを前提に、予習用レジュメ記載の設問に関する質疑応答を通じて対話をを行う。

論述力の涵養を図るため、論述式の小テストまたはレポートを実施する。いずれを行うかは、授業の進捗度や学生の習熟度等を考慮して決定する。

### 【教材等】

三木浩一=笠井正俊=垣内秀介=菱田雄郷『LegalQuest 民事訴訟法[第4版]』(有斐閣、2023年) (以下「概説書」)をテキストとする。テキストを主素材として判例・学説状況を踏まえた講義レジュメを用意する。高田裕成ほか編『民事訴訟法判例百選[第6版]』(有斐閣、2023年)を副教材とする。

授業での質疑応答に用いる設問は、予習用レジュメにおいて提示する。

その他必要な資料や参考文献については、その都度指示する。

### 【成績評価】

平常点(30%の比重)、中間試験の成績(30%)、及び学期末試験の成績(40%)による。平常点は、主に質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行う。

### 【各回の内容】 \*授業の進捗度や学生の習熟度等に応じて変更の余地がある。

#### 第1回 総論、訴訟手続の開始、裁判所

民事紛争解決のための諸制度を概観し、民事訴訟手続の位置付けを行う。その上で、民事訴訟の目的と理念に関する議論を検討し、それが民事訴訟法学の議論にどのように投影されているかを見る。それに関連して、訴訟と非訟の区別に関する議論を整理する。引き続き、訴訟手続の開始について取り扱う。訴えの概念・類型、訴訟物、处分権主義、訴訟の開始の効果につき、議論を整理する。概説書第1・2章。

更に、民事訴訟における判断主体たる受訴裁判所に関して学習する。とりわけ、裁判権、管轄、移送、裁判官の除斥・忌避といった概念を取り扱う。概説書第3章。

#### 第2回 当事者(1)

民事訴訟における重要な主体である当事者に関する議論を概観する。まず、形式的当事者概念、当事者の確定、当事者能力、訴訟能力、訴訟上の代理に関する議論を整理する。概説書第4章。

#### 第3回 当事者(2)

第三者による訴訟担当について、その概念、意義、類型を説明する。概説書第4章。

#### 第4回 審理の原則(1)

審理の方式、訴訟行為、審理手続の進行について概説する。特に、訴訟行為については、訴訟行為概念の意義と種類、訴訟行為と私法行為の関係、訴訟行為と信義則といった事項を詳述する。概説書第5章。

#### 第5回 審理の原則(2)、審理の準備

前回に引き続き、審理の原則を取り扱う。次いで、審理の準備に関する諸制度(準備書面、争点整理手続など)を説明する。概説書第5・6章。

#### 第6回 事案の解説(1)

事案の解説について概説する。特に、弁論主義の概念と根拠、その適用範囲、更には釈明権につ

いて詳述する。概説書第7章。

#### 第7回 事案の解明(2)

まず、主張の規律につき概説する。更に、裁判上の自白につき、議論を整理する。概説書第7章。

#### 第8回 事案の解明(3)

証明にまつわる様々な理論的問題（証拠の概念、証明責任概念、自由心証主義など）を取り扱う。概説書第7章。

#### 第9回 事案の解明(4)

前回に引き続き、証明に関する理論的問題を扱う。次いで、証拠調べ手続（証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証、検証）について概説する。概説書第7章。

#### 第10回 事案の解明(5)

前回に引き続き、証拠調べ手続を取り扱う。特に、書証につき詳述する。概説書第7章。

#### 第11回 訴訟要件(1)

訴訟要件の意義・種類、審判権の限界、訴えの利益について説明する。特に、訴えの利益につき詳述する。概説書第8章。

#### 第12回 訴訟要件(2)、判決(1)

まず当事者適格、当事者能力を取り扱った後に、訴訟要件の調査につき概説する。概説書第8章。

次いで、裁判の意義と種類等を概説した後に、申立事項と判決事項につき詳述する。概説書第9章。

#### 第13回 判決(2)

既判力の意義・性質・根拠・作用について取り扱う。既判力の時的限界、既判力の客観的〔客体的〕範囲について、議論を整理する。概説書第9章。

#### 第14回 判決(3)

既判力の客観的範囲の理解を確認した上で、一部請求につき詳述する。概説書第9章。

#### 第15回 判決(4)

既判力の主観的〔主体的〕範囲について、議論を整理する。余裕があれば、判決のその他の効力について概説する。さらに、判決の無効、確定判決の騙取、送達の瑕疵について、説明する。概説書第9章。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事訴訟法 2	2 年次	必修科目	後期	火曜・2・4 時限 (インテンシブ)	北村賢哲

### 【科目のねらい】

民事訴訟法 1 に引き続き、民事訴訟法の基本的概念や諸原則についての理解を深め、かつ、広げることにより、民事訴訟手続に関する新たな問題にも対処する力の醸成につなげる。

### 【授業の方法等】

対面授業を行う。民事訴訟法 1 に引き続き、判決によらない訴訟終了、複雑訴訟、上訴・再審および略式訴訟について、体系上の位置づけから確認し、基本概念・原則の理解の確認を精密に行うことで、論述の構造部分や基礎的部分を適切に固めることを目的としている。講義方式の動画の閲覧を前提として、対話方式で授業を行うが、クラスごとに授業内容や方式を変えることも考えている。授業の進行等の詳細は、後期オリエンテーションで示す。

### 【教材等】

三木浩一ほか『Legal Quest 民事訴訟法[第 4 版]』（令和 5 年 有斐閣）を教科書とする予定である。また、高田裕成=畠瑞穂=垣内秀介・民事訴訟法判例百選〔第 6 版〕（令和 5 年 有斐閣）（以下、単に「百選」）は必読の参考書である。もっとも、前者は 2022 年の民訴法改正への対応が十分ではないこともあり、改版の蓋然性が相当程度ありうることに注意する必要がある。詳細は後期オリエンテーションで示す。

### 【成績評価】

中間試験の成績（30% の比重）、学期末試験の成績（40% の比重）及び、平常の授業における評価（30% の比重）による。平常点評価のため、各回で理解度確認テストを行う。

**【各回の内容】**（カッコ内の数字は、法科大学院共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の対応箇所を示す。）

第 1 回 当事者の意思による訴訟終了(1)

既判力に関する復習をした上で、訴えの取下げについて概説する（5-2-1, 5-2-2）。

第 2 回 当事者の意思による訴訟終了(2)

訴訟上の和解および請求の認諾・放棄について概説する（5-2-3, 5-2-4）。

第 3 回 複数の請求を持つ訴え(1)

訴えの客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴えについて概説する（6-1）。

第 4 回 複数の請求を持つ訴え(2)・重複訴訟禁止

複数請求訴訟について復習した上で、重複訴訟禁止の規律について確認する（6-1, 3-3-2）。

第 5 回 多数当事者訴訟(1)

多数当事者訴訟の基本である通常共同訴訟の規律を概説し、翻って単純訴訟における諸原則を改めて確認する（6-2-1-2, 6-2-1-3）

第 6 回 多数当事者訴訟(2)

通常共同訴訟と対比して必要的共同訴訟の規律を確認する（6-2-1-4）。

第 7 回 多数当事者訴訟(3)

主観的追加的併合、補助参加および訴訟告知について概説する（6-2-1-1, 6-2-2, 6-2-3）。

第 8 回 多数当事者訴訟(4)

独立当事者参加、および共同訴訟参加について概説する（6-2-4, 6-2-5）。

第 9 回 多数当事者訴訟(5)

訴訟承継について概説する（6-2-6, 6-2-7）。

第 10 回 控訴(1)

上訴の一般論を確認した後、控訴について概説する（7-1, 7-2, 7-4）。

第 11 回 控訴(2)

控訴審の構造論等、控訴特有の問題について確認する（7-2）

第 12 回 上告

控訴と対比しつつ、上告について概説する（7-3, 7-4, 7-5）。

第 13 回 再審

再審について概説する (7-6)。

第 14 回 略式手続

略式手続について概説する (8)。

第 15 回 授業のまとめ

民事訴訟法 2 の授業のまとめを行う。

(授業の進度は受講者の理解度に応じ、適宜変更することがある)

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法 4	3 年次	必修科目	前期	火曜・1 時限	鶴ヶ野翔麻

### 【科目のねらい】

担保物権法の重要なテーマに関する判例などを素材として、民法全体・執行・倒産をも視野に入れながら、（論述力に直結する）民法の応用を支える思考力を確立する。

### 【授業の方法等】

対面方式の授業として、判例・説例を主たる素材として問答によって進める。また中間試験・期末試験（小テストを含む）の際に論述のあり方についても検討する機会を持つことを予定している。担保物権法は、様々な法制度が交錯する領域であるので、授業と並行して民法の他の分野の理解も復習しておくことが望まれる。

### 【教材等】

各回とも事前に指定した判例・設例などを使用する（Moodle を通じて配布する）。

判例集として、瀬川信久=内田貴=森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第4版〕』（有斐閣、2023年）を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。

教科書は特に指定しないが、道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）を標準とする。道垣内弘人編『新注釈民法（6）物権（3）』（有斐閣、2019年），森田修編『新注釈民法（7）物権（4）』（有斐閣、2019年）を図書室などで参考することもおすすめする。

なお、既に法改正に向けて「担保法制の見直しに関する要綱案」が公表されている。授業の際にも必要に応じて言及することを予定している。

### 【成績評価】

平常点（発言・小テスト）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），を総合考慮する。

### 【各回の内容】

#### 第1回 抵当権①

ウォーミングアップとして、特に、抵当権の付從性、付加一体物、賃借人保護、抵当権と時効、といった点に関わる問題を検討する（取り上げる内容は変更する可能性がある）。

#### 第2回 抵当権②

抵当権侵害を扱う。判例を前提として、抵当権侵害の意義、抵当権侵害に関わる損害賠償請求権・物権的請求権の要件・効果を分析する。

#### 第3回 抵当権③

物上代位を扱う。平成年間に現れた多数の判例を整理・分析し、立法の展開や先取特権の場合との違いも踏まえながら、全体として整合的な理解を探求する。最新の判例についてもフォローする。

#### 第4回 抵当権④

共同抵当を扱う。基本的理解を確認した後、判例を前提として、弁済による代位や第三取得者が絡む応用的な問題を検討する。

#### 第5回 抵当権⑤

法定地上権を扱う。基本的な理解を確認した後、判例を前提として、共同抵当や同一の不動産に複数の抵当権が設定された場合などの応用的な問題を検討する。

#### 第6回 抵当権⑥

小テストとして、抵当権に関する事例問題の即日起案と解説を実施する。

#### 第7回 留置権

留置権の基本構造を確認した後、特に目的物と被担保債権の牽連性に関する問題（留置権の人的範囲と物的範囲の問題）を検討する。

#### 第8回 先取特権

先取特権の社会における意義・機能を確認した後、特に、雇用関係の先取特権、動産売買の先取特権、不動産工事の先取特権について、隣接する法制度の存在にも注意を払いながら、条文・判例に即して理解を深める。

#### 第9回 質権

動産質権、債権質権を扱う。他の担保手段との比較を前提として、その特徴的な規律を分析する。

もっとも、この回は授業の進捗などに応じて内容を変更する可能性がある。

**第10回 中間試験のレビュー**

中間試験について解説・議論をする。

**第11回 譲渡担保①**

譲渡担保の基本構造を、不動産を客体する場合を念頭において検討する。譲渡担保権者の法的地位、譲渡担保設定者の法的地位に着目し、判例を整理・分析する。

**第12回 譲渡担保②**

承前。

**第13回 譲渡担保③**

集合動産譲渡担保を扱う。集合動産譲渡担保の法的構成、設定方法、後順位譲渡担保の設定可能性、譲渡担保設定者による個別動産の処分、物上代位といった問題を重点的に検討する。

**第14回 譲渡担保④**

集合債権譲渡担保を扱う。集合債権譲渡担保の法的構成、設定方法、債権譲渡が関わる元物（賃貸不動産）と果実（賃料債権）の分離といった問題を重点的に検討する。

**第15回 所有権留保**

所有権留保の社会における意義・機能を確認した後、所有権留保の基本構造を判例に即して検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民法 5	3 年次	必修科目	前期	月曜・1 時限	白石友行

#### 【科目のねらい】

この授業は、各学生が、1年次と2年次の各授業で家族法についての基本的な考え方を習得していることを前提に、家族法に関わる諸制度や条文の理解を確かなものにすること、さまざまな事実や紛争の中から法的問題を適切に抽出し、家族法に関わる法的ルールを使いこなせるようになること、その思考過程を文章で論理的に表現することができるようになるために論述能力を涵養することなどを目的とする。

#### 【授業の方法等】

この授業は「対面授業」である。また、この授業は、各学生があらかじめ配布される資料にしっかりと目を通しそこで示される課題について丁寧に検討していることを前提として、質疑応答を中心進められる。また、論述能力を養うことを目的として、適宜、レポートや小テストなどを実施することがある。

#### 【教材等】

授業は、担当者が作成し Moodle 上であらかじめ配布する資料を用いて行われる。教科書については指定しない。一般的な参考書や参考文献については、授業の中で紹介する。

#### 【成績評価】

平常点 30%（発言状況、小テストや小レポートなど）、中間試験 30%、学期末試験 40%

#### 【各回の内容】

##### 第1回 家族法総論、婚姻の成立

家族法の全体像、家族法に関する仕組み（戸籍、紛争解決手段など）、親族、婚姻の成立などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材として検討を行う。

##### 第2回 婚姻の効果

婚姻の効果などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材として検討を行う。

##### 第3回 離婚①

離婚の方法、その基本的な効果などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第4回 離婚②、婚姻外カップル

離婚後の子の扱い、婚姻外カップルなどに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第5回 実親子①

母子関係、父子関係（嫡出子、非嫡出子）などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第6回 実親子②、養親子

生殖補助医療と親子関係、養親子などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第7回 親権、未成年後見

親権、未成年後見などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第8回 後見、扶養、前半のまとめ

成年後見、扶養などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。また、前半のまとめを行う。

##### 第9回 相続法の総論、相続開始、法定相続人、相続財産

相続法総論、相続開始、法定相続人、相続欠格と廃除、包括承継と相続財産などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第10回 共同相続

共同相続に関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

##### 第11回 相続分

法定相続分、指定相続分、具体的相続分、相続分の譲渡などに関わる諸問題について、事例、判例、

裁判例などを素材とした検討を行う。また、特別の寄与の検討も行う。

**第12回 遺産分割、配偶者居住権**

遺産分割、配偶者居住権と配偶者短期居住権などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

**第13回 相続の承認と放棄、財産分離、相続人の不存在、相続回復請求権**

相続の承認と放棄、財産分離、相続人の不存在、相続回復請求権などに関わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

**第14回 遺言**

遺言の能力、内容、方式、効力、撤回、執行に關わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

**第15回 遺贈、特定財産承継遺言、遺留分**

遺贈、特定財産承継遺言、遺留分などに關わる諸問題について、事例、判例、裁判例などを素材とした検討を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
商法	3 年次	必修科目	前期	月曜・3 時限	小林俊明

### 【科目のねらい】

本科目は、商法総則・商行為法および手形法を中心に取り上げる。この領域における各種制度の意義と機能を、条文の趣旨、判例・学説の検討を通じて理解し、最終的に、具体的な事案の問題を発見し解決する能力、論理的な文章を作成する能力を涵養することを目的とする。商法の基礎となっている民法との違いに意識して検討していく。本科目は、会社法との関連性も考え、組織再編行為等も併せて理解できるように進める。

### 【授業の方法等】

講義形式を中心としつつ、質疑応答を織り交ぜて進める。下記の順序で進めるが、受講生の理解状況によって若干進行が前後することもある。

### 【教材等】

特定の教科書は指定しない。授業の資料は Moodle に掲載する。参考書としては、近藤光男・商法総則・商行為法（有斐閣）、落合誠一ほか・商法 I・商法総則・商行為（有斐閣）、弥永真生・リーガルマインド商法総則・商行為（有斐閣）を奨めるが、自分の使い慣れた教科書で差し支えない。

### 【成績評価】

平常点 30%（小テストまたはレポートによる）、筆記試験 70%（うち中間試験 30%，学期末試験 40%）の総合点で評価する。

### 【各回の内容】

#### 第1回 商法総則総論（商法の意義と法源），商人概念と商行為概念の関係

実質的意義の商法について隣接諸法との異同について理解する。実質的意義の商法の法源についても説明する。商人概念・商行為概念とそれとの内容、両概念の関係を理解する。また、企業法としての商法の全体像について理解する。

#### 第2回 営業譲渡・事業譲渡

営業譲渡（事業譲渡）の意義と機能、法的性質について理解する。営業譲渡に伴い商号が継用される場合の当事者と債権者・債務者の法律関係を理解する。

#### 第3回 合併、会社分割

事業譲渡で学修した内容を踏まえ、経済的に同じ効果を実現しうる合併、会社分割について理解する。

#### 第4回 株式交換・移転、株式交付

前回に続き、会社統合の方法として実務上頻繁に用いられる株式交換・移転について理解する。

#### 第5回 商号規制と商号権者の保護、名板貸人の責任

商号規制と商号権者の保護について説明する。また、表見法理ないし外觀法理を具体化した規定として、名板貸人の責任等について理解する。

#### 第6回 商業使用人、商事代理

特定の商人に付随して商業主の取引を代理する商業使用人の意義と機能を、代理商と対比しつつ説明する。商行為の代理と民法に定める代理の異同についてもここで理解する。

#### 第7回 商業登記、商業帳簿

商業登記制度の意義と趣旨を説明し、商業登記の効力と不実登記についての問題点を理解する。

また、商業帳簿の意義と機能を概説する。

#### 第8回 商行為法通則

商事売買の成立について、関連する商行為法通則規定を織り交ぜながら説明する。そのほか履行を担保するための商事担保の規定、とりわけ商事留置権など民事留置権と対比して理解する。

#### 第9回 企業間取引の補助者

不特定の者のために取引を補助する制度として商法が規定する問屋・仲立人・代理商の意義と機能について理解する。。

#### 第10回 運送営業

運送営業の意義・種類・機能を説明する。運送人の債務不履行責任に関する商法上の特則について

て理解する。民法で定める債務不履行責任や不法行為責任との関係についても説明する。。

### 第11回 場屋営業・倉庫営業

商事寄託を中心に説明する。なかでも場屋営業と倉庫営業を取り上げ、これらの商人が負うべき義務と責任について理解する。

### 第12回 手形行為総論、手形行為の成立と手形学説（手形理論）

手形行為の種類と性質を説明する。約束手形の記載事項について、振出を有効に成立させるために必要とされる絶対的記載事項（手形要件）を中心に説明する。これを踏まえて未完成手形としての白地手形の意義を説明し、白地補充権に関する問題点を検討する。手形振出時の交付欠缺を例にいわゆる手形理論（手形学説）の分布状況を概観する。

### 第13回 裏書、他人による手形行為、手形行為の無権代理、偽造・変造

裏書の種類と効力を説明し、裏書の連続とその問題点を説明する。取立委任裏書の意義と効力について説明し、隠れた取立委任裏書の法的性質について理解する。手形行為に対して民法の意思表示規定が適用されるかについて理解する。他人による手形行為の意義を説明し、無権代理の法律関係について理解する。手形の偽造の意義を説明し、偽造者と被偽造者の責任について理解する。

### 第14回 手形抗弁論、人的抗弁の切断、善意取得、手形行為独立の原則、手形保証、手形債権の消滅、遡求

手形権利者を流通段階で保護する制度として規定されている人的抗弁の切断について検討する。善意取得の意義と要件・効果を説明する。手形行為独立の原則の意義と機能を説明する。手形債権の消滅、遡求権、利得償還請求権について説明する。

### 第15回 まとめ、補論

これまで学修してきた内容を踏まえ、民法や隣接する他の法律との異同について理解する。企業法が独自に存在する意義を再度ここで取り上げる。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事法演習 1	3 年次	自由選択科目	後期	月曜・3 時限	田中宏治・鶴ヶ野翔麻

### 【科目のねらい】

民法を学んだ学生が、具体的な事例の検討を通じて、論述に欠かせない、知識・理解を深めつつ、法的問題を抽出し、的確に法解釈・適用を行う能力を身につけることをねらいとする。

### 【授業の方法等】

本演習は対面形式で実施する。

民法に関する事例問題の即日起案を行い、それをもとに解説・講評・議論を行う。具体的には、15回の授業のうち、14回の授業を2回・1セットと捉えて、即日起案・解説と講評・議論を行う。つまり、授業は、合計7回の即日起案・解説と講評・議論によって構成される。残りの1回は令和7年度の司法試験の解説会を兼ねた回の予定である。

事例問題の出題範囲については、民法の全範囲とし、かつ先端的な問題を出題することもある。ただし、少なくとも事例問題①から⑥については、予習を可能にするために、より具体的なかたちで問題の出題範囲をあらかじめ告知する（事例問題⑦については別途案内する）。

### 【教材等】

問題は起案の際に、解説などの資料は Moodle を通じて、適宜配付する。

### 【成績評価】

事例問題⑦の起案 60%，平常点 40%（事例問題①～⑥の起案、①から⑦の議論における発言）の割合によって評価する。補足すれば、第 14 回の事例問題⑦の起案を実質的に期末試験に相当するものとして実施し、その他の起案は平常点の評価資料として考慮する。

### 【各回の内容】

本演習はオムニバス方式で実施する。各回の担当者については開講の際に案内する。

#### 第1回 民法の事例問題の考え方

司法試験の問題を素材に民法の事例問題の考え方を学ぶ。なお、司法試験の解説会を兼ねる都合から実施回が後にずれる可能性がある。

#### 第2回 事例演習① 即日起案

事例問題①の即日起案と解説を行う。

#### 第3回 事例演習① 講評・議論

事例問題①について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

#### 第4回 事例演習② 即日起案

事例問題②の即日起案と解説を行う。

#### 第5回 事例演習② 講評・議論

事例問題②について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

#### 第6回 事例演習③ 即日起案

事例問題③の即日起案と解説を行う。

#### 第7回 事例演習③ 講評・議論

事例問題③について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

#### 第8回 事例演習④ 即日起案

事例問題④の即日起案と解説を行う。

#### 第9回 事例演習④ 講評・議論

事例問題④について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

#### 第10回 事例演習⑤ 即日起案

事例問題⑤の即日起案と解説を行う。

#### 第11回 事例演習⑤ 講評・議論

事例問題⑤について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

#### 第12回 事例演習⑥ 即日起案

事例問題⑥の即日起案と解説を行う。

**第13回 事例演習⑥ 講評・議論**

事例問題⑥について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

**第14回 事例演習⑦ 即日起案**

事例問題⑦の即日起案と解説を行う。

**第15回 事例演習⑦ 講評・議論**

事例問題⑦について、参加者の答案を踏まえて、講評と議論を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事法演習 2	3 年次	自由選択科目	前期	木曜・1限	北村賢哲・ 堀田佳文

### 【科目のねらい】

民事訴訟法・会社法分野を中心に、具体的な設例について法的な問題を発見し、的確に分析したうえで、文章に表現する練習を通して論述能力を涵養することを目的とする。

### 【授業の方法等】

本授業では、裁判例や実務をモデルとした設例を題材に、法的問題点の抽出、適切な法の適用と理論構成等につき、参加者全員で議論しながらすすめる。民事訴訟法 10 回、会社法 5 回で実施する。

民事訴訟法については、第 1 回・第 3 回・第 5 回・第 7 回にて、判例解説 4 回を実施し、第 9 回にて、それまで解説した判例の理解を中心とした事例問題の起案演習を行う。第 11 回以降も、同様のサイクルを実施する。判例解説の回では、概説書レベルで確認できる基本的事項に関する質疑応答を行う予定である。

会社法については、「会社法 1」・「会社法 2」（及び並行履修中の「商法」）で取り上げた、判例・学説上しばしば争われる法的問題点について、長文の事例から問題点を的確に抽出し、主要な判例・裁判例を踏まえて解決策を導き出し、これを文章に表現できるようにするための練習を行い、これに対する解説・講評を経て、内容の理解を深めるとともに、より適切な表現をめざして議論を行う形で進める。

### 【教材等】

(民事訴訟法)

高田裕成・畠瑞穂・垣内秀介編・民事訴訟法判例百選〔第 6 版〕（有斐閣、2023 年）

(会社法)

高橋美加ほか・会社法（弘文堂）、伊藤靖史ほか・会社法（有斐閣）、田中亘・会社法（東大出版会）、江頭憲治郎・株式会社法（有斐閣）、神作ほか編・会社法判例百選（有斐閣）。いずれも最新版を参照されたい。

### 【成績評価】

平常点（発言の状況等）20% 文書起案や起案レポート（中間試験や期末試験を含みうる）80% の割合によって評価する。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回（4 月 3 日） 民事訴訟法（1）

事前に提出された民訴法起案①（この起案の点数自体は本授業の評価対象ではない）の解説の後、民事訴訟の対象に関する重要裁判例を扱う。

#### 第 2 回（4 月 10 日） 会社法（1）

株主総会・取締役の責任を中心に、会社法の重要論点を確認するとともに、会社法における事案分析の注意点等について検討する。

#### 第 3 回（4 月 17 日） 民事訴訟法（2）

当事者能力に関する重要裁判例を扱う。

#### 第 4 回（4 月 24 日） 会社法（2）

主に、株式会社の設立・株式・資金調達・株主総会に関する事例の起案と解説を行う。

#### 第 5 回（5 月 1 日） 民事訴訟法（3）

当事者適格に関する重要裁判例を扱う。

**第6回（5月15日） 会社法（3）**

第4回に実施した起案の結果を踏まえて講評を実施し、これをもとにした議論を行う。

**第7回（5月22日） 民事訴訟法（4）**

訴えの利益に関する重要裁判例を扱う。

**第8回（5月29日） 会社法（4）**

主に、取締役会・役員等の責任・計算・組織再編に関する事例の起案と解説を行う。

**第9回（6月12日） 民事訴訟法（5）**

民訴法起案② 民事訴訟法（1）～（4）で扱った判例の理解を中心とした起案を行う。

**第10回（6月19日） 会社法（5）**

第8回に実施した起案の結果を踏まえて講評を実施し、これをもとにした議論を行う。

**第11回（6月26日） 民事訴訟法（6）**

当事者の主張の要否に関する重要裁判例を扱う。

**第12回（7月3日） 民事訴訟法（7）**

自白に関する重要裁判例を扱う。

**第13回（7月10日） 民事訴訟法（8）**

証明に関わる重要裁判例を扱う。

**第14回（7月17日） 民事訴訟法（9）**

既判力の及ぶ範囲に関わる重要判例を扱う。

**第15回（7月24日） 民事訴訟法（10）**

民訴法起案③ 民事訴訟法（6）～（9）で扱った判例の理解を中心とした起案を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎刑法 1	1 年次	必修科目	前期	金曜・3 時限	荒木泰貴

### 【科目のねらい】

判例を主な素材として質疑応答をおこない、刑法総論のうちの犯罪論についての基礎的な理解を得る。初めて刑法に接する者が自力で刑法総論の判例及び教科書を読み、基礎的な問題について起案できるようになることが目標であるが、選択科目「基礎刑事法特論 1」とあわせて受講することを薦める。

### 【授業の方法等】

Moodle 上で配布するレジュメとその内容に関する各自の教科書の該当部分を読んでいることを前提として、質疑応答を交えつつ進行する。質疑応答の際には、いかに論述すべきかという観点からの質疑も交えることで、論述能力の涵養を目指す。

なお、2 年次以降の学修の基礎とするためにも可能な限り広い範囲をカバーすべきであると思われることから、講義のスピードは速いものとならざるをえない。予習をしてから講義に臨むことを要する。

### 【教材等】

山口厚ほか『判例刑法総論〔第 8 版〕』(有斐閣、2023 年) および配布レジュメ(Moodle で配布する)を使用する。

いわゆる基本書の類は特に指定しない(講義中に聞くこともない)が、初学者向けのものとして亀井源太郎ほか『刑法 1 総論〔第 2 版〕』(日本評論社、2024 年)がある。また、1 年次のうちに取り組むべき基礎的な演習書として、嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法』(有斐閣、2022 年)がある。

### 【成績評価】

教室における応答の状況等を評価する平常点を 30%、中間試験を 30%、学期末試験を 40% の割合で評価する。

### 【各回の内容】

第 1 回 刑法の存在理由・目的・役割、刑法の基本原理、犯罪論の概観

法益保護、行為主義・罪刑法定主義・責任主義、犯罪論の体系

第 2 回 因果関係

事実的因果関係、法的因果関係

第 3 回 不作為犯

作為義務の発生根拠、不作為犯の因果関係

第 4 回 故意、錯誤

故意の認識対象、事実の錯誤、違法性の錯誤、違法性阻却事由の錯誤

第 5 回 違法論総論、正当行為、可罰的違法性

形式的違法性・実質的違法性、刑法 35 条、可罰的違法性

第 6 回 正当防衛①—急迫性

急迫性の意義、予期・積極的加害意思論、侵害回避義務論

第 7 回 正当防衛②—防衛の意思、相当性、過剰防衛

防衛の意思、防衛行為の相当性、質的過剰・量的過剰

第 8 回 緊急避難、被害者の同意

緊急避難と正当防衛の違い、錯誤に基づく同意等

第 9 回 責任

責任能力、違法性の意識の可能性、適法行為の期待可能性

第 10 回 未遂犯

実行の着手

第 11 回 不能犯、中止犯

不能犯、中止犯

第12回 正犯、共犯

間接正犯、狭義の共犯

第13回 共同正犯

共同正犯の共犯性および正犯性

第14回 共犯の諸問題①

承継的共犯、共犯関係の解消、共謀の射程

第15回 共犯の諸問題②、罪数

共犯者間の違法性の連帯、罪数

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎刑法 2	1 年次	必修科目	後期	月曜・3 時限	荒木 泰貴

### 【科目のねらい】

刑法各論の分野を中心に講義を行い、基礎的な理解を得られるようにする。初めて刑法に接する者が「基礎刑法 1」とあわせて受講することで、自ら学修を進められるようになることが目標である。

### 【授業の方法等】

Moodle 上で配布するレジュメとその内容に関する各自の教科書の該当部分を読んでいることを前提として、質疑応答を交えつつ進行する。質疑応答の際には、いかに論述すべきかという観点からの質疑も交えることで、論述能力の涵養を目指す。

なお、2 年次以降の学修の基礎とするためにも可能な限り広い範囲をカバーすべきであると思われることから、講義のスピードは速いものとならざるをえない。予習をしてから講義に臨むことを要する。

### 【教材等】

山口厚ほか『判例刑法各論〔第 8 版〕』(有斐閣、2023 年)および配布レジュメ(Moodle で配布する)を使用する。

いわゆる基本書の類は特に指定しない(講義中に聞くこともない)が、初学者向けのものとして亀井源太郎ほか『刑法 2 各論〔第 2 版〕』(日本評論社、2024 年)がある。また、1 年次のうちに取り組むべき基礎的な演習書として、嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法』(有斐閣、2022 年)がある。

### 【成績評価】

教室における応答の状況等を評価する平常点を 30%、中間試験を 30%、学期末試験を 40% の割合で評価する。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 生命に対する罪

殺人罪を中心に解釈論上重要な問題点を検討する。

#### 第 2 回 身体に対する罪

暴行・傷害罪について、関連する問題を含めて解釈論上重要な問題点を検討する。

#### 第 3 回 遺棄罪・危険運転致死傷罪

遺棄・不保護の概念、危険運転致死傷罪の基本構造を検討する。

#### 第 4 回 自由に対する罪

逮捕監禁罪、不同意わいせつ・不同意性交等罪および住居侵入罪について、保護法益の理解と個々の構成要件要素の解釈がどのように関係するのかに注意して検討する。

#### 第 5 回 名誉に対する罪

名誉毀損・侮辱罪について、言論の自由との調整を含めて検討する。

#### 第 6 回 業務および公務に対する罪

公務と業務の関係について学説・判例を検討するとともに、公務執行妨害罪および業務妨害罪の成立要件について解釈論上の問題点を検討する。

#### 第 7 回 財産犯総論

財産犯の体系、財産犯各罪の相互関係、財産犯の保護法益、財産犯の客体などについて説明し、これらに関係する解釈論上の問題について検討する。

#### 第 8 回 不法領得の意思

領得行為の概念を基礎づける不法領得の意思について、判例を基礎に検討し、領得罪の基本構造について検討する。

#### 第 9 回 窃盗罪

占有概念を中心に、窃盗罪の基本問題について検討する。

#### 第 10 回 強盗罪

強盗罪の基本的な成立要件について考察し、併せて強盗罪に関する種々の問題点を検討する。

**第 11 回 詐欺罪**

詐欺罪の基本的な成立要件について考察し、併せて詐欺罪に関する種々の問題点を検討する。

**第 12 回 横領罪**

詐欺罪の基本的な成立要件について考察し、併せて横領罪に関する種々の問題点を検討する。

**第 13 回 背任罪**

背任罪の基本的な成立要件について考察する。

**第 14 回 放火の罪**

各種放火罪の基本的な成立要件について考察し、公共危険犯の基本構造を理解する。

**第 15 回 偽造罪**

有形偽造概念について基本的な理解を得るため、判例に現れた事案について検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎刑事法特論 1	1 年次	選択必修科目 3	前期	木曜・2 時限	佐野 文彦

### 【科目のねらい】

本講義は、刑法総論に関してテーマごとに基本事例の検討を通じて、刑法の初学者に、刑法の基本的な理解と問題解決能力を獲得させること、論述力の涵養を図ることを目指す。本講義は、判例を素材に刑法の基礎を学ぶ必修科目「基礎刑法 1」の補助的科目である。

### 【授業の方法等】

事前に提示した事例問題について、刑法総論で登場する代表的な見解の理論的根拠（なぜそのように考えるべきなのか／考えるべきでないのか）を意識しつつ、受講者全員で検討を加える。受講者は、「基礎刑法 1」の解説を大いに活用しつつ、事例問題について予め検討を加えておくことが求められる。毎回の予習・復習に要する時間は、受講者の習熟度にもよるもの、概ね 120 分程度を要することが見込まれる。決して軽いものではないので、履修に際しては、自身の目標や可処分時間を十分に勘案すること。

本講義は、質疑応答を交えた同時双方向型（メディア授業）で実施する。

### 【教材等】

嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法』（有斐閣、2022 年）から抜粋した事例問題を使用する。本書の解説や、「基礎刑法 1」で指定された教科書及び判例集も適宜参照すると良い。その他、必要な文献や資料がある場合にはその都度指示する。

### 【成績評価】

平常点を 40%、学期末試験を 60% の割合で評価する。平常点では、事例問題に対する解答、事前準備の程度や授業での発言等を総合的に評価する。学期末試験では複合的な事例問題を出題する予定である。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 ガイダンス／刑法の基本的な考え方

本講義の進め方について確認したあと、刑法の基本的な考え方について解説する。

#### 第 2 回 因果関係

因果関係の基本事例を検討する。

#### 第 3 回 不作為犯

不作為犯の基本事例を検討する。

#### 第 4 回 故意・違法性の意識との関係

故意の基本事例を検討する。

#### 第 5 回 事実の錯誤

事実の錯誤の基本事例を検討する。

#### 第 6 回 被害者の同意・緊急避難

被害者の同意・緊急避難の基本事例を検討する。

#### 第 7 回 正当防衛

正当防衛の基本事例を検討する。

#### 第 8 回 過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛

過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛に関する基本事例を検討する。

#### 第 9 回 実行の着手

実行の着手に関する基本事例を検討する。

#### 第 10 回 不能犯・中止犯

不能犯・中止犯に関する基本事例を検討する。

#### 第 11 回 正犯と共に

間接正犯に関する基本事例を検討する。

#### 第 12 回 共同正犯の要件

共同正犯に関する基本事例を検討する。

第13回 共犯の諸問題(1)

共犯と錯誤・共謀の射程に関する基本事例を検討する。

第14回 共犯の諸問題(2)

共犯関係の解消・承継的共同正犯に関する基本事例を検討する。

第15回 共犯の諸問題(3)

その他、共犯に関する問題を扱う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎刑事法特論 2	1 年次	選択必修科目 3	後期	金曜・5 時限	川出敏裕

\*本授業科目は、令和 2 年度 2 年コース入学者および平成 31 年度以前入学者に対する基礎刑法 3（必修科目）であるが、令和 2 年度 3 年コース入学者に対しては基礎刑事法特論 2（選択必修科目 3）である。

#### 【科目のねらい】

本講義は、刑事訴訟法を初めて学ぶ者を対象とし、刑事手続法の基本的な仕組みとそれを支える考え方について、十分な理解を培うことを目的とする。

#### 【授業の方法等】

授業は対面方式で行う。レジュメを配布し、講義形式と質疑応答形式を適宜組み合わせて行う予定である。毎回の授業に先立って予習課題を提示するので、受講生は、教科書の該当箇所や指定判例等を読んで予習をする必要がある。

#### 【教材等】

池田公博= 笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣、2022 年）

大澤裕= 川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第 11 版）』（有斐閣、2024 年）

#### 【成績評価】

平常点（30%）及び学期末試験（70%）による。平常点は、発言状況（予習状況を含む）を考慮して評価する。

#### 【各回の内容】

##### 第 1 回 刑事手続の全体像／任意検査と強制検査（1）

検査から上訴に至る刑事手続の全体像（流れ）を説明する。そのうえで、任意検査と強制検査の区別について、両者を区別する意味を検討し、それを踏まえて区別の基準を明らかにする。

##### 第 2 回 任意検査と強制検査（2）

第 1 回授業に引き続き、任意検査と強制検査の区別や任意検査の限界等を検討したうえで、写真撮影・ビデオ撮影を素材として、それが具体的な検査手段の適法性の判断にあたってどのように適用されるのかを検討する。

##### 第 3 回 被疑者の取調べ

被疑者の取調べに関する現行法制の仕組みについて理解を図り、それを踏まえて、取調べの規律のあり方について検討する。

##### 第 4 回 逮捕・勾留（1）

逮捕及び勾留に関する現行法制の仕組みについて理解を図り、逮捕前置主義、事件単位の原則、一罪一勾留の原則等の被疑者の身柄拘束に関する諸原則の内容について検討する。

##### 第 5 回 逮捕・勾留（2）

第 4 回授業に引き続き、逮捕・勾留に関する法的問題点を検討する。

##### 第 6 回 捜索・差押え（1）

令状による検査・差押さえを対象として、令状主義の趣旨、検査場所・差押目的物の特定等の問題について検討する。

##### 第 7 回 捜索・差押え（2）

逮捕に伴う検査・差押さえを対象として、それが無令状で認められる根拠と、そこから導かれる解釈上の帰結について検討を行う。また、人の身体を対象とした強制処分について検討する。

##### 第 8 回 弁護制度・接見交通

刑事弁護制度の概要について理解を図り、身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通の意義と、検査機関による接見指定に関する問題について検討する。

##### 第 9 回 公訴の提起／訴因（1）

公訴提起に関する現行法制の仕組みについて理解を図り、公訴権の運用とその規制のあり方等について検討する。訴因制度の意義について理解を図り、それを踏まえて、訴因の明示・特定に関する問題を検討する。

**第10回 訴因（2）**

訴因変更手続の概要と制度趣旨を確認したうえで、訴因変更に関する法的問題点を検討する。

**第11回 証拠法総論**

証拠の関連性及び举証責任の問題を取り上げ、刑事証拠法の基本的考え方と基本概念について理解を図る。

**第12回 自白**

いわゆる自白法則の内容について理解を図るとともに、補強証拠に関する問題について検討する。

**第13回 伝聞証拠（1）**

伝聞証拠が排除される趣旨を検討し、それを踏まえて、伝聞証拠の意義を明らかにする。あわせて、伝聞例外規定の基本的構造について理解を図る。

**第14回 伝聞証拠（2）**

第13回授業に引き続き、個別の伝聞例外に関する法的問題について検討する。

**第15回 違法収集証拠**

違法収集証拠の証拠能力について、排除法則の趣旨と排除の基準を中心に検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑法 1	2 年次	必修科目	前期	木曜・3/5 時限 (インテンシブ科目)	荒木 泰貴

#### 【科目のねらい】

刑法総論の主要な論点につき、学部(本研究科の基礎刑法を含む)レベルで教授される犯罪論の知識を前提とし、犯罪成否について類似の事情を考慮する—換言すれば法的発想が通底する—諸場面を横断的に対象として議論を行う。判例の事案・設例を自ら検討することにより、学生がそれぞれの理論・法理が適用される場面を明確に切り分けられるようになること、判例の基礎にある考え方を自ら発見できるようになること、論述力の涵養を図ることを目的とする。

#### 【授業の方法等】

配布レジュメを参考しつつ、質疑応答を交えながら進行する。事前に設例を提示する場合、それを解いたうえで授業に臨むことを要する(担当者を決めた場合は解答を事前に提出すること)。可能であれば、授業の際、事前に提出された解答をもとに検討する時間を設け、論述能力の涵養を目指す。

#### 【教材等】

山口厚ほか『判例刑法総論[第8版]』(有斐閣、2023年) 及び配布レジュメ (Moodleで配布する)を使用する。

#### 【成績評価】

平常点、中間試験および学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、事前に提示した設例への解答や教室でのやり取り等を評価する。

評価全体に対する割合は、平常点30%、中間試験30%、学期末試験が40%である。

#### 【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル:刑法」(法科大学院協会による第二次案修正案)が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第1編 総則」に分類される部分であるから、「第1編」という記載は省略した。

##### 第1回 刑法の存在理由・目的・役割、刑法の基本原則

刑法の基礎的な部分を理解し、刑法の解釈・適用に際して基盤となる考え方を習得する。

[第1章]

##### 第2回 因果関係

いわゆる直接実現型・間接実現型といった事案類型を意識しながら、因果関係判断の枠組みを理解する。

[第2章第4節]

##### 第3回 不作為犯

特に作為義務(保障的地位)の問題を中心に、不作為犯の成立要件を検討する。

[第2章第5節]

##### 第4回 故意

故意を肯定するために行行為者が認識すべき事情を確認し、未必の故意と認識ある過失の区別・故意の推認過程を検討する。また、違法性の意識との関係も確認する。

[第2章第6節、第4章第3節]

##### 第5回 錯誤

行為者の認識した事実と客観的に発生した事実に齟齬が生じた場合の処理を検討する。

[第2章第6節]

## 第6回 過失犯

過失犯の成立要件について検討する。

[第2章第7節]

## 第7回 違法性の基本問題、被害者の同意

違法性の本質や違法性阻却の基本原理に関する基礎的事項を確認する。

被害者の同意が犯罪成立を阻却する根拠について確認する。また、錯誤・強制に基づく同意の有効性について検討する。

[第3章第1節・第3節]

## 第8回 正当防衛①

正当防衛の違法性阻却の根拠を確認し、正当防衛の成立要件のうち、特に急迫性について検討する。

[第3章第4節]

## 第9回 正当防衛②

防衛の意思の内容、防衛の意思と予期・積極的加害意思との関係、相当性などの正当防衛の成立要件、および、量的過剰防衛・質的過剰防衛について検討する。

[第3章第4節]

## 第10回 責任能力

責任主義の意義を再確認し、精神鑑定との関係を意識しつつ、責任能力の意義・判断枠組みを検討する。

[第4章第1～2節]

## 第11回 未遂犯

殺人罪・詐欺罪・窃盗罪を中心に、実行の着手の判断枠組みを検討する(各犯罪の基本的な理解が前提となるので予習しておくこと)。

[第5章第1～2節]

## 第12回 不能犯・中止犯

不能犯の各類型を確認し、未遂犯成立の判断枠組みを検討する。中止犯については、必要的減免の根拠を確認し、中止犯の成立要件を検討する。

[第5章第3～4節]

## 第13回 共犯の処罰根拠、共同正犯・教唆犯・帮助犯、間接正犯

共犯の処罰根拠ならびに各共犯類型の意義および間接正犯との関係を検討する。

[第6章第1～3節]

## 第14回 共同正犯

共同正犯の成立要件を検討する。その際、実行共同正犯と共謀共同正犯とでポイントとなる考慮要素を理解する。

[第6章第2節]

## 第15回 共犯の諸問題

共犯と身分、共犯の射程、共犯の錯誤、承継的共犯等の諸問題を検討する。

[第6章第4節]

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑法 2	2 年次	必修科目	後期	金曜・3 時限	品田 智史

### 【科目のねらい】

刑法典各則において現実に問題となることが多い犯罪類型について、個別の犯罪成立要件を、一般的な議論との関連を常に意識しながら検討する訓練を行う。これにより、判例の底にある考え方を理解し、自らこれを発見できるようにするとともに、新規事例への応用能力を養う。

### 【授業の方法等】

この授業は、全ての回が「メディア授業」で、ZOOM を使用した「同時双方向型授業」を行う。

毎回テーマに沿った事例問題(嶋矢貴之ほか『徹底チェック刑法』(有斐閣・2022年)その他より)その他と、それを基にした予習レジュメを出すので、その回答を考えたうえで授業に臨むことを要求する。授業では教材を基にした予習レジュメに沿って質疑応答を行い、また、復習課題を提出してもらうことがある。授業中の事例問題の分析・検討と復習課題の提出に対するフィードバックによって、論述能力の涵養を目指す。

### 【教材等】

レジュメを使用する。教科書については特に指定しないが、六法および各自が使用している各論のテキストを持参すること。判例教材としては、山口厚ほか編『判例刑法各論（第8版）』(有斐閣・2023年)その他を参照。

### 【成績評価】

平常点、中間試験及び学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、授業への参加状況・課題の提出状況を総合評価する。

評価全体に対する割合は、平常点 30%、中間試験 30%、学期末試験の成績が 40%である。

### 【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル:刑法」(法科大学院協会による第二次案修正案)が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第2編 各則」に分類される部分であるから、「2編」という記載は省略した。

#### 第1回 ガイダンス、生命・身体に対する罪(1)

授業の進行方法について説明を行うと共に、同意殺人罪に関する事例を用いて、刑法総論の復習、事例問題の検討方法の確認を行う。〔1部1章〕

#### 第2回 生命・身体に対する罪(2)

生命・身体に対する罪のうち、暴行罪・傷害罪、遺棄罪について取り扱う。〔1部1章〕

#### 第3回 自由に対する罪 脅迫・強要、逮捕・監禁・拘取・性犯罪・住居侵入等

自由に対する罪について、ポイントを絞って取り扱う。〔1部2・3章〕

#### 第4回 名誉毀損、信用毀損、業務妨害

名誉毀損罪と業務妨害罪を中心に取り扱う。業務妨害罪については、公務執行妨害罪も併せて取り扱う。〔1部4・5章、3部2章〕

#### 第5回 財産犯(1) 財産犯総論、窃盗罪(前半)

まず、総論として、財産犯の保護法益及びその関連問題として論じられている多くの論点を横断的に取り扱う。また、窃盗罪を素材として、移転罪における占有の意義について取り扱う。〔1部6章1・2・4・9節〕

#### 第6回 財産犯(2) 窃盗罪(後半)、強盗罪(前半)

窃盗罪を素材に不法領得の意思について取り扱うほか、強盗罪の基本問題について取り扱う。〔1部6章2・3節〕

#### 第7回 財産犯(3) 強盗罪(後半)

強盗罪の残り(強盗利得罪、事後強盗罪、強盗致死傷罪)について取り扱う。[1部6章3節]

第8回 財産犯(4) 詐欺罪(前半)

詐欺罪の欺罔行為、交付行為について取り扱う。[1部6章4節]

第9回 財産犯(5) 詐欺罪(後半)、横領罪(前半)

クレジットカード不正使用などの詐欺罪の特殊事例、横領罪の基本問題について取り扱う。[1部6章4・5節]

第10回 財産犯(6) 横領罪(後半)、背任罪

不動産、預金などの横領罪の特殊事例、背任罪について取り扱う。[1部6章5・6節]

第11回 財産犯(7) 盗品等罪、預金に関する諸問題

盗品等罪について取り扱うほか、預金についての論点を横断的に取り扱う。[1部6章2・4・6・8]

第12回 放火罪

公共危険罪のうち放火罪を中心に取り扱う。[2部1章3節]

第13回 文書偽造罪(前半)

文書偽造罪の「偽造」概念を中心に取り扱う。[2部2章2節]

第14回 文書偽造罪(後半)、司法に対する罪

文書偽造罪の「文書」概念その他、および、司法に対する罪(犯人蔵匿等罪、証拠隠滅罪)を中心に取り扱う。  
[2部2章2節、3部2章2節]

第15回 賄賂罪

職務犯罪のうち賄賂罪を中心に取り扱う。[3部2章3節]

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事訴訟法 1	2 年次	必修科目	前期	金曜・5 時限	池亀尚之

### 【科目のねらい】

刑事手続の進行は、犯罪の捜査から始まる。その後、検察官によって終局処分が決定され、公判が請求（起訴）されると、裁判へと進む。

本科目は、捜査、公訴提起、公判、裁判という刑事手続の流れのうち、主として起訴前（捜査）手続について、主要な（裁）判例・学説の状況を踏まえて、基礎的知識を体系的に習得するとともに、今学期以降に配当されている刑事訴訟法科目、さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成を目指す。

刑事訴訟法 1 では、捜査手続に関する刑事訴訟法の基本知識を習得するとともに、複雑でない事案であれば、刑事訴訟法を的確に解釈・適用し、法的問題の解決策を導くことのできる能力を習得する。

### 【授業の方法等】

1 主としてレジュメを用いて講義形式で進行する。

2 各回の 2 週間前までに、「予習用チェックリスト（予習指示書）」を配付する（標準的な予習時間は、各回 30 分～60 分程度）。

3 講義後は、レジュメの「復習指示」に従い、当日中に復習の上、予習指示書に記載された「基本設例」について、各自の考え方を文章により表現するのが望ましい（担当者に提出し、コメントを求めるなどを推奨する）。

※初学者は、予習よりも復習に重点を置く方が効率的に学習を進めることができる（復習には、予習の 2～3 倍程度の時間を割くのが望ましい）。

### 【教材】

◎三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第 5 版〕』（東京大学出版会、2015 年）

※授業用

◎宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年）

※主として予習・復習用

### 【参考図書】（①もしくは②を開講前に通読することを強く推奨する）

①四宮啓＝城祐一郎＝宮木康博編著『Practical Studies 刑事訴訟』（成文堂、2024 年）

※【その他】の欄も参照

②三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法〔第 9 版〕』（有斐閣、2023 年）

③酒巻匡『刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年）

※必読箇所を指示、解説する。

④川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第 2 版〕』（立花書房、2021 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑤池田公博＝笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣、2022 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑥古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2021 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑦大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 11 版〕』（有斐閣、2024 年）

### 【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は、第 3 回・第 5 回・第 8 回・第 12 回・第 15 回に実施する小テストにより評価する。

### 【各回の内容】概ね、以下のスケジュールで進行する（夏季休暇中に補習を実施する）。

#### 第 1 回 刑事手続の全体像／捜査法概説

捜査から上訴に至る刑事手続の全体像（流れ）を説明する。その上で、捜査に対する法的規律の基本的枠組み（強制処分法定主義、比例原則、令状主義等）と個別の捜査手続の概要について解説する。

#### 第 2 回 任意捜査と強制捜査

捜査に対する法的規律の基本的枠組みについての理解を前提に、任意捜査と強制捜査の区別や任意捜査の限界等を検討する。

### **第3回 捜査の端緒**

行政警察活動と司法警察活動の関係を検討した上で、職務質問や所持品検査に関する法的問題点等を検討する。

※第2回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

### **第4回 被疑者の身体拘束（1）**

逮捕・勾留という身体拘束処分の要件等を確認した上で、当該処分を規律する諸原則を検討する。

### **第5回 被疑者の身体拘束（2）**

第4回に引き続き、逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

※第4回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

### **第6回 被疑者の身体拘束（3）**

第5回に引き続き、逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

### **第7回 供述証拠の収集・保全（1）**

被疑者の取調べをはじめとする供述証拠の収集・保全手続に対する法的規律を確認した上で、任意同行とその後の取調べの適法性を中心に検討する。

### **第8回 供述証拠の収集・保全（2）**

第7回に引き続き、被疑者の取調べをはじめとする供述証拠の収集・保全手続に関する法的問題点を検討する。

※第7回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

### **第9回 被疑者の権利**

主に被疑者の弁護人依頼権について、制度の概要を確認した上で、接見交通権に関する法的問題点を中心に検討する。

### **第10回 物的証拠の収集・保全（1）一令状による搜索・差押え（1）**

搜索・差押えの要件等を確認した上で、令状主義の趣旨を踏まえ、令状による搜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

### **第11回 物的証拠の収集・保全（2）一令状による搜索・差押え（2）**

第10回に引き続き、令状による搜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

### **第12回 物的証拠の収集・保全（3）一逮捕に伴う無令状の搜索・差押え**

逮捕に伴う無令状の搜索・差押えについて、その制度趣旨、要件等を検討する。

※第10回・第11回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

### **第13回 物的証拠の収集・保全（4）一体液の採取**

検証や鑑定処分としての身体検査の要件等を確認した上で、強制採尿を中心に、人の体液を採取する処分の許容性やその法的性格、令状の形式等を検討する。

### **第14回 その他の捜査手法（1）一写真撮影、ビデオ撮影、電磁的記録の取得**

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に、写真撮影、ビデオ撮影、電磁的記録の取得の適法性について検討する。

### **第15回 その他の捜査手法（2）一通信・会話の傍受、おとり捜査**

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に、会話・通信の傍受の法的性質や通信傍受法の規律、会話の一方当事者による秘密録音の適法性、おとり捜査の適法性について検討する。

※第1回～第15回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

### **【その他】**

参考図書①の『Practical Studies 刑事訴訟』を基にした下記2つの映像教材を開講前に視聴しておくことを強く推奨する。

○<https://www.youtube.com/watch?v=nvLWU42a0bw> (映像教材「刑事訴訟（捜査編）」)

○<https://www.youtube.com/watch?v=Ltk6SGIFEhk> (映像教材「刑事訴訟（公判編）」)

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事訴訟法 2	2 年次	必修科目	後期	金曜・5 時限	池亀尚之

### 【科目のねらい】

刑事手続の進行は、犯罪の捜査から始まる。その後、検察官によって終局処分が決定され、公判が請求（起訴）されると、裁判へと進む。

本科目は、主として公訴提起以後の手続について、主要な（裁）判例・学説の状況を踏まえて、基礎的知識を体系的に習得するとともに、今学期以降に配当されている刑事訴訟法科目、さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成を目指す。

刑事訴訟法 2 では、公訴提起後の手続に関する刑事訴訟法の基本知識を習得するとともに、複雑でない事案であれば、刑事訴訟法を的確に解釈・適用し、法的問題の解決策を導くことのできる基本的な能力を習得する。

### 【授業の方法等】

- 1 主としてレジュメを用いて講義形式で進行する。
  - 2 各回の 2 週間前までに、「予習用チェックリスト（予習指示書）」を配付する（標準的な予習時間は、各回 30 分～60 分程度）。
  - 3 講義後は、レジュメの「復習指示」に従い、当日中に復習の上、予習指示書に記載された「基本設例」について、各自の考え方を文章により表現するのが望ましい（担当者に提出し、コメントを求めるなどを推奨する）。
- ※初学者は、予習よりも復習に重点を置く方が効率的に学習を進めることができる（復習には、予習の 2～3 倍程度の時間を割くのが望ましい）。

### 【教材】

◎三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第 5 版〕』（東京大学出版会、2015 年）

※授業用

◎宇藤崇=松田岳士=堀江慎司『刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年）

※主として予習・復習用

### 【参考図書】（①もしくは②を開講前に通読することを強く推奨する）

①四宮啓=城祐一郎=宮木康博編著『Practical Studies 刑事訴訟』（成文堂、2024 年）

※【その他】の欄も参照

②三井誠=酒巻匡『入門刑事手続法〔第 9 版〕』（有斐閣、2023 年）

③酒巻匡『刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2024 年）

※必読箇所を指示、解説する。

④川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第 2 版〕』（立花書房、2021 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑤川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕』（立花書房、2023 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑥池田公博=笠倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣、2022 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑦古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第 3 版〕』（有斐閣、2021 年）

※必読箇所を指示、解説する。

⑧大澤裕=川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 11 版〕』（有斐閣、2024 年）

### 【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は、第 4 回・第 8 回・第 12 回・第 15 回に実施する小テストと小レポートにより評価する。

### 【各回の内容】

概ね、以下のスケジュールで進行する（春季休暇中に補習を実施する）。

#### 第 1 回 公訴提起から判決に至るまでの手続の全体像／審判対象論

公訴提起の手続、公判前整理手続（証拠開示を含む）、公判手続の全体像（流れ）や基本原則を説明した上で、当事者（追行）主義や刑事訴訟における審判対象等について概説する。

## **第2回 檢察官の訴因設定権限／訴因の明示・特定**

当事者（追行）主義という手続の基本的構成原理を確認した上で、検察官の訴因設定権限や訴因の明示・特定に関する法的問題点を検討する。

## **第3回 訴因の変更（1）**

訴因変更手続の概要と制度趣旨を確認したうえで、訴因変更に関する法的問題点を検討する。

## **第4回 訴因の変更（2）**

第3回に引き続き、訴因変更に関する法的問題点を検討する。

※第4回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

## **第5回 証拠法概説・証拠の関連性**

証拠法の基本原則、証人尋問をはじめとする証拠調べ手続の概要、証拠法の基本概念、証拠能力制限に関する諸準則等について概説するとともに、証拠の関連性について、それが証拠能力要件として要求される根拠を確認した上で、類似事実による立証や科学的証拠の証拠能力に関する法的問題点を検討する。

## **第6回 伝聞法則**

伝聞法則の趣旨を確認した上で、伝聞と非伝聞の区別等について検討する。

## **第7回 伝聞例外（1）**

伝聞法則の趣旨に関する理解を前提に、伝聞例外規定の基本構造を確認した上で、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

## **第8回 伝聞例外（2）**

第7回に引き続き、伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

※第7回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

## **第9回 伝聞例外（3）**

第8回に引き続き、伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

## **第10回 伝聞例外（4）**

第10回に引き続き、伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に、伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

## **第11回 自白法則（1）**

自白法則の趣旨に関する議論を確認した上で、自白の証拠能力が問題となる諸類型や自白の任意性立証に関する手続・制度について検討する。

## **第12回 自白法則（2）／補強法則**

自白法則の趣旨に関する議論についての理解を前提に、違法な手続で獲得された自白や派生証拠の証拠能力について、違法収集証拠排除法則に関する理解を踏まえつつ検討する。また、補強法則について、その趣旨を確認したうえで、これに関する法的問題点を検討する。

※第11回に取り上げた事項について、小テストを実施する。

## **第13回 違法収集証拠排除法則（1）**

違法収集証拠排除法則について、その根拠と基準等を検討する。

## **第14回 違法収集証拠排除法則（2）**

第13回に学修したことを前提に、違法性の承継・毒樹の果実論等を検討する。

## **第15回 裁判**

裁判（とりわけ判決）について、その意義や構成を確認した上で、有罪判決における罪責認定と刑の量定に関する法的問題点を検討する。また、裁判の効力について、その制度趣旨や法的問題点を検討する。最後に、上訴や非常救済手続について概説する。

※総復習のための小テストを実施する。

## **【その他】**

参考図書①の『Practical Studies 刑事訴訟』を基にした下記2つの映像教材を開講前に視聴しておくことを強く推奨する。

○<https://www.youtube.com/watch?v=nvLWU42a0bw>（映像教材「刑事訴訟（捜査編）」）

○<https://www.youtube.com/watch?v=Ltk6SGIFEhk>（映像教材「刑事訴訟（公判編）」）

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事法演習	3 年次	自由選択科目	後期	木曜・5 時限	池亀尚之 荒木泰貴

**【科目のねらい】**

刑法・刑事訴訟法の基本事項をひととおり学んだ学生が、 刑事法に関する発展的な問題を分析することでその知識・理解を深めること、 及び、 刑法・刑事訴訟法に関する具体的な事例を検討することで、 基本的な知識・理解を深めつつ、 法的問題点を抽出して的確に法解釈・適用を行うという実務法曹に求められる基本的な能力を身につけること、 論述力の涵養を図ることをねらいとする。

**【授業の方法等】**

刑法・刑事訴訟法に関する代表的な法的問題点を含む長文の事例問題を提示し、 即日教室で問題解決案について起案を作成・提出させた上で、 授業（講評）ではその内容等について検討する。

**【教材等】**

授業（講評）・即日起案に際して、 適宜配付する。

**【成績評価】**

即日起案（100%）によって評価する（〔刑法起案⑤〕の 30 点）+ 〔刑事訴訟法起案①～⑩〕の合計点を 70 点に換算）。

**【各回の内容】**

- 第1回（9月25日（木）） 刑事訴訟法起案①・講評（池亀） ※即日起案は9月17日（水）16：15～18：15
- 第2回（10月2日（木）） 刑法起案①・講評（荒木） ※即日起案は9月24日（水）16：15～18：15
- 第3回（10月9日（木）） 刑事訴訟法起案②・講評（池亀） ※即日起案は10月1日（水）16：15～18：15
- 第4回（10月16日（木）） 刑事訴訟法起案③・講評（池亀） ※即日起案は10月8日（水）16：15～18：15
- 第5回（10月23日（木）） 刑法起案②・講評（荒木） ※即日起案は10月22日（水）16：15～18：15
- 第6回（10月30日（木）） 刑事訴訟法起案④・講評（池亀） ※即日起案は10月29日（水）16：15～18：15
- 第7回（11月13日（木）） 刑事訴訟法起案⑤・講評（池亀） ※即日起案は11月5日（水）16：15～18：15
- 第8回（11月20日（木）） 刑法起案③・講評（荒木） ※即日起案は11月12日（水）16：15～18：15
- 第9回（12月4日（木）） 刑事訴訟法起案⑥・講評（池亀） ※即日起案は11月26日（水）16：15～18：15（中間試験期間中）
- 第10回（12月11日（木）） 刑事訴訟法起案⑦・講評（池亀） ※即日起案は12月3日（水）16：15～18：15
- 第11回（12月18日（木）） 刑法起案④・講評（荒木） ※即日起案は12月10日（水）16：15～18：15
- 第12回（12月25日（木）） 刑事訴訟法起案⑧・講評（池亀） ※即日起案は12月17日（水）16：15～18：15
- 第13回（1月8日（木）） 刑事訴訟法起案⑨・講評（池亀） ※即日起案は12月24日（水）16：15～18：15
- 第14回（1月15日（木）） 刑法起案⑤・講評（荒木） ※即日起案は1月7日（水）16：15～18：15
- 第15回（1月22日（木）） 刑事訴訟法起案⑩・講評（池亀） ※即日起案は1月14日（水）16：15～18：15

**【その他】**

担当教員が求める履修者像は、 睡眠時間以外を勉強と食事に充てる覚悟のある司法試験受験生である。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事訴訟法特論	3 年次	自由選択科目	前期	水曜・5 時限	池亀尚之

**【科目のねらい】**

①「刑事訴訟法 1」・「刑事訴訟法 2」で取り上げた、判例・学説上しばしば争われる刑事訴訟法上の法的問題点について、長文の具体的な事例の中から法的問題点を的確に抽出し、主要な（裁）判例を踏まえて、抽出した法的問題点に対する説得的な解決策を導き出せるようになる。

②「刑事訴訟法 1」・「刑事訴訟法 2」で十分に取り上げることのできなかった発展的な問題点について補足する。

**【授業の方法等】**

(1) 判例・学説上しばしば争われる論点を含む起案課題を出題する、(2) 受講者は、これに対して、即日、教室で自己の見解を示す起案を作成・提出する、(3) 担当教員は、提出された起案に目を通した上、受講者の理解度を確認し、採点・コメントの上、演習で取り上げるべき論点や質疑内容と質疑の対象者等について、講評の進行シナリオを作成する、(4) このシナリオを基に、教員と受講者との間の質疑応答を中心に講評を展開する。

**【教材等】**

授業（講評）・即日起案に際して、適宜配付する。

**【成績評価】**

即日起案（100%）によって評価する。

**【各回の内容】**

**第1回（4月9日（水））強制捜査と任意捜査に関する諸問題**

※即日起案は4月4日（金）14：00～16：00

**第2回（4月23日（水））逮捕・勾留に関する諸問題**

※即日起案は4月18日（金）14：00～16：00

**第3回（5月14日（水））令状による捜索・差押えに関する諸問題**

※即日起案は5月9日（金）14：00～16：00（火曜時間割）

**第4回（5月28日（水））逮捕に伴う令状によらない捜索・差押えに関する諸問題**

※即日起案は5月23日（金）14：00～16：00

**第5回（6月18日（水））訴因に関する諸問題**

※即日起案は6月13日（金）14：00～16：00

**第6回（6月25日（水））証拠法に関する諸問題（1）**

※即日起案は6月20日（金）14：00～16：00

**第7回（7月9日（水））証拠法に関する諸問題（2）**

※即日起案は7月4日（金）14：00～16：00

**第8回（7月28日（月））証拠法に関する諸問題（3）**

※即日起案は7月25日（金）14：00～16：00

**【その他】**

○担当教員が求める履修者像は、以下のとおりである。

- ・①睡眠時間以外を勉強と食事に充てる覚悟のある司法試験受験生
- ・②「刑事訴訟法 1」、「刑事訴訟法 2」の単位を「良」以上の評価で修得済みであり、③両科目の長期休暇中の補習に参加した上、④両科目の「基本設例」について参考文献なしに一定程度の水準で起案できる司法試験受験生

○在学生（正規登録可能な者）の聴講は認めない。

○「現代法の諸問題」も履修できるよう、授業の開始時刻を 16：30 にすることがある。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法学学習ガイド	1 年次	自由選択科目	前期	金曜・1 時限	木村琢磨 永口 学

### 【科目のねらい】

法曹界で活躍する上で法令や判例を検索し読み解する能力及び法の解釈のあり方を修得することは必須である。本講義では、未修者が自らの力で法学を学び法令・判例を読みこなしていく能力の基礎を獲得することを目標とする。

法の解釈のあり方を学ぶ上で最高裁判例は至高の素材である。しかしながら、予備知識なしに読むことは困難であり、一種の「外国語」のように、読み方・調べ方・文法（構造）をつかむことが必要となる。本授業では、前半4回を研究者教員が担当し、これらの基礎知識と活用方法をレクチャーする。後半4回のうち2回を使って実際の最高裁判例を読みこなす過程を示すことで、今後判例から学習する際の基礎となる力をつけるよう指導する。

また、数年後に法曹界で活躍するイメージを持ってもらうため、実務家による授業では、後半4回のうち2回を使って法曹界のあり方について簡単にレクチャーし、3年間の勉強のモチベーションとしていただくことも目指す。

### 【授業の方法等】

教員が学生に講義する方法をとりながら、学生の理解状況を確認するための質疑応答を取り入れて、授業を行う。本授業は、Google Meet等を用いた同時双方型で実施するが、状況によって変更する可能性がある（その場合には、事前にMoodle上に掲示する。また、実務家による授業においては1回程度対面で実施することも想定している。）。なお、初回の授業の方法については、オリエンテーションの説明のほか、本授業科目のMoodleのサイトも参照すること。

### 【教材等】

基本的にはプリントを用い、それ以外の教材は、開講時などに指示する。

### 【成績評価】

平常点（40%）、レポート（60%）による。平常点は、基本的には授業における質問・発言の頻度やその内容によって評価するが、前半4回においては小テストの評価も取り入れる（おおむね平常点評価の5割）。

### 【各回の内容】＊各回の講義内容については、必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

#### 第1回 法令の基礎知識とその探し方

法令とは何か、法令の種類と構造、法令用語の基礎知識、法令の検索方法などについて学習する。あわせて、それらの前提となる、統治機構の概要などについても説明する。

#### 第2回 法令の構造を分析する

具体的な法令を素材にしながら、それらの読み解き方を学ぶ。特に、法令用語の実際的な使われ方、委任立法により具体化される要件とはどのようなものなのか、などについて、課題とそれに対する応答を通して学習する。

#### 第3回 判例の基礎知識とその探し方

前回までに説明した法令に関する理解を確認したうえで、判例の基礎知識として、裁判制度の基礎、判決文の構造、判例検索の方法などについて学ぶ。

#### 第4回 判例の構造を分析する

判例を検索したうえで、最高裁判例とそれに付随するテキスト（下級審判例及び判例評釈）との関係、教科書的な論点との関係などについて、課題とそれに対する応答を通して学ぶ。

#### 第5回 法曹に関わるプレーヤー

これから飛び込む法曹界というもののイメージを掴むことを目的とする。弁護士は勿論のこと、裁判官、検察官、学者、公認会計士等の他のプロフェッショナル、官公庁パラリーガル、司法修習生等にも言及し、それぞれが協働して法曹界を支えていることを実感していただきたい。

#### 第6回 弁護士の法曹界における役割

第5回の授業を受け、改めて弁護士が法曹界で務める役割を考えたい。教員自身が関与した案件などを紹介し、裁判は勿論のこと、それ以外の場面においても弁護士が自由と正義の実現のためにどのように活動しているかを紹介する。組織内弁護士といった比較的新しい弁護士像にも適宣言及

したい。

第7回 最高裁判例を読むその1～憲法編～

憲法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭和48年4月4日刑集第27巻3号265頁）を想定している。）をじっくり読み、その判断過程を検証する。

第8回 最高裁判例を読むその2～民法編～

民法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状いわゆる民法94条2項類推適用判決（最三小判昭和45年9月22日民集第24巻10号1424頁）を想定している。）をじっくり読み、民法の解釈における特徴を掴むことを目的とする。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事実務基礎 1	2 年次	必修科目	前期	水曜・4 時限	北原賢一 長峰志織

**【科目のねらい】**

主として民法について、具体的事例を用いて、抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要であるのか、また、その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるかを発見する能力を、議論を重ねることによって高めることを目的とする。また、あくまで権利判定手続としての訴訟を学修の中心としつつも、理解をより深めるために、権利の保全・実現（執行）についての基礎知識の習得を目指す。

**【授業の方法等】**

当事者の言い分について、自己の立場から主張を行う両訴訟当事者と、事実認定を行う立場にある裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより、訴訟の進行に応じて三者がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

なお、本授業は、対面形式で実施することを予定している。

**【教材等】**

- (教材) 司法研修所編『第4版 民事訴訟第一審手続の解説』（令和2年2月発行・A4版）
- 司法研修所編『改訂 新問題研究 要件事実』（令和5年3月発行）
- 司法研修所編『4訂 紛争類型別の要件事実』（令和5年3月発行）
- 司法研修所編『改訂 事例で考える民事事実認定』（令和5年3月発行）

**【成績評価】**

法律実務家としての実践的能力を修得しているかどうかを基準にする。小テストを適宜行い、学生の理解度を確認するとともに、その結果を成績評価にも反映させる。学期末テスト、小テスト、課題の結果のみならず、発言ないしコメントペーパーの提出や内容、受講態度など、授業への参加・貢献度を含めて総合的に考慮する（平常点40%，学期末試験60%）。

**【各回の内容】** ※講義内容、順番については変更する可能性がある。

- 第1回 要件事実の基礎・売買代金支払請求訴訟①
- 第2回 売買代金支払請求訴訟②
- 第3回 貸金返還請求訴訟
- 第4回 所有権に基づく土地明渡請求訴訟①
- 第5回 所有権に基づく土地明渡請求訴訟②、登記請求訴訟①
- 第6回 登記請求訴訟②
- 第7回 貸貸借契約の終了に基づく土地明渡請求訴訟
- 第8回 動産引渡請求訴訟
- 第9回 第1審手続の解説
- 第10回 事実認定の基礎
- 第11回 事実認定の実際
- 第12回 事件記録に基づく主張整理
- 第13回 事件記録に基づく事実認定
- 第14回 譲受債権請求訴訟
- 第15回 要件事実のまとめ（執行・保全も含めて）

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事実務基礎2	2年次	自由選択科目	後期	水曜・4時限	島田直樹 長峰志織

#### 【科目的ねらい】

この講座は、現職の弁護士と裁判官の共同講座です。その主な狙いは、民事実務基礎1で学習したことを前提に、その理解を更に深めることを主眼としています。

弁護士が担当する回は、「紛争類型別の要件事実」についての解説を主に行います。裁判官が担当する回は、事前に出題する課題について、十分検討していることを前提に質疑応答を行います。この講座によって、民法の要件事実の理解及び実際の民事手続についての理解が深まると思います。

#### 【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施します。

#### 【教材等】

教科書としては、「4訂 紛争類型別の要件事実」(法曹会・令和5年3月)を使用しますので、各自ご準備ください。

要件事実の基礎については、主に「第4版 要件事実論 30 講」(弘文堂)を参考に解説を行いますが、書籍をご準備いただく必要はありません。

#### 【成績評価】

成績については、平常点(発言・コメント、受講態度)10点、小テスト40点、学期末試験50点の割合です。

#### 【各回の内容】

- 第1回 要件事実の基礎(1)要件事実の概念、主張立証責任の分配、弁論主義と要件事実の関係
- 第2回 要件事実の基礎(2)規範的要件、立証の困難性の軽減方策、要件事実一般の問題点
- 第3回 売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟
- 第4回 貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟
- 第5回 問題研究1
- 第6回 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟
- 第7回 不動産登記手続請求訴訟
- 第8回 問題研究2
- 第9回 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟
- 第10回 動産引渡請求訴訟、債権者代位訴訟
- 第11回 小テスト
- 第12回 問題研究3
- 第13回 譲受債権請求訴訟
- 第14回 請負関係訴訟
- 第15回 問題研究4

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事実務基礎	2年次	必修科目	後期	木曜・5時限	小林 俊彦 遠藤 直也 岡本 大地

#### 【科目のねらい】

主として刑法上の犯罪について、具体的事例を用いて、真相を明らかにするためにはどのような検査を行う必要があるのか、また、抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要で、その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるのかを見極められる能力を、議論によって高めることを目的とする。同一の事案について、自己の立場から主張を行う検察官、弁護人と、事実認定を行う裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより、訴訟の進行に応じて三者の各立場がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

#### 【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施する。

事前に刑事第一審公判手続を傍聴させ、レポートを提出させる（前期オリエンテーションにおいて、課題を配布するので、第1回授業前の指定された提出期限までにレポートを作成して提出すること。）。

#### 【教材等】

事件記録教材等

#### 【成績評価】

教員との応答や討論での発言、課題として作成する書面及び学期末試験を総合し、刑事手続の各段階で、何を、どのような根拠で行うべきかを、どれだけ理解しているかを基準にして評価する。

（評価の比重は、平常点 30%（公判傍聴のレポートの評価を含む。）、事件記録等に基づく在宅レポート起案 20%、学期末試験 50%）

#### 【各回の内容】

##### 第1回 捜査手続の概要 [小林]

検査手続の概要について説明を行うとともに、具体的な事件の検査手続きの全体の流れが描かれているDVDを視聴して検査手続の概要についての理解を図る。

##### 第2回 勾留請求前の検査、勾留請求の要否(1)、勾留請求後の検査 [小林]

具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して、勾留請求前の検査及び勾留請求の要否について説明を行う。また、勾留請求後の検査の内容等について検討・討議する。

##### 第3回 検察官の取調べ、勾留延長後の検査(1)、終局処分(1) [小林]

具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して、検察官の取調べ、勾留期間延長後の検査の内容について検討・討議し、終局処分の内容について説明を行う。

##### 第4回 勾留請求の要否(2)、終局処分(2)、公判手続の概要 [小林]

予め勾留請求の要否についての起案課題（在宅レポート）について書面を提出させ、その起案課題に対する講評を行う。また、具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して、終局処分について検討・討議する。さらに、公判手続の概要についての説明を行う。

##### 第5回 弁護人接見 [弁護]

具体的事件を素材として、被疑者段階における弁護人接見の意義を理解するとともに、実務において弁護人が接見の際に行っている援助内容や接見を巡って生じる諸問題について理解することを目的とする。

##### 第6回 勾留・保釈 [弁護]

具体的事件を素材として、勾留による身体拘束からの解放に関わる諸手続を理解するとともに、実務上問題となる要件について理解することを目的とする。

##### 第7回 ケース・セオリーの構築 [弁護]

具体的事件を素材として、弁護人の証拠収集活動を検討するとともに、公判段階における弁護活動の指針となる「ケース・セオリー」の意義や構築方法につき理解することを目的とする。

第8回 証人尋問(1)、証拠から事実を認定する方法、供述証拠の信用性(1) [小林]

　証人尋問の際の手続・意義の申立ての対象となる尋問、事実から証拠を認定する方法及び供述証拠の信用性の評価の方法について説明を行う。

第9回 証拠請求に対する対応 [弁護]

　具体的な事件を素材として、検察官請求証拠（特に伝聞証拠）に対する対応について議論する。

第10回 証人尋問① [弁護]

　具体的な事件を素材として、主尋問及び反対尋問を行う際の着眼点を検討した上で、模擬尋問の準備を行ってもらう。

第11回 証人尋問② [弁護]

　第10回に引き続き、学生に模擬尋問を行ってもらう。

第12回 冒頭陳述、論告 [小林]

　検察官の冒頭陳述及び論告の内容について説明を行う。

第13回 冒頭陳述、最終弁論 [弁護]

　公判における冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の役割を理解するとともに、最終弁論の実例を素材として弁護人の最終弁論の在り方を具体的に検討する。

第14回 供述証拠の信用性(2)、証人尋問(2)、被告人質問 [小林]

　具体的な事件を素材にした事件記録教材を使用して、供述証拠の信用性について検討・討議する。

　また、証人尋問の準備並びに検察官の被告人質問の在り方・被告人質問終了後の被告人の検査段階の供述調書の証拠調べ請求の要否及び方法等について説明を行う。

第15回 公判前整理手続 [弁護]

　公判前整理手続の概観を理解すると共に、具体的な事例に基づき、弁護人の立場から同手続で行うべき活動の内容や留意点を検討・討議する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法曹倫理	3 年次	必修科目	後期	木曜・4 時限	小林俊彦 水野智幸 田部井宏明 山田千尋

**【科目のねらい】**

実務家として活動するには、法律学の知識があるだけでは不十分である。また、依頼者の利益を図るだけでも足りない。倫理的な廉直さ、公正さ、対社会的責任に立脚した説明能力などが必要である。その中心部分は、現実に実務を行いながら身につけるしかないが、そのための予行演習的なトレーニングとして、実務家による授業、討論を行い、問題となる事例を学ぶことが、その準備として適切である。

**【授業の方法等】**

本授業は、対面形式で実施する。

**【教材等】**

追って指示する。

**【成績評価】**

4人の担当教員が、それぞれ平常点（発言状況・受講態度等）40点、学期末試験60点の割合で採点し、それを担当回数の比率に対応させて合算したものを最終評価とする。

**【各回の内容】 ※各回の講義内容については、順番を変更する可能性がある。**

第1回 裁判官の倫理（1）（水野）

我が国の裁判官制度を比較法制的、歴史的に考察するとともに、裁判官の任用制度、司法権の独立、裁判官の独立、裁判官に求められる倫理と資質、能力、姿勢の特色について検討する。

第2回 裁判官の倫理（2）（水野）

裁判官の中立性、公平性の意義を理解し、その実現のために、裁判官が当事者に対してどのような対応、手続を取っているか。釈明権の意義、行使、限度、義務の内容、釈明権不行使の違法と最高裁で判断された判例等を検討する。

第3回 裁判官の倫理（3）（水野）

裁判官の市民的自由の重要性と限界、裁判官の政治的自由、政治的行為の制限及び裁判官の品位保持について、裁判例等を参考にして討議する。

第4回 裁判官の倫理（4）（水野）

司法の機能・作用（民事訴訟、刑事訴訟、家庭裁判所の家事調停、審判、少年事件等）について、これにかかる裁判官の、かかわり方や果たすべき役割を検討する。

第5回 檢察官の倫理（1）（小林）

検察官の倫理を考察する上で前提となる検察官の役割・職域、検察庁の組織、検察官の捜査の流れ等について解説を行った上で、検察官の独立性と検察官の組織性について講義・討論を行うことにより、理解・考察を深める。

第6回 檢察官の倫理（2）（小林）

警察と検察官の関係、検察官の公益性と職責の範囲、検察官の公益性・中立性と被害者感情への配慮等について、講義・討論を行うことにより、理解・考察を深める。

第7回 檢察官の倫理（3）（小林）

無罪事件と再発防止策、検察改革と検察の理念等について、講義・討論を行うことにより、理解・考察を深める。

第8回 弁護士の倫理（1）（田部井）

弁護士自治、懲戒制度に関する解説を行い、弁護士職務基本規程のうち、主に基本倫理、利益相反に関する問題について検討する。

第9回 弁護士の倫理（2）（山田）

刑事事件における基本的な弁護活動の流れと刑事弁護人の役割について学ぶ。

第10回 弁護士の倫理（3）（田部井）

利益相反（続き）、守秘義務、報酬に関する問題について検討する。

第11回 弁護士の倫理（4）（山田）

刑事事件における具体的な弁護活動のあり方（誠実義務、刑事弁護の心構え、接見の確保と身体拘束からの解放、防衛権の説明等）について検討する。

第12回 弁護士の倫理（5）（田部井）

事件の受任過程、処理過程、処理終了時における問題について検討する。

第13回 弁護士の倫理（6）（山田）

刑事弁護における国選弁護人の倫理、依頼者等との関係について検討する。

第14回 弁護士の倫理（7）（田部井）

共同事務所における問題、相手方・他の弁護士等との関係における問題について検討する。

第15回 弁護士の倫理（8）（山田）

弁護士に対する懲戒処分などに基づき、弁護士としてのあるべき姿について検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
エクスター ンシップ	3年次	必修科目	前期	前期・集中	小林俊明・齊藤愛・ 島田直樹・野口泰三

### 【科目のねらい】

担当弁護士の指導のもと、法廷における弁護活動に立ち会うのはもちろんのこと、法律事務所において膨大な事件記録に目を通したり、担当弁護士と依頼者・相談者との面談の場に同席したりする。場合によっては、担当弁護士の参加されている活動（勉強会や、弁護士会での委員会活動など）にも参加する。これらの体験を通じて、法の素人が語る内容から法的関連性のある事実を抽出し、法律家として当該問題の法的解決の可能性とそのために必要な手続を考える機会を得るとともに、弁護士の活動の多様性を体感し、さらには依頼者・相談者をはじめとする様々な人々と良好なコミュニケーションをもつために必要な姿勢を実地で学ぶことが、本科目のねらいである。

### 【授業の方法等】

事前指導において注意事項などを確認した後、千葉県弁護士会所属の担当弁護士の法律事務所に赴き、2週間を目安として実習を行う。

### 【成績評価】

下記のA)とB)とを合計して、最終評価（100点満点）とする。

- A) 実習時の態度・能力を見て、担当弁護士が「法律学上の評価」（25点満点）および「その他、事案の理解・対人関係などの評価」（25点満点）を評価する。任意でコメントが書き加えされることもある。
  - B) 学生は、以下の形式でレポートを書いて担当教員に提出する（50点満点）。
    - 1) 日誌部分（実習内容について記述する）
    - 2) 総括部分として、「法学的側面について学んだこと」、「人間的側面について体験し考えたこと」、「全体的感想」に分けて記述する。
- A) B) いずれについても、法律学上の能力・成果のみならず、依頼者・相談者の心情・苦境への理解、コミュニケーション力、社会人としての常識なども評価の対象となる。

### 【科目の内容】

#### 事前指導（6月中旬に実施予定）

教室において、科目の意図および実習の実施方法を説明するとともに、守秘義務を含めて現場において配慮すべき事項につき説明する。なお、2年次必修科目のうち2科目を超える科目の単位が未修得の学生は、個別面接あるいはこれまでの成績を考慮して、本科目の履修を認めないことがある。

#### 実習（7月上旬から実施。実施時期は担当弁護士により異なる）

担当弁護士の法律事務所において、担当弁護士の指導のもと、2週間を目安として実習を行う。

中間報告会（7月下旬に実施予定〔司法試験日程を考慮し、最終報告会にまとめて実施する可能性もある〕）

#### 最終報告会（9月下旬に実施予定）

学生が実習中に見聞したいいくつかの実例を、匿名化を施したうえで発表する。そして、担当教員の指導のもと、参加者全員が、その事例を自分が担当したならば取っただろう処理を考え、討論する。その後、担当教員による講評を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	担 当 教 員
刑事模擬裁判	3 年次	必修科目	前期集中	小林俊彦 遠藤直也 岡本大地 宮部良奈

#### 【科目のねらい】

本授業では、模擬裁判を通じて、刑事公判手続全般の理解を深めることを目的とする。具体的には、模擬裁判記録を用いて公判前整理手続に関するレポート作成、論告・弁論・判決書の起案を行うほか、学生が裁判官役・検察官役・弁護人役を担当して公判前整理手続の一部及び公判手続の実演を行うことにより、実務家に求められる論述力の涵養を図るとともに、訴訟手続の基本的知識の理解を深め、証人尋問の技法等の各種訴訟行為の在り方などの刑事訴訟実務の運用の理解を深める。

また、刑事事実認定の基本的な視点を理解することを副次的な目的とする。

#### 【授業の方法等】

本授業は、対面式で実施する。

但し、一部授業につき、Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンライン型で実施する（詳細は第 1 回の授業で説明する。）。

#### 【教材等】

7月（予定）以降逐次配布する。

教科書として、司法研修所刑事裁判教官室「プラクティス刑事裁判（平成 30 年版）」（法曹会）を指定する（各自で購入するか、下記の最高裁のホームページにアクセスして閲覧すること）。  
<https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyuso/sihosyusyu/syusyugaiyou/keisaikyoukan/index.html>

公判前整理手続・模擬裁判の各実演準備において、適宜参照すること。

#### 【成績評価】

事前レポート 20%、模擬裁判における訴訟活動等（模擬裁判の際の発言内容や、提出した冒頭陳述書・論告要旨・弁論要旨及び判決書等の内容等）80%の割合で評価する。評価基準は、刑事公判手続についての理解度とする。

#### 【日程・内容】

日程及び内容の詳細については、別途、「刑事模擬裁判実施要領」を配布する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
企業法務	3 年次	自由選択科目	前期	木曜・2 時限	藤池智則 松本亮一

### 【科目のねらい】

本授業では、現代の企業法務に関連する基本的諸問題について、判例・実務を踏まえて検討し、それを通じて、企業法務に必要な基本的知識を習得するとともに現実の法的問題を解決するために必要な法的思考力を養うことを目的とする。

主な検討対象は、企業活動の中心的存在である株式会社の資金調達方法、統治構造、及び企業組織再編、並びに、企業取引であり、会社法実務に影響を及ぼし得る最新の裁判例の内容も踏まえて検討を行うが、その他、コンプライアンス、金融取引法、決済サービス関連法等についても対象とする。また、企業法務において重要な個人情報保護法、消費者保護関連法、独禁法、民事訴訟法等についても、授業の中で適宜取り上げる。これにより、実務の一端を垣間見ながら、必要な基本的知識を習得していただく。

また、授業のうち 10 回ほどについては、株式会社及び企業取引に関する事例問題を事前に設定した上で、原則として、担当者を決めてレポートを事前に提出して頂き、これを出発点として講義を進める。事例問題を検討してレポートを作成する中で、問題解決のための法的思考の方法、着眼点及び説得の技術を身に着けるとともに、書面作成力を向上させることを期する。

### 【授業の方法等】

本年度の本授業は、原則として、対面授業とする。講義は、随時対話を取り入れる方式によって進行する。また、事例問題の検討に関しては、授業の前に、レポート担当者がレポートを作成して提出する。各自、授業終了後、提出されたレポートについて、講義内容を踏まえて、再検討することが求められる。

### 【教材等】

江頭憲治郎「株式会社法（第 9 版）」  
会社法判例百選（第 4 版）、商法判例百選等

### 【成績評価】

発言討議 10%，レポート 30%，学期末試験 60% を考慮して行う。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 株式会社等の設立と株式制度に関する事例研究（4 月 3 日）

企業活動の主体として、株式会社、投資法人等の各種法人、投資事業有限責任組合等の各種組合、事業信託等について比較しつつ概説した上で、合弁会社等の設立を巡る諸問題について検討する。

また、株式制度に関する事例問題を通じて、株式に関する実務上の諸問題を検討する。

#### 第 2 回 株式会社の資金調達制度に関する事例研究（1）（4 月 10 日）

募集株式の発行、新株予約権の発行、社債の発行等の株式会社の資金調達制度における事例問題を通じて、株式会社の資金調達制度に関する実務上の諸問題を検討する。

#### 第 3 回 株式会社の資金調達制度に関する事例研究（2）（4 月 17 日）

資金調達方法のみならず買収防衛策としての機能を有する募集株式・新株予約権の発行について、近時の裁判例を踏まえて、事例問題を通じて、実務上の諸問題を検討する。必要に応じて、金融商品取引法等の各種規制についても概説する。

#### 第 4 回 株式会社の統治構造に関する事例研究（1）（4 月 24 日）

主として、大規模会社を念頭においた事例問題を通じて、株式会社の統治構造に関する実務上の諸問題を検討する。併せて、株主総会対策、会社法上求められる内部管理体制（リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部通報制度を含む），及び、金融商品取引法の下で上場会社に求められる内部統制システムやコーポレートガバナンスコード等についても概説する。

#### 第 5 回 株式会社の統治構造に関する事例研究（2）（5 月 1 日）

主として中小規模会社を念頭においた事例問題を通じて、株式会社の統治構造に関する実務上の諸問題を検討する。併せて、上場前のベンチャー企業に対して投資するベンチャー・キャピタルの役割及び投資契約の機能、並びに、オーナー企業における事業承継の問題等についても概説する。

#### 第 6 回 株式会社の統治構造に関する事例研究（3）（5 月 15 日）

株式会社における統治構造に関する総合的な事例問題を通じて、株式会社の統治構造の実務上の

諸問題について解説する。併せて、監査等委員会設置会社などの統治機構の変容についても概説する。

#### 第7回 企業の組織再編に関する事例研究（1）（5月22日）

M&A取引を巡る最新の判例を踏まえた事例問題を通じて、企業組織再編に関する実務上の諸問題を検討する。併せて、独禁法上の規制、契約実務及び法的デューディリジェンスの実務についても概説する。

#### 第8回 企業の組織再編に関する事例研究（2）（5月29日）

株式譲渡、合併、事業譲渡、株式交換・株式移転、会社分割等の株式会社の組織再編に関連する事例問題を通じて、各組織再編取引の特徴と利用場面について検討する。

#### 第9回 企業法務に関する総合事例研究（1）（6月12日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

#### 第10回 企業法務に関する総合事例研究（2）（6月19日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

#### 第11回 企業法務に関する総合事例研究（3）（6月26日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

#### 第12回 企業法務に関する総合事例研究（4）（7月3日）

株式会社の資金調達、統治構造、組織再編、商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて、株式会社法全体の構造を再確認するとともに、企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

#### 第13回 企業のコンプライアンス（7月10日）

企業におけるコンプライアンス態勢について概説するとともに、反社会的勢力、ハラスメント、不祥事等のコンプライアンス上の問題に対する具体的対応について検討する。

#### 第14回 金融規制法と決済サービス（7月17日）

銀行法、金融商品取引法等の金融規制法に関する基本構造を概説した上で、銀行の為替業務について解説するとともに電子マネー、資金移動業、収納代行等の各種決済サービスについて概観する。

#### 第15回 金融取引法と民法改正（7月24日）

銀行等の金融機関が行う預金業務及び融資業務について、近時の債権法改正を踏まえて、それらの実務運用・関連する諸問題における法解釈について、解説する。

回数	月日	講師名	形式	主たる内容
1	4月3日	藤 池	事例研究①(レポートなし)	企業主体・設立
2	4月10日	松 本	事例研究②	資金調達
3	4月17日	藤 池	事例研究③	資金調達
4	4月24日	松 本	事例研究④	統治構造
5	5月1日	藤 池	事例研究⑤	統治構造
6	5月15日	松 本	事例研究⑥	統治構造
7	5月22日	松 本	事例研究⑦	企業再編
8	5月29日	松 本	事例研究⑧	企業再編
9	6月12日	松 本	事例研究⑨	企業法務の総合問題
10	6月19日	松 本	事例研究⑩	企業法務の総合問題
11	6月26日	松 本	事例研究⑪	企業法務の総合問題
12	7月3日	松 本	事例研究⑫	企業法務の総合問題
13	7月10日	藤 池	講義形式①	コンプライアンス
14	7月17日	藤 池	講義形式②	金融規制法と決済サービス
15	7月24日	松 本	講義形式③	金融取引法

※ 担当講師は、事情により変更する場合がある。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
刑事法総合演習	3 年次	自由選択科目	前期	木曜・4 時限	小林俊彦 荒木泰貴

### 【科目のねらい】

刑法の基本的学識を有していることを前提として、法律実務家になるために必要な刑法に関する事案分析能力、法解釈・適用能力、論理的思考力、論述能力等を養うことを目的とする。

### 【授業の方法等】

比較的長文の事例を提示し、その事案の全体像を俯瞰して実務上問題になる点及びその問題の程度を分析してその問題の程度に応じた分量の論述を行い、また、その問題点を法的に解決するために重要な具体的な事実を抽出してその事実が法的解決のためにどのような理由で積極、消極の判断に働くのかについて説得的な論述を行い、さらに、論理的な一貫性を保ちつつ実務家として妥当な結論を導くという観点から、事例の検討及び討論等を行う。

本授業は対面式で実施する。

なお、荒木が担当する回（第 11 回～第 14 回）では、事前に指定した担当者に事例問題を検討した結果をレポートとして提出してもらう。

### 【教材等】

追って指示する。

### 【成績評価】

即日起案・レポート（70%）、平常点（30%）の割合で評価する。平常点は、主に授業への参加態度（発言、質問の有無等）により評価する。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①窃盗罪と詐欺罪の区別、②事後強盗と共に犯、③事後強盗罪の既遂・未遂の判断基準等が問題になる事例について検討する。

#### 第 2 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①共同正犯の成立要件、②正当防衛の成立要件、③緊急避難の成立要件、④誤想防衛等が問題になる事例について検討する。

#### 第 3 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①住居侵入罪の「侵入」の意義、②強盗罪の「暴行・脅迫」の程度及び判断基準、③承継的共同正犯の成否等が問題になる事例について検討する。

#### 第 4 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①共謀共同正犯の肯否及び成立要件、②共同正犯関係の解消、③結果的加重犯の共同正犯の成否、④強盗利得罪の「財産上の利益を得た」の該当性等が問題になる事例について検討する。

#### 第 5 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①不真正不作為犯の成立要件、②因果関係の判断基準、③中止未遂の中止の任意性の判断基準、④中止未遂の中止行為の態様等が問題になる事例について検討する。

#### 第 6 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①片面的共同正犯の成否、②不作為犯における正犯と帮助犯の区別の基準、③片面的帮助の成否、④未成年者略取罪の構成要件該当性、⑤違法性阻却の有無等が問題になる事例について検討する。

#### 第 7 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①窃盗罪の占有の有無の判断方法、②窃盗罪の保護法益と窃盗罪の「占有」の意味、③違法性阻却事由の錯誤等が問題になる事例について検討する。

#### 第 8 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①共謀の射程、②共犯の錯誤（抽象的事実の錯誤）、③共犯と身分、④不法領得の意思の要否及び内容等が問題になる事例について検討する。

#### 第 9 回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討 [小林]

①詐欺罪の構成要件該当性、②有印私文書偽造罪、同行使罪の構成要件該当性、③横領罪の構成要件該当性、④横領罪と背任罪の区別等が問題になる事例について検討する。

**第10回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討〔小林〕**

①正当防衛、過剰防衛の成否、②共同正犯者の防衛行為の相当性の判断方法、③死者の占有、④共同正犯の本質論と共謀の成否等が問題になる事例について検討する。

**第11回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討〔荒木〕**

強盗致傷罪にまつわる問題を検討する。

**第12回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討〔荒木〕**

文書偽造罪・詐欺罪にまつわる問題を検討する。

**第13回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討〔荒木〕**

不能犯にまつわる問題を検討する。

**第14回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討〔荒木〕**

銀行預金にまつわる財産犯の問題を検討する。

**第15回 実務上問題になる点を含む事例の問題検討（即日起案）〔小林〕**

第1～10回の授業で取り上げた実務上問題になる刑法の問題点を含む事例について即日起案をさせた上、当該事例の解答例を示して解説を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法律実務総合演習	3 年次	自由選択科目	後期	月曜・2限	島田直樹

#### 【科目のねらい】

この講座は、2年次までに学習した要件事実に関する基礎的理解を前提として、問題を実際に解くことにより、要件事実を復習し、理解を深めることを主眼とするものです。

法律実務においては、当事者の主張を要件事実的に整理したうえで、訴訟物の選択、主張の展開をしていく必要があります。そこで、本講座では、講座の最初に「第4版 要件事実論30講」(弘文堂)の設問について、受講生が実際に起案を行い、当事者の主張を要件事実的に整理したうえで、それぞれの要件事実について必要な検討・解説を受けることによって、自分が作成した起案と比較しながら論述力の涵養を図るものとします。

#### 【授業の方法等】

授業内において問題演習を行ったうえで、解説・学生への質問を行います。

本授業は対面形式で実施します。

#### 【教材等】

「第4版 要件事実論30講」(弘文堂)を使用します。

#### 【成績評価】

成績については、平常点（発言・コメント、受講態度）10点、レポート30点、起案演習60点の割合となります。

#### 【各回の内容】

- 第1回 売買（1）
- 第2回 売買（2）
- 第3回 消費貸借
- 第4回 準消費貸借
- 第5回 賃貸借（1）
- 第6回 賃貸借（2）
- 第7回 賃貸借（3）
- 第8回 代理（1）
- 第9回 代理（2）
- 第10回 物権的請求権
- 第11回 時効取得
- 第12回 不動産物権変動
- 第13回 債権譲渡（1）
- 第14回 債権譲渡（2）
- 第15回 起案演習

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題	2・3年次	自由選択科目	前期	金曜・5時限	島田直樹ほか

**【科目のねらい】**

弁護士業務一般のほか、民事介入暴力、倒産処理、医療問題、被害者問題、子どもをめぐる法的対応、労働問題、消費者問題の各専門分野について、千葉県内で当該分野につき積極的に活動をしている弁護士が、実務の現状及び諸問題につき講義を行う。これにより具体的かつ実践的な事件処理方法につき理解を深めるとともに、実務の現場における諸問題につき知識及び問題意識を養うことを目的とする。

併せて、基本科目等で学んだ知識の活かし方、実務家としての心構え等を会得する。

**【授業の方法等】**

専門分野ごとの担当講師が、実務上実際に行われている事件処理や問題点等につき、対面形式で実施します。

**【教材等】**

教科書は指定しない。

担当講師ごとに、レジュメ等を配布する。

**【成績評価】**

平常点（発言・コメント、受講態度）20点、レポート20点、学期末試験60点

**【各回の内容】**

第1回 被害者問題

担当講師：古家弘樹郎

第2回 医療問題

担当講師：岡田知也

第3回 労働問題

担当講師：戸田哲

第4回 倒産処理

担当講師：宮本勇人

第5回 消費者問題

担当講師：上杉浩介

第6回 子どもをめぐる法的対応～少年事件・児童虐待対応

担当講師：中溝明子

第7回 民事介入暴力

担当講師：大塚功

第8回 弁護士業務一般

担当講師：島田直樹

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法哲学	1・2・3年次	選択必修科目2	前期	火曜・2時限	川瀬貴之

#### 【科目のねらい】

法科大学院の学習においては、実定法の妥当性を前提とし、その解釈を丹念に辿るという態度が重要である。しかし、法哲学は実定法の妥当性が自明であるとは考えない。それは、法とはそもそも何であるのか、法がめざすべき正義とはどのようなものなのかについて、常識にとらわれることなく、その根源や本質にさかのぼることを目的とする。そのためには、実定法の知識や解釈技術だけでなく哲学的な思考力を身に付けることが不可欠である。本科目は、法曹志望者の法哲学的問題関心を喚起し、法哲学的思考力を養うことを目指したい。

#### 【授業の方法等】

毎回レジュメを用いて基礎的な知識に関する講義を行ったうえで、受講者とのディスカッションを通して法哲学の幅広い問題に関する理解を深めていく。

#### 【教材等】

教科書は特に指定せずレジュメを用いて講義を進める。参考書については必要に応じて講義の中で紹介する。

#### 【成績評価】

法哲学は知識を暗記する科目ではなく、自分の頭を使って法哲学的な考察を行っていくことに何よりも重点が置かれる科目である。基本的には、毎回の講義への積極的な参加（平常点）（40%）及び学期末試験（60%）をもとに評価を行うが、いずれにおいても、真剣に法哲学的に考えようとする姿勢を重視する。

#### 【各回の内容】

- 第1回 法の概念～法と、タブー・暴力団の命令などとは、何が違うのか？
- 第2回 権利の概念～権利は何のためにあるのか、それと対比されるものは何か？
- 第3回 悪法問題～道徳に反する法は、法といえるのか？
- 第4回 自然法論と法実証主義～法は人が作るものなのか、それとも自然にある正義によるものなのか？
- 第5回 正義論概説～正しいとは何か、それと対比されるものは何か？
- 第6回 価値相対主義～正しさは、個人の好みの問題か、それとも客観的なものなのか？
- 第7回 功利主義～社会全体の幸福を増進するとは、どのような意味か？
- 第8回 自由主義～我々はどのようなときに自由なのか、自由を尊重する社会とはどのようなものか？
- 第9回 平等主義・共同体主義～平等とはどのような意味か、自由を可能にする共同体の基礎とは？
- 第10回 リアリズム法学・批判法学～裁判は、本当に教科書に書いてある方法で実践されているのか？法解釈に絶対的な正しさはあるのか？
- 第11回 生命倫理～命の価値は、どこにあるのか。どうすれば、それを尊重したことになるのか？
- 第12回 多文化主義～民族・宗教・文化が多様な社会を、安定的に運営するにはどうすればよいか？
- 第13回 フェミニズム～多様な性のあり方の間で、公平性を保つにはどうすべきか？
- 第14回 法と経済学～法や道徳など、規範の力は、お金や効率性の前には無力なのか？
- 第15回 法と科学技術～科学の正しさと法の正しさの違い、その伝達による共有の可能性と限界はどこにあるのか？

第10回までの内容は、法哲学にとって必須のものであるので必ず取り上げるが、第11回以降の内容は、受講者の希望に応じて選択的に取り上げる。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法制史	1・2・3年次	選択必修科目2	前期	火曜・4時限	坂井大輔

### 【科目のねらい】

本科目のテーマは、大日本帝国憲法の制定と憲法解釈学の展開である。今日の日本において施行されている様々な法、およびそれらを対象とする法学は、一朝一夕に出来上がったものでは決してなく、近代化の過程で漸進的に整備され、発展してきたものであることは周知の事実であろう。本講義では、特に憲法について、その制定の経緯を振り返りながら、併せて過去の法学者たちがどのような時代状況と直面しながら法解釈を発展させてきたのかを検討する。

### 【授業の方法等】

この講義は、moodle を用いたオンデマンド型メディア授業として実施する。開講時刻(火曜日 14 時 30 分)までに、moodle 上に授業音声(mp3)と資料(pdf)をアップロードするので、履修者は各自それらをダウンロードし、聴取すること。また、毎回 moodle 上に課題提出コーナーを設け、疑問点・批評・感想・コメント等を提出してもらう。次回授業の冒頭で 40 分程度の時間を取り、寄せられたコメントに対してリプライする。コメントシートの提出締切は授業を実施した週の土曜日午前 10 時とし、提出をもって出席と見なす。

### 【教材等】

教科書：なし。

参考書：伊藤博文(宮沢俊義校註)『憲法義解』岩波文庫、2019 年

その他の参考文献については、講義の中で紹介する。

### 【成績評価】

平常点（コメントシート提出状況・記載内容）40% 学期末レポート 60%

### 【各回の内容】

#### 第1回 明治維新

明治維新期に日本社会にもたらされた変化を概観する。また、幕末・維新期に西洋法と接触した日本人が、それをどのように受容しようとしたのかを検討する。

#### 第2回 大日本帝国憲法制定前史

憲法制定に向けた明治政府の活動を、主として政治的側面から検討する。明治 14 年政変の背景にいかなる憲法構想の差異があったかを検討する。

#### 第3回 大日本帝国憲法の制定

憲法制定の経緯について概観する。伊藤博文の憲法調査、井上毅の活動などを取り上げる。

#### 第4回 憲法学の誕生

憲法学者の育成もまた、憲法制定のために必要な準備のひとつであった。この点を穂積八束を題材として論じる。

#### 第5回 穂積八束の憲法学(1) 民法典論争

民法典論争に関与した穂積八束が、論争を通じて自己の憲法解釈をいかにして形成したのかを、「民法出テ・忠孝亡フ」を題材として検討する。

#### 第6回 穂積八束の憲法学(2) 国体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、国体論および道徳教育論に関する部分に焦点を当てて紹介・検討する。

#### 第7回 穂積八束の憲法学(3) 政体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、政体論に関する部分に焦点を当てて紹介・検討する。

#### 第8回 上杉・美濃部論争

明治末年に上杉慎吉と美濃部達吉との間で争われた憲法学上の論争について紹介し、そこで展開された両者の主張について検討する。

## **第9回 上杉慎吉の憲法学(1) 穂積八束の継承**

大正期以降の上杉慎吉が、穂積八束の学説をどのように継承したのか、検討する。

## **第10回 上杉慎吉の憲法学(2) 国体論**

大正中期以降に提唱された上杉独自の国体論について検討する。大正デモクラシーと言われる時代思潮と上杉の理論との関係性を探る。

## **第11回 篠原克彦の憲法学(1) 神ながらの道**

美濃部と並ぶ機関説の旗手として期待されていた篠原克彦が、独自の古神道体系を構築するに至った過程を振り返る。

## **第12回 篠原克彦の憲法学(2) 日本体操(やまとばたらき)**

篠原克彦が考案した日本体操(やまとばたらき)について紹介する。この体操がいかなる意味で憲法学たり得るのかについて検討する。

## **第13回 美濃部達吉の憲法学(1) 天皇機関説**

美濃部達吉の「天皇機関説」が、当時の憲法学の潮流の中でいかなる位置を占めるものであったか、穂積八束・上杉慎吉との比較を通じて明らかにする。

## **第14回 美濃部達吉の憲法学(2) 天皇機関説事件**

言論弾圧事件として知られる天皇機関説事件について、当時の政治状況や彼自身の学説との関連において検討する。

## **第15回 総括**

明治期以降の憲法制定史および憲法学史が、今日の憲法に対してどれほどの影響力を有しているのかを考える。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法社会学	1・2・3年次	選択必修科目2	後期	水曜・2時限	山口 紗

### 【科目のねらい】

法社会学とは、広く法と社会にかかわる現象について、経験科学の方法により明らかにしようとする学問分野である。たとえば、法制度が存在していたとしても、それが人々によって利用されることもあるれば、されないこともある。法社会学では、社会において法が実際にどのように作用しているのかを、文献、アンケート、インタビュー、事例等の分析をもとに明らかにすることを目指している。本講義を通して、「法」を社会の側から観察するという視点を身に着けるとともに、将来の法律家として社会における課題にどう取り組むべきか、それぞれ考察することを期待したい。

### 【授業の方法等】

メディア授業（オンデマンド授業）とする。教室収録の回を初回含む数回予定しており、どの回を教室収録とするかは初回授業時にアナウンスする。教室での対面参加は任意である。

### 【教材等】

教科書として下記を指定する。

佐藤岩夫・阿部昌樹編（2022）『スタンダード法社会学』北大路書房。

なお、上記以外にも参考文献を適宜紹介する。

### 【成績評価】

学期末のレポートと平常点（毎回のリアクションペーパー）により評価する。配点の割合は、前者が70%，後者が30%である。リアクションペーパーは1回につき2点満点で評価する（2点×15回分=30点）。リアクションペーパーのねらいは、授業内容の定着をはかること、及び法社会学における重要なテーマに対し実務家の視点から自分の意見を述べることである。

### 【各回の内容】

#### 第1回 法社会学はどのような学問か（教室収録）

授業ガイダンスを行ったあと、法社会学という学問の特徴、目指すところについて講義を行う（参照：教科書第1講）。

#### 第2回 法とはなにか/法社会学の方法

前半では、「法」に関するエールリヒ、ウェーバー、ハート等に議論について講義を行う。後半では、法社会学で用いる研究方法について紹介する（参照：教科書第2、3講）。

#### 第3回 法意識と法文化

法意識、法文化という概念について説明したうえで、日本の民事訴訟件数が欧米と比べて少ない要因に関する学説について講義を行う（参照：教科書第4講）。

#### 第4回 紛争

法社会学における「紛争」の捉え方、紛争の展開プロセスに関する研究について講義を行う（参照：教科書第5講）。

#### 第5回 法律相談

法律相談におけるコミュニケーション、法律相談利用との関連要因について、具体的な研究を紹介しながら講義を行う（参照：教科書第6講）。

#### 第6回 ADR

ADRの種類、特徴、裁判との違いについて講義を行う。また、ADRを利用した人への調査についても紹介し、ADRのメリット、デメリットについて考える（参照：教科書第7講）。

#### 第7回 裁判による紛争処理

民事裁判に焦点を当て、利用件数の推移や利用者調査について講義を行う。民事裁判利用という経験について当事者の視点から考察することを目指す（参照：教科書第9講）。

#### 第8回 犯罪と刑事裁判(1)

日本における犯罪認知件数の推移や「犯罪」の捉え方について講義を行う（参照：教科書第12講）。

#### 第9回 犯罪と刑事裁判(2)

日本における無罪率の低さの要因や裁判員裁判に関する法社会学的研究について講義を行う（参照：教科書第13講）。

## **第10回 司法アクセス(1)**

司法アクセスという概念、人々の司法アクセスを妨げている要因、司法アクセスに関する研究について講義を行う（参照：教科書第8講）。

## **第11回 司法アクセス(2)**

引き続き司法アクセスに関する論点として、司法過疎問題、司法ソーシャルワークについて扱う（参照：教科書第8講）。

## **第12回 裁判による法形成と違憲審査制**

法形成と法解釈の違い、政策形成訴訟、日本の違憲審査制の特徴について講義を行う（参照：教科書第11、15講）。

## **第13回 社会変動と法(1)：ジェンダーと法**

ジェンダー法学、裁判利用、法曹におけるジェンダーの問題、国家法及び社会における家族像の変容について講義を行う（参照：教科書第28講）。

## **第14回 社会変動と法(2)：少子高齢化社会と法**

少子高齢化社会における法的課題と法システムの応答性について講義を行う。高齢者法という学問分野についても紹介する（参照：教科書第27講）。

## **第15回 社会変動と法(3)：テクノロジーと法/震災と法**

前半ではAIなどテクノロジーが法実務にどのような変化をもたらすか、関連する研究を紹介しながら講義を行う。後半では震災時の法システムの応答と課題について扱う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法律英語	1・2・3年次	選択必修科目	後期	水曜・4時限	金原恭子

### 【科目のねらい】

英語は世界の共通語であり、グローバル化（あるいは場合によってはアメリカ化）の波は政治・経済・社会・教育・文化等多分野に及んでいる。こうした状況の下では、様々な紛争の解決を主要機能とする法の実務・研究において、高度の実践的英語力の必要性が必然的に高まることになる。

このような現状認識を踏まえて、この授業では英米法の基礎知識を必要に応じて与えながら、特に米国に重点をおいて、判例等の英文法律文献を原語で読み、少しでも法律英語に慣れるよう訓練することを主なねらいとする。そして、どのような英文法律資料であっても、抵抗なく自力で読解しようとする姿勢が持てるようになることを最低到達目標としている。

### 【授業の方法等】

英米法の基礎知識に関しては講義形式の授業となる。それ以外は、学生が毎回事前に配布されていた英文資料を予習し、授業では、理解困難だったところを中心に出席者同士で議論することも含め、資料の正確な理解に達するような対話的な授業方法を探りたい。授業の内容・範囲としては、法律英語を学ぶために最小限必要な英米法の基礎知識の獲得及び英文法律資料の精読訓練ということになる。

授業は対面式を予定している。

### 【教材等】

英米両国（特に米国）の判例集・著書・法律雑誌・書評誌・新聞等から、受講者にとって過度の負担にならない程度の分量の素材を選び、教材として事前配布する。参考文献として、田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会・1991年）。教材の選択に際しては、受講者の関心分野にも配慮したい。

### 【成績評価】

平常点（出席時の発言状況・受講態度・提出物の提出状況）を概ね50%，テスト及びそれに関連したレポートを概ね50%として成績評価を行う。

### 【備考】

毎回必ず予習し、わからないところがあっても辞書等を活用して粘り強く考える姿勢が不可欠。

### 【各回の内容】

#### 第1回 はじめに：授業の全体像の提示とミニ英文読解訓練

英語の法律関係文献の読解力向上をめざすこの授業の全体像をまず提示する。実際には英文文献の多くは英米法関係の資料であるので、読解に必要な最低限の英米法の基礎知識にも触れておく。

また、第2回目以降の授業の具体的イメージを掴めるよう、第1回の授業時に若干の英文読解を行う予定であるので、受講希望者は事前に第1回授業のための英文資料を査収し、必ず予習しておくこと。

#### 第2回 判例（1）

合衆国憲法は判例憲法として制定以来発展を遂げてきた。ここでは注目度の高い分野の代表的憲法判例を正確に読解する訓練を行う。必要に応じ、ケースブック等で関連判例も参照していく。判例はまず法廷意見から読み始め、時間的余裕があれば個別意見（特に反対意見）も取り上げる。

#### 第3回 判例（2）

前回に引き続き判例を精読する。

#### 第4回 判例（3）

前回に引き続き判例を精読する。

#### 第5回 判例（4）

前回に引き続き判例を精読する。

#### 第6回 判例（5）

前回に引き続き判例を精読する。

#### 第7回 判例（6）

前回に引き続き判例を精読する。

**第8回 判例（7）**

前回に引き続き判例を精読する。

**第9回 判例（8）**

前回に引き続き判例を精読する。

**第10回 判例（9）**

前回に引き続き判例を精読する。

**第11回 判例（10）**

第10回までの判例読解に関わる学修内容を踏まえたテストを実施する。また、次回提出するレポートの課題を示す。

**第12回 判例（11）**

受講者からレポートの提出を受けた上で、前回のテスト及びレポート課題の解説と講評を行う。

**第13回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（1）**

法の第一次資料や専門的な学術的著作以外に、日常多くの人が目にする新聞や雑誌にも法律関連の記事が載ることが少なくない。ここでは英米の代表的新聞や高級雑誌に載ったタイムリーな記事を選んで、より一般的な法律関連の文章を読むこととする。まず1件目の記事を読解する。

なお、記事の長さや難易度により、必ずしも毎回異なる記事を取り上げていくことはできないかもしれないが、第14回以降の予定は希望的目安であることに留意されたい。

**第14回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（2）**

2件目の記事を読解する。

**第15回 英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（3）**

3件目の記事を読解する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
経済学	1・2・3年次	選択必修科目	後期	月曜・5時限	落合勝昭

**【科目のねらい】**

経済学とは、人の社会生活に不可欠な取引から人間の行動を分析する学問であり、財・サービスを含む様々なものの価値評価を行う。現代社会において、このような活動は主にモノやサービスの交換の場である市場を通じて行われる。本講義では前半は、ミクロ経済学的視点から、個々の経済主体の活動と取引が行われる市場を取り扱い、経済活動の背後にある理論を理解することを目的とする。後半はマクロ経済学的視点から、経済全体の動きを理解することを目的とする。

**【授業の方法等】**

講義による。ほぼ毎回、課題を課すことで、授業内容の定着と各自が授業内容を説明できる能力を養う。

**【教材等】**

講義ノートを配布する。参考資料等については適宜指示・配布する。

**【成績評価】**

平常点（課題）40%，期末試験60%

**【各回の内容】**

- 第1回 経済学の目で社会を見る
- 第2回 市場システムと効率性
- 第3回 消費者行動
- 第4回 生産者行動
- 第5回 市場均衡と余剰分析
- 第6回 不完全競争、市場の失敗
- 第7回 市場の失敗などへの対応と政府の失敗
- 第8回 経済学を用いた政策などの評価方法と課題
- 第9回 マクロ的視点からの経済の把握
- 第10回 一国の生産活動、GDPとは何か
- 第11回 一国の生産水準の決定
- 第12回 財政・金融政策の効果
- 第13回 国際取引を踏まえた政府の政策の効果
- 第14回 日本経済の現状と課題
- 第15回 総括

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
労働法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	金曜・1時限	皆川宏之

### 【科目のねらい】

労働法は、①個別的労働関係法、②集団的労使関係法、③労働市場法、④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では、雇用・労働関係の実態と法的問題についての基礎的な理解に資するよう、特に基幹的な領域である前記①と②を中心に、基本となる法制の内容を講述し、法の解釈適用に関する学説および重要判例を紹介し、その内容を検討する。本講義を通じて、後期に開講される労働法科目に向けての基礎を学ぶと同時に、現代労働法の基礎の修得を目指すとともに、法曹として求められる論述能力の涵養を図ることをねらいとする。

### 【授業の方法等】

講義形式で行い、質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は、学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため、教科書、参考書、配布資料による十分な予習、復習が必要となる。授業では、事前に各回の講義テーマにそった設問形式の検討課題資料を配布し、当該検討課題に基づき教員と受講者が質疑を行いつつ講義を進める。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし質問の内容を平常点評価の一部（20点）とする。また、講義期間中、小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており、当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20点）とする。小レポートの作成と講評を通じて労働法分野に求められる論述能力の涵養を図る。

本授業は対面式で実施する。事前課題の提示、小レポートの提出等は千葉大学のMoodleを通じて行う。

### 【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第3版〕』（信山社、2022年），村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2022年）

参考書：菅野和夫＝山川隆一『労働法〔第13版〕』（弘文堂、2024年），水町勇一郎『詳解労働法〔第3版〕』（東京大学出版会、2023年），荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）。

追加講義資料は事前に配信・配布する。

### 【成績評価】

学期末試験60%，平常点（発言状況・小レポート）40%

### 【各回の内容】

下記の予定で講義を行う。受講者は事前に、教科書の該当箇所の確認、および関連する重要判例についての予習を要する。内容は目安であり、進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

#### 第1回 労働法の基礎

労働法の総論、労働契約・雇用関係の当事者、労働契約上の権利義務、労働憲章

#### 第2回 就業規則

労働条件の決定、就業規則、労働条件の集団的変更と合意

#### 第3回 労働契約の成立

職業紹介・募集、採用の自由とその制約、労働条件の明示、採用内定、試用期間

#### 第4回 賃金

賃金の種類と体系、労基法上の賃金・平均賃金、賃金請求権、賃金の支払方法、休業手当

#### 第5回 労働時間

労働時間規制の原則、休憩・休日、時間外・休日労働、割増賃金、柔軟な労働時間制度

#### 第6回 休暇・休業

年次有給休暇、女性・年少者の保護、育児介護休業、休暇・休業と不利益取扱い

#### 第7回 人事

人事概説、人事考課、昇進・昇格、降格、配転・出向・転籍

**第8回 懲戒**

懲戒, 自宅待機・休職

**第9回 労働契約の終了**

合意解約・辞職, 定年, 休職後の退職, 解雇

**第10回 非典型雇用**

有期労働, 期間雇用の規制, 無期労働契約への転換, 雇止め

**第11回 雇用平等**

雇用平等概説, 男女平等, 雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止

**第12回 労働災害**

労災補償, 労災民訴, 労災補償と損害賠償の調整

**第13回 労働基本権・労働組合**

労使関係法総論, 労働基本権, 労使関係の当事者, 労働組合の運営, 組合員資格, 便宜供与・チエックオフ, 労働組合の統制

**第14回 団体交渉・労働協約**

団体交渉, 団体交渉事項, 団体交渉の態様・義務違反の救済, 労働協約の成立・効力

**第15回 団体行動・不当労働行為**

団体行動の意義と法的保護, 争議行為・組合活動の正当性, 争議行為と賃金, 不当労働行為総論, 不利益取扱い, 支配介入, 不当労働行為の救済

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
労働法	2・3年次	選択必修科目1	後期	木曜・1時限	皆川宏之

### 【科目のねらい】

労働法は、①個別的労働関係法、②集団的労使関係法、③労働市場法、④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では、特に基幹的な領域である前記①と②を中心に、「労働法基礎」を受講したレベルの者を対象として、労働法ケースブックを使用し、ケースブックの設問に従い、重要判例・裁判例における法解釈と判断のあり方を確認しながら、労働法上の論点に関する適切な理解を得ることを目的とするとともに、法曹に求められる論述能力の涵養をねらいとする。なお、「労働法基礎」の講義内容について、上記のレベルでの修得があれば、本科目のみの受講も可とする。

### 【授業の方法等】

講義形式で行い、質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は、学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため、教科書、参考書、配布資料による十分な予習、復習が必要となる。授業では、労働法ケースブックを使用し、ケースブックの各設問に基づき、教員と受講者が質疑を行う形で各論点の理解を確認しながら講義を進める。本授業では、受講者が「労働法基礎」科目を受講し、労働法分野の基本的な知識を修得していることを前提に、具体的な判例の分析・検討・解説を中心に講述する。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし受講者からの質問の内容を平常点評価の一部（20点）とする。また、講義期間中、小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており、当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20点）とする。小レポートの作成と講評を通じて労働法分野における論述能力の涵養をはかる。

本授業は対面式で実施し、事前課題の提示、小レポートの提出等は千葉大学のMoodleを通じて行う。

### 【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第3版〕』（信山社、2022年），神吉知郁子・皆川宏之編『労働法ケースブック』（有斐閣、2024年）を使用する。

参考書：村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2022年），菅野和夫=山川隆一『労働法〔第13版〕』（弘文堂、2024年），水町勇一郎『詳解労働法〔第3版〕』（東京大学出版会、2023年），荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）。

追加講義資料は事前に配信・配布する。

### 【成績評価】

学期末試験60%，平常点（発言状況・小レポート）40%

### 【各回の内容】

下記の予定で授業を行い、教員が事前に提示する検討事項に沿った法律問題の検討を行う。内容は目安であり、進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

#### 第1回 労働法の基礎

労働法上の「労働者」・「使用者」，労働法規・労働契約

#### 第2回 就業規則

就業規則の効力，就業規則の不利益変更の合理性，不利益変更への同意の効力

#### 第3回 労働契約の成立

採用の自由，試用期間と本採用拒否，採用内定の法的性質，労働者の人格的利益保護

#### 第4回 賃金

労基法上の賃金と法規制，賃金請求権の発生

#### 第5回 労働時間

労働時間の概念，時間外・休日労働義務，割増賃金の請求

#### 第6回 休暇・休業

年次有給休暇，育児介護休業，休暇・休業と不利益取扱い

#### 第7回 人事

- 配転命令権・出向命令権の根拠と限界、降職・降格の可否
- 第8回 懲戒**  
懲戒の法的根拠、懲戒処分の効力、自宅待機・休職
- 第9回 労働契約の終了**  
普通解雇の判断枠組み、整理解雇の判断枠組み
- 第10回 非典型雇用**  
有期労働、期間雇用の規制、無期労働契約への転換、雇止め
- 第11回 雇用平等**  
男女の雇用平等、雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止
- 第12回 労働災害**  
労災補償、労災民訴、労災補償と損害賠償の調整
- 第13回 労働基本権・労働組合**  
ユニオン・ショップ協定の効力、組合員の義務、労働組合の統制
- 第14回 団体交渉・労働協約**  
義務的団交事項、誠実交渉義務、団交拒否の救済、労働協約の成立・規範的効力
- 第15回 団体行動・不当労働行為**  
争議行為・組合活動の正当性、不当労働行為の認定・救済

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
倒産法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	月曜・5時限	松下祐記

### 【科目のねらい】

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続について一通りの学修を行う。ただし、民事再生法については、概説にとどめ、本格的な解説は【倒産法】の授業に委ねる。本授業は「基礎」といえ、特に破産手続に関する規律については詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。更に、論述力の涵養も図ることを狙いとする。

### 【授業の方法等】

この講義では、主に破産法を扱う。受講者が下記の教材等により十全な予習を行ってくることを前提に、レジュメに沿って講義を行う。詳細な予習内容等については、ガイダンスまたは「千葉大学Moodle」を通じて伝える。

論述力の涵養を図るために、学期中に論述式の小テスト(またはレポート)を実施する。

### 【教材等】

- ・講義レジュメ、予習用レジュメ及び関連資料をMoodle上で配布する。
- ・主教材として山本和彦『倒産処理法入門[第6版]』(有斐閣、2024年)を指定する(変更の可能性がある)。さらに、松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選[第6版]』(有斐閣、2021年)を副教材として指定する。その他、参考文献等については、講義中に隨時指示する。

### 【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、授業中の質問への回答その他の教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行う。

### 【各回の内容】

#### 第1回 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要；破産手続の開始

前半は、倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続・個人再生を含む。）の概要を検討する。後半は、破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続を取り扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。

#### 第2回 破産手続の機関、利害関係人および破産財団

破産手続において登場する利害関係人及び機関として、裁判所、破産管財人、債権者集会及び債権者委員会を取り扱う。後半は、破産債権者への配当の原資となる、破産財団について取り扱う。

#### 第3回 破産債権・財団債権

前半は、破産債権の概念、要件、種類及びその行使を取り扱う。後半は、財団債権の概念、種類及び行使について取り扱う。

#### 第4・5回 破産債権の届出・調査・確定、配当、破産財団の管理・換価、破産手続の終了

破産債権の届出・調査・確定の手続から配当手続までの規律を検討するとともに、破産財団の管理・換価、破産手続の終了について扱う。

#### 第6回 破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果；取戻権

破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果のうち、破産管財人の管理処分行為によらない権利取得、及び係属中の手続関係の処理について説明する。後半は、取戻権の概念及び規律を扱う。

#### 第7回 別除権

破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。担保権の実行に対処する制度についても言及する。

#### 第8回 人的担保(多数債務者関係と破産債権)；免責及び復権

破産手続における人的担保の処遇に関して複数債務者関係に関する規律である現存額主義を中心に検討する。後半は、個人債務者(自然人、消費者)の破産手続における免責制度及び復権制度を取り扱う。その過程で、個人破産事件において特徴的な、同時廃止事件、さらには破産財団と自由財産

の振分けについても説明する。

#### 第9回 契約関係の処理(総論)

破産手続開始前に破産者が第三者と契約関係を結んでいた場合の取扱い、特に双方未履行双務契約の処理に関する破産法の規律を説明する。

#### 第10回 契約関係の処理(各論)

前講で取り扱った双方未履行双務契約の処理に関する規律は、一般原則として機能する一方で、各種の双務契約について特則がある場合には、その特則が優先的に適用されることになる。そこで、各種の双務契約(特に賃貸借、請負)につき、一般原則の射程が及ぶか、どのような特則があるかを見していくこととする。

#### 第11回 相殺権

民法上の相殺権が破産手続上どのように取り扱われるか、民法の規律がどのように変容されるかを見ていく。再生手続上の相殺権の取扱いにも言及する。

#### 第12～14回 否認権

破産手続における否認権の規律について取り扱う。

#### 第15回 民事再生手続概説

民事再生手続の流れを概説し、後期【倒産法】授業への橋渡しをする。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
倒産法	3 年次	選択必修科目 1	後期	火曜・3 時限	松下祐記

### 【科目的ねらい】

経済的破綻に陥った企業・個人をめぐる法律関係を適正に処理しつつ、権利者への分配を整然かつ公平に行うことを主たる目的とする倒産法制度に関し、「倒産法基礎」で破産法の基礎的知識を習得済みであることを前提に、その理解を確認しつつ、より掘り下げた内容(民事再生法、倒産法全般の判例)を取り扱う。論述力の涵養を図ることも狙いとする。

### 【授業の方法等】

受講生は、講義レジュメを熟読し、予習用レジュメの設問に対する解答を準備し、授業ではその準備を前提として質疑応答を行う。論述力の涵養を図るために、学期中に論述式の小テスト(またはレポート)を実施する。

### 【教材等】

講義レジュメ、予習用レジュメ及び関連資料を Moodle 上で配布する。

第1～8回授業での民事再生法の概説においては、講義レジュメを主たる教材とする。講義レジュメは、下記文献をベースに、担当教員が作成したものである。

第9回授業以降は、講義レジュメの学修で培った知識を基に、松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選[第6版]』(有斐閣、2021年)を主教材として、判例を検討し、学説の議論の理解に努める。

倒産法の基本文献として、以下のものを挙げることができる。

[概説書] 伊藤眞『破産法・民事再生法[第5版]』(有斐閣、2022年)、山本和彦ほか『倒産法概説[第3版]』(弘文堂、2025年出版予定)、山本克己編著『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012年)、杉本和士ほか『倒産法』(有斐閣 Legal Quest、2024年)。

[入門書] 山本和彦『倒産処理法入門[第6版]』(有斐閣、2024年)、松下淳一『民事再生法入門[第2版]』(有斐閣、2014年)。

[注釈書] 伊藤眞ほか『条解破産法[第3版]』(弘文堂、2020年)、園尾隆司ほか編『条解民事再生法[第3版]』(弘文堂、2013年)。

その他、参考文献等については、講義中に隨時指示する。

### 【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、主に、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行う。

### 【各回の内容】

#### 第1回 民事再生手続の開始；再生債務者の地位・手続機関

再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。

#### 第2回 再生手続の機関

再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関(管財人、保全管理人、監督委員、調査委員、債権者集会、債権者委員会)についても扱う。

#### 第3回 再生債務者財産と再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権；再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理、

再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件について、次いで再生債権の届出・調査・確定の手続について、特に破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ、検討する。併せて、再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ概観する。

#### 第4回 再生債務者財産とその調査及び確保—財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及 再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・

事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。否認権の規律についても言及する。

#### 第5回 別除権、相殺権、双方未履行双務契約

別除権、相殺権、双方未履行双務契約につき、民事再生法特有の規律を説明する。別除権については担保権実行中止命令や担保権消滅許可制度の説明が中心となる。

#### 第6回 再生計画(1)

再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討した後、再生計画案の作成・提出に関する手続規律について検討する。次いで、再生計画の成立・遂行までに至る手続規律(決議、認可)を取り扱う。

#### 第7回 再生計画(2)

前回に引き続き、再生計画を取り扱う。

#### 第8回 再生計画の遂行及び再生手続の終了

再生計画の遂行、再生手続の終了、破産手続への移行について検討する。

#### 第9回 個人再生

個人を念頭に置く再生手続(小規模個人再生、給与所得者等再生)、及び住宅資金貸付債権に関する規律を取り扱う。

#### 第10回 倒産法判例検討(1) 百選(6版)掲載判例を、以下の順に取り扱う(以下同じ)

10, 76, 3, 26, 27, 4, 28, 5, 12, 13, 14, 11, 17, 18, 15, 16, 20, 24 事件

#### 第11回 倒産法判例検討(2)

70, 47, 45, 48, 72, 49, 82, 73, 21, 74, A15, 22, 83 事件

#### 第12回 倒産法判例検討(3)

52, 50, 51, 59, 56, 53, 54, 57, 58, 46, 47, 89 事件

#### 第13回 倒産法判例検討(4)

23, 84, 85, 86, A17~19, 87, 90, 91, 88, 89, 81, 76, 77, 78, 75, 79, 80 事件

#### 第14回 倒産法判例検討(5)

64, 69, 65, 67, 68, 70, 66, 71, 29, 34, 35, 31, 30, 32, 36, 37, A6, A8, 39, 38, 40 事件

#### 第15回 倒産法判例検討(6)

41, 44, 43, 42, 60, 7, 8, 9, 19, 25, 61, 62, 63, A13, 92, 93, 95, 98, 99, 94 事件

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
知的財産法基礎	2・3年次	選択必修1 (選択必修)	前期	水曜・2時限	北島志保

### 【科目のねらい】

主に著作権法を取り扱う。著作権法は企業法務の中核の一つであるとともに、日常生活にも関係する法律であり、インターネット関連の技術の進歩等に伴い、日々新たな問題が生じている法改正の頻繁な分野もある。

本科目は、第1に、著作権法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけることを目指す。第2に、その知識を用いて、実務家として著作権法上の問題に的確に対応できる能力を養成する。特に、具体的な事例に即した柔軟な事案解決能力を獲得し、論述力を涵養することを目指す。

### 【授業の方法等】

本科目は対面授業で実施する。レジュメ(パワー・ポイントのスライド資料)などの授業資料は Moodle にアップロードするとともに印刷して当日配布する。初めて著作権法を学ぶ者が、司法試験に対応できる学力を得ることを想定しているため、授業範囲の教科書を事前に通読するなどの予習が必要である。授業は3部構成であり、第1部では早期に著作権法の全体像を把握するため、教科書を通読して著作権法全般の基礎知識を獲得し（第1回～第5回）、第2部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め（第6回～第11回）、第3部では事前に教員が指定した範囲の即日起案、解説及び質疑応答を通じて論述力を養い、具体的な事例を解決する訓練を行う（第13回～第15回）。また、著作権法に関する弁護士実務や他の知的財産法についても概説する（第12回）。

第1部と第2部ではリアクション・ペーパーの課題を複数回行い、第3部では起案演習(60分間の論文記述式)を3回行う。司法試験で知的財産法を選択しない者も履修可能であるが、選択者と同様に起案演習を行うので、相応の覚悟を持って受講されたい。

### 【教材等】

第1部の教科書として、島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第4版）」（有斐閣2024）を用いる。第1回から第5回の授業範囲は Moodle に教科書のページ数を掲載して指定する。また、第2部の教科書として「著作権判例百選（第6版）」（有斐閣2019）を用いる。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。また、教科書に記載されていない新たな法改正や重要判例が出た場合は別途資料を配布する。

### 【成績評価】

平常点40%（うち30%は起案演習の成績により、うち10%はリアクション・ペーパー等の授業態度により評価する。）、学期末試験（対面試験）60%とする。起案演習はA～Dの4段階で、期末試験は60満点の点数でそれぞれ評価する。

### 【各回の内容】

- 第1回 「著作権法入門(第4版)」 (1) 1-74頁 (第3節「保護を受ける著作物」の前まで)
- 第2回 「著作権法入門(第4版)」 (2) 74-142頁, 289-300頁 (第6節「権利者が複数の場合」)
- 第3回 「著作権法入門(第4版)」 (3) 144-173頁(第3節「権利制限」の前まで)、212-216頁(第4節「保護期間(存続期間)」)
- 第4回 「著作権法入門(第4版)」 (4) 174-211、218-250頁
- 第5回 「著作権法入門(第4版)」 (5) 252-289 (第6節「権利者が複数の場合」の前まで), 302-345頁
- 第6回 「著作権判例百選(第6版)」 (1) 1-18事件
- 第7回 「著作権判例百選(第6版)」 (2) 19-36事件
- 第8回 「著作権判例百選(第6版)」 (3) 37-54事件
- 第9回 「著作権判例百選(第6版)」 (4) 55-72事件
- 第10回 「著作権判例百選(第6版)」 (5) 73-90事件
- 第11回 「著作権判例百選(第6版)」 (6) 91-109事件
- 第12回 著作権法の実務と意匠法・商標法・不正競争防止法の概要、起案の基礎
- 第13回 演習1：主に判例百選1-36事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。
- 第14回 演習2：主に判例百選37-72事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。
- 第15回 演習3：主に判例百選73-109事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
知的財産法	2・3年次	選択必修1 (選択必修)	後期	金曜・2時限	北島志保

### 【科目のねらい】

主に特許法を取り扱う。特許法は知的財産法の中でも特に企業活動における重要性が高く、専門的な知識が要求されるため、特許実務に携わる実務家の養成が望まれている。

本科目は、第1に特許法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけることを目指す。第2に、その知識を用いて特許係争実務の代理人として活躍できるような人材を育成することを目指す。特に、具体的な事例に即した事案解決能力を取得し、論述力を涵養することを目指す。

### 【授業の方法等】

本科目は原則として対面授業とする。レジュメ(パワーポイントのスライド資料)などの授業資料はMoodleにアップロードするとともに印刷して当日配布する。初めて特許法を学ぶ者が、司法試験に対応できる学力を得ることを想定しているため、授業範囲の教科書を事前に通読するなどの予習が必要である。授業は3部構成であり、第1部では早期に特許法の全体像を把握するため、教科書を通読して特許法全般の基礎知識を獲得し(第1回～第5回)、第2部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め(第6回～第11回)、第3部では事前に教員が指定した範囲の即日起案、解説及び質疑応答を通じて論述力を養い、具体的な事例を解決する訓練を行う(第13回～第15回)。また、特許侵害訴訟の実務についても概説する(第12回)。第1部と第2部ではリアクション・ペーパーの課題を複数回行い、第3部では起案演習(60分間の論文記述式)を3回行う。司法試験で知的財産法を選択しない者も履修可能であるが、選択者と同様に起案演習を行うので、相応の覚悟を持って受講されたい。

### 【教材等】

第1部の教科書として島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門(第2版)」(有斐閣2021)を用いる。また、第2部の教科書として「特許判例百選(第5版)」(有斐閣、2019)を用いる。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。教科書に掲載されていない新たな法改正や重要な判例が出た場合は別途資料を配布する。

### 【成績評価】

平常点40% (うち30%は起案演習の成績により、うち10%はリアクション・ペーパー等の授業態度により評価する。)、学期末試験(対面試験)60%とする。起案演習はA～Dの4段階で、期末試験は60満点の点数でそれぞれ評価する。

### 【各回の内容】

- 第1回 「特許法入門(第2版)」 (1) 1-99頁
- 第2回 「特許法入門(第2版)」 (2) 102-201頁
- 第3回 「特許法入門(第2版)」 (3) 204-279頁
- 第4回 「特許法入門(第2版)」 (4) 282-346頁
- 第5回 「特許法入門(第2版)」 (5) 347-431頁
- 第6回 「特許判例百選(第5版)」 (1) 1-17事件
- 第7回 「特許判例百選(第5版)」 (2) 18-34事件
- 第8回 「特許判例百選(第5版)」 (3) 35-51事件
- 第9回 「特許判例百選(第5版)」 (4) 52-68事件
- 第10回 「特許判例百選(第5版)」 (5) 69-85事件
- 第11回 「特許判例百選(第5版)」 (6) 86-103事件
- 第12回 特許侵害訴訟の実務・起案の基礎
- 第13回 演習1：主に判例百選1-34事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。
- 第14回 演習2：主に判例百選35-68事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。
- 第15回 演習3：主に判例百選69-103事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
国際法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	水曜・1時限	藤澤 巍

### 【科目のねらい】

履修者が国際法の初学者であることを前提として、国際法の諸分野を広く概観し、国内法とは異なる国際法の規律内容の基本的な理解を得、あわせて論述力を涵養することを目的とする。

### 【授業の方法等】

本授業は、履修者による教科書での予習を前提としたオンデマンド方式のオンライン授業で実施する。毎回水曜8時50分までに千葉大学Moodleに視聴用ファイルをアップロードするので、履修者は、教科書の該当箇所を予習のうえファイルを視聴しなければならない。ファイルの視聴可能期間は4週間とする。毎回水曜8時50分までに千葉大学Moodle上で出席確認を兼ねて確認課題（多肢選択問題）を出す。解答期限は土曜8時50分までとする。期末レポートを通じて論述力を涵養する。

### 【教材等】

中谷和弘他『国際法〔第5版〕』(有斐閣アルマ、2024年)を教科書として指定する。『国際条約集』(有斐閣)も必ず用意すること。

### 【成績評価】

各回の確認課題（出席確認を兼ねる）による平常点（60%）及び、一定の時間内に問い合わせへの解答を作成し提出する学期末レポート（40%）で評価する。いずれも千葉大学Moodleを通じて実施する予定である。

### 【各回の内容】

#### 第1回 国際法の基本的特徴

第1回は、全体の導入として国際法の基本的特徴を理解する。教科書第1章に基づき、国際法の概念および歴史について検討を加える。

#### 第2回 国家

第2回は、国際法の規律の主要な名宛人である主権国家について学ぶ。教科書第2章に基づき、国家の成立と変動、国際法上の国家主権の内容について検討する。

#### 第3回 国家機関

第3回は、国際法上の国家機関について理解する。教科書第3章に基づき、外交関係法や、国家元首などの国際法上の位置づけについて検討する。

#### 第4回 国際組織

第4回は、国家以外の国際法の主体として重要な役割を果たしている国際組織について学ぶ。教科書第4章に基づき、国際組織の法的地位や、国際連合などの国際組織の具体例を検討する。

#### 第5回 国際法の存在形式

第5回は、国際社会における国際法の存在形式を理解する。教科書第5章に基づき、条約、慣習法、法の一般原則など、主要な国際法の存在形式（形式的法源）を検討する。

#### 第6回 条約法

第6回は、国際法の形式的法源のなかでも現代において大きな役割を果たしている条約についての国際法上の規律を学ぶ。教科書第6章に基づき、条約の締結、条約への留保、条約の解釈の原則、条約の無効と終了などについて検討する。

#### 第7回 国際法と国内法

第7回は、国際法と国内法の関係について理解する。教科書第7章に基づき、国際法と国内法の関係についての伝統的な諸見解および、国際法と国内法の抵触の処理のあり方について検討する。

#### 第8回 国家責任

第8回は、国家による国際義務違反の法的帰結としての国際法上の国家責任について学ぶ。教科書第8章に基づき、国家責任の成立の要件および、国家責任の内容などについて検討を加える。

#### 第9回 国家領域

第9回は、国家の主権が及ぶ国家領域についての国際法上の規律を検討する。教科書第9章に基づき、国家領域の法的性格、国家間の領域紛争の処理に関する国際法の規律について検討する。

## **第10回 海洋法**

第10回は、海洋に関する国際法の規制について検討する。教科書第10章に基づき、内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、深海底といった海洋の諸区域の法的地位について検討する。

## **第11回 空法・宇宙法**

第11回は、空と宇宙に関する国際法について学ぶ。教科書第11章に基づき、領空主権の法的性格および、宇宙空間や天体の法的地位について検討する

## **第12回 個人・国際刑事法**

第12回は、国際法上の個人の法的地位について理解する。教科書第12章および第13章に基づき、国籍を基準とする伝統的な個人の規律、人権及び国際犯罪といった第二次世界大戦後における個人に関する規律の発展について検討する。

## **第13回 国際紛争の平和的解決**

第13回は、国際紛争の平和的解決の諸手段について学ぶ。教科書第16章に基づき、国際紛争の平和的解決義務の内容や、交渉、周旋、仲介、審査、調停、仲裁裁判、司法裁判といった、紛争の平和的解決のための諸手段の特徴について検討を加える。

## **第14回 武力行使禁止原則**

第14回は、国家による武力行使についての国際法の規制について理解する。教科書第17章に基づき、かつては戦争と呼ばれた国家による武力行使についての国際法の規制の展開および、国際連合の集団安全保障体制や平和維持活動について検討する。

## **第15回 武力紛争法**

第15回は、武力行使の結果として武力紛争が発生した場合に適用される国際法について理解する。教科書第18章に基づき、かつて戦争法と呼ばれた武力紛争法の内容について検討を加える。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
国際法	2・3年次	選択必修科目1	後期	金曜・1時限	藤澤 巍

### 【科目のねらい】

本授業では、『国際法基礎』での国際法の全体像についての基本的理解を前提として、国際裁判における国際法の解釈適用において問題となる国際法の諸論点を修得し、あわせて論述力を涵養することを目的とする。具体的には、①国際司法裁判所（ICJ）における国際紛争の司法的解決の手続、②国際裁判における請求の主な主題である国家責任に関する法規則、③慣習国際法や条約などの国際裁判所が適用する国際法の諸類型、④国際裁判で頻繁に紛争の主題となる国家管轄権の問題、について検討する。

### 【授業の方法等】

本授業は、履修者による教科書での予習を前提としたオンデマンド方式のオンライン授業で実施する。毎回金曜8時50分までに千葉大学Moodleに視聴用ファイルをアップロードするので、履修者は、教科書の該当箇所を予習のうえファイルを視聴しなければならない。ファイルの視聴可能期間は4週間とする。毎回金曜8時50分までに千葉大学Moodle上で出席確認を兼ねて確認課題（多肢選択問題）を出す。解答期限は月曜8時50分までとする。期末レポートを通じて論述力を涵養する。

### 【教材等】

岩沢雄司『国際法〔第2版〕』（東京大学出版会、2023年）および、『国際条約集』（有斐閣）を必ず用意すること。

### 【成績評価】

各回の確認課題（出席確認を兼ねる）による平常点（60%）及び、一定の時間内に問い合わせへの解答を作成し提出する学期末レポート（40%）で評価する。いずれも千葉大学Moodleを通じて実施する予定である。

### 【各回の内容】

#### 第1回 国際法の概念：ガイダンス

イントロダクションとして国際法の概念を説明し、今後の各回の授業内容の見通しを得る。授業の進め方と合わせてガイダンスとする。

#### 第2回 国際紛争の平和的解決（1）

国際紛争の司法的解決の主要な機関である国際司法裁判所における訴訟手続きについて概観する。

#### 第3回 国際紛争の平和的解決（2）

前回に引き続き、国際紛争の司法的解決の主要な機関である国際司法裁判所における訴訟手続きについて概観する。

#### 第4回 国際法の存在形式（1）

国際裁判における請求の主要な形式である国際責任の要件について検討する。

#### 第5回 国際法の存在形式（2）

国際裁判における請求の主要な形式である国際責任の内容および責任追及の諸要件について検討する。

#### 第6回 国際法の存在形式（3）

主権国家が併存する国際社会には統一的な立法機関が存在しない。このような国際社会における国際法の存在形式としての、慣習国際法、法の一般原則などについて理解する。

#### 第7回 国際法の存在形式（4）

国際法における主要な法律行為形式である条約に関する規律について、条約法条約を中心として概観する。特に、条約への留保について検討する。

#### 第8回 国際法の存在形式（5）

前回に引き続き、条約法について検討する。今回は条約の解釈について説明する。

#### 第9回 国際法の存在形式（6）

前回に引き続き、条約法について検討する。今回は条約の無効および終了について検討する。

#### 第10回 国際法の存在形式（7）

国家主権の重要な構成要素である国家の統治権能すなわち国家管轄権の意義および、その国際法による規律について概観する。

**第11回 国家管轄権（2）**

国家管轄権の例外である、国家の裁判権免除について検討する。

**第12回 海洋法（1）**

第12回以降は、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。第12回は、領海および接続水域について検討する。

**第13回 海洋法（2）**

前回に引き続き、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。今回は、公海に関する規律について概観する。

**第14回 海洋法（3）**

引き続き、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。今回は、天然資源開発の制度として排他的経済水域、大陸棚について解説する。

**第15回 海洋法（4）**

海洋紛争の処理手続について、国連海洋法条約第15部を中心に検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
国際私法基礎	2・3年次	選択必修科目1	前期	木曜・3時限	山田恒久

### 【科目のねらい】

複数の法域（国・地域など）にまたがる私法上の問題（涉外的私法問題）を何れの法域の法によって解決するかを定める法の領域を「（狭義の）国際私法」といいます（なお、この説明には異論もありますが、とりあえずこのように説明しておきます）。また、涉外的私法問題を裁判所が扱う際の様々な手続上の問題、たとえば、我が国の裁判所はいかなる範囲の涉外的私法問題につき管轄権を行使できるのか（国際裁判管轄）、他国の裁判所が下した法的判断につきいかなる条件で国内における効力を認めるのか（外国判決の承認），などの問題を扱う法の領域を「国際民事訴訟法」といいます。そして、「狭義の国際私法」と「国際民事訴訟法」をあわせて「広義の国際私法」といいます。

他の法分野と異なり、国際私法では、法律問題の実体的な解決（損害賠償請求の認容など）そのものではなく、その前提となる「当該法律関係に適用すべき法（準拠法）は何法か（日本法、大韓民国法など）」という問題の解決が企図されます。そして、その点が解決されれば国際私法の任務は終了し、あとは決定された準拠法（たとえば大韓民国法）に基づいて事案が処理されることとなります。このように、国際私法は、「事案に適用すべき法を決定するための法（抵触法）」という性質を有しています。

この授業では、広義の国際私法に関して特に財産関係を中心に基礎的な知識および思考力を養成することを目的としています。

### 【授業の方法等】

授業方法は、千葉大の受講生については Google Meet を利用した同時双方向型メディア授業とします（他大学の受講生については、これを収録して動画とし、視聴することとします）。加えて、各講義回ごとに課題を提示し、講義（または動画視聴）終了後 72 時間以内に指定した方法でレポートを作成して、提出するという方法を採用します。この、レポート課題は、基礎的な内容を理解できているかを確認するための選択問題、及び論述能力の涵養のため、論理の順序、規範の生成、事実の摘示などが具体的に学べるような問題を内容としています。

なお、各受講生のレポートの採点結果は、「講義講評」として、次の講義回の講義資料に添付します。

ところで、国際私法は基本的な知識を組み合わせて解決に至るという科目の特性があります。したがって、成果を得るためにには、日々の基礎練習の積み重ねが最も効果的です。こうしたことから、毎回の講義課題はそれほど加重なものではありませんので安心してください。

### 【教材等】※購入時期に最新版が出版されていたときはそちらを用います。

テキスト：特に指定しません。下記の参考書の中から読みやすいものを選択してください。

参考書1：松岡博編『国際関係私法入門 第4版』（有斐閣・2019年）

参考書2：道垣内正人、中西康編『国際私法判例百選 第3版』（有斐閣・2021年）

### 【成績評価】

学期末試験（又はレポート）の成績（60%）と平常点（40%）をあわせて総合的に評価する。

ここにいう平常点とは、各講義回ごとに提示される課題に対するレポートの評価の総合点を主とし（9割）、個々の講義回における各受講生の応答状況を従（1割）として計算する。

### 【授業の内容】（授業の進行状況次第では若干の調整があり得る）

第1回 国際私法概説：国際私法の基本的な構造、方法、及び法源について学びます。

事前学修：『法の適用に関する通則法』（全43箇条、以下「通則法」という）を通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第1回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第2回 自然人の能力①権利能力：自然人の権利能力の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で、自然人の権利能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第2回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第3回 自然人の能力②行為能力：自然人の行為能力の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で、自然人の行為能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第3回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第4回 法人の能力：法人の権利享有の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で、法人の行為能力と権利能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第4回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第5回 物権の静態：物権の静態（種類、性質、効力など）の準拠法について定められている、通則法13条1項の解釈について学びます。

事前学修：民法の参考書で、物権の性質や効力について復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第5回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第6回 法律行為による物権変動：時効や埋蔵物の発見などを原因とする物権変動の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で、物権変動の基本事項を復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第6回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第7回 法律行為による物権変動：売買や贈与に基づいて物権変動が生じる場合の準拠法の注意点について学びます。

事前学修：民法の参考書で、物権行為と債権行為との相違、物権行為の独自性や無因・有因などに関する記述されている箇所を復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第7回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第8回 契約の準拠法①実質的成立要件（当事者自治）：契約の準拠法について、当事者自治が定められている通則法7条について学びます。

事前学修：民法の参考書で意思表示、法律行為及び取消し・無効について復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第8回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第9回 契約の準拠法②実質的成立要件（最密接関係地法）：当事者が契約の成立に関して準拠法を選択しなかった場合に適用される通則法8条について学びます。

事前学修：再度、意思表示、法律行為、及び取消し・無効を復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第9回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第10回 契約の準拠法③形式的成立要件（本則）：法律行為の方式（書面の要否・立会人の要否など）の準拠法の本則について学びます。

事前学修：民法の参考書で、契約の方式が記述されている箇所を復習してください。

事後学修：Moodleに掲示される第10回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第11回 契約の準拠法④形式的成立要件（行為地法の補則）：法律行為の方式の準拠法の補則について学びます。

事前学修：民法の参考書で、再度、契約の方式について復習しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第11回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第12回 消費者契約の特則：消費者契約の準拠法に関する特則である通則法11条について学びます。

事前学修：消費者契約法の1条から3条までを通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第12回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第13回 労働契約の特則：労働契約の準拠法に関する特則である通則法12条について学びます。

事前学修：通則法11条と12条をよく読み、その相違点を考えてみてください。

事後学修：Moodleに掲示される第13回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第14回 法定債権の準拠法：事務管理、不当利得、及び不法行為の成立と効力の準拠法について学びます。

事前学修：通則法14条から22条までを通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第14回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第15回 財産関係事件の国際裁判管轄：財産関係事件に関する訴訟の国際裁判管轄について学びます。

事前学修：民事訴訟法3条の2～3条の10を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第15回講義課題〔期末レポート〕を作成して提出して下さい。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
国際私法	2・3年次	選択必修科目1	後期	木曜・3時限	山田恒久

### 【科目のねらい】

この授業では、法の適用に関する法律（以下「通則法」という。）を中心とする広義の国際私法に關し、制定法、判例法および学説の客観的な理解を基礎として、個別具体的な事実関係にそれらを適切に当てはめ、現実的かつ妥当な結論を導き出すという、法曹に求められる基本的な作業を滞りなく行うために必要な素養を身に着けることをねらいとしています。

この授業を履修するためには、前学期に「国際私法基礎」を履修し単位を修得していることが必要です。その「国際私法基礎」で養った国際私法に関する基本的知識や条文解釈力を土台として、そこに判例や学説に関するさらなる理解を上乗せすることによって、上記のねらいは初めて達成されます。そして、この授業で提供される内容を十分に消化することができれば、この授業が扱う分野について、「プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材（本研究科アドミッションポリシーより）」となるために必要な基本的な素養を身に着けたと者となると考えられます。

ところで、本研究科の所在する千葉県、さらには首都圏全体が、その置かれた客観的事情から、日常的に渉外的私法関係から生ずる法的紛争と縁の深い状況に置かれています。したがって、この分野の素養の修得が「首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となる」（本研究科アドミッションポリシーより）ことの重要な一要素であるといえます。

そこでこの授業では、広義の国際私法に関し比較的市民生活に関わる身分関係を中心に、法曹となるために必要な知識・能力の一部としての国際私法の解釈運用能力、そして事案解決能力を身につけることを目指します。

### 【授業の方法等】

授業方法は、原則として Google Meet を利用した同時双方向型メディア授業とします（授業は収録して動画とし、リンクを Moodle にアップして欠席者等に視聴可能とします）。加えて、各講義回ごとに課題を提示し、講義（または動画視聴）終了後 72 時間以内に指定した方法でレポートを作成して、提出するという方法を採用します。この、レポート課題は、基礎的な内容を理解できているかを確認するための選択問題、及び論述能力の涵養のため、論理の順序、規範の生成、事実の摘示などが具体的に学べるような問題を内容としています。

なお、各受講生のレポートの採点結果は、「講義講評」として、次の講義回の講義資料に添付します。

ところで、国際私法は基本的な知識を組み合わせて解決に至るという科目の特性があります。したがって、成果を得るために、日々の基礎練習の積み重ねが最も効果的です。こうしたことから、毎回の講義課題はそれほど加重なものではありませんので安心してください。

### 【教材等】※購入時期に最新版が出版されていたときはそちらを用いる。

テキスト：特に指定しません。下記の参考書の内読みやすいものを選択してください。

参考書1：松岡博編『国際関係私法入門 第4版』（有斐閣・2019年）

参考書2：道垣内正人、中西康編『国際私法判例百選 第3版』（有斐閣・2021年）

### 【成績評価】

学期末試験（又はレポート）の成績（60%）と平常点（40%）をあわせて総合的に評価する。

ここにいう平常点とは、各講義回ごとに提示される課題に対するレポートの評価の総合点を主とし（9割）、個々の講義回における各受講生の応答状況を従（1割）として計算する。

### 【授業の内容】（授業の進行状況次第では若干の調整があり得る）

進捗状況などを考慮して一部変更することもあり得るので注意すること。

第1回 国際私法（身分関係）の概観；通則法 24 条以下について学びます。

事前学修：通則法 24 条～43 条を通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第1回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第2回 国際私法の基本原則（反致）：当事者の本国法によるべき場合に、例外的に準拠法が日本法となる反致について学びます。

事前学修：通則法 41 条をよく読んでおいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第2回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第3回 夫婦①（婚姻の実質的成立要件）：婚姻の成立要件の準拠法に関する定められている通則法  
24 条1項について学びます。

事前学修：民法731条～738条まで、及び通則法24条1項を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第3回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第4回 夫婦②（婚姻の実質的成立要件その2）：婚姻の成立要件の準拠法に関する、双方的婚姻障害と一方的婚姻障害について学びます。

事前学修：民法731条～738条まで及び通則法24条1項を再度通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第4回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第5回 夫婦③（婚姻の形式的成立要件）：婚姻の成立要件の準拠法について学びます。

事前学修：民法739条～741条まで、及び通則法24条2項～3項を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第5回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第6回 夫婦④（婚姻の身分的効力）：婚姻の身分的効力の準拠法について学びます。

事前学修：民法750条～754条まで、及び通則法25条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第6回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第7回 夫婦⑤（婚姻の財産的効力）：夫婦財産制の準拠法に関する定められている通則法26条について学びます。

事前学修：民法755条～762条まで、及び通則法26条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第7回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第8回 親子①（嫡出親子関係の成立）：嫡出親子関係の成立の準拠法について学びます。

事前学修：民法772条～778条まで、及び通則法28条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第8回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第9回 親子②（非嫡出親子関係の成立）：嫡出でない親子関係の成立の準拠法について学びます。

事前学修：民法779条～791条まで、及び通則法29条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第9回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第10回 親子③（養親子関係の成立）：養親子関係の準拠法について学びます。

事前学修：民法792条～817条の11まで、及び通則法31条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第10回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第11回 親子④（親子間の権利義務関係）：法律上の親子関係が成立している者の間の権利義務関係（特に親権）の準拠法について学びます。

事前学修：民法818条～837条まで、及び通則法32条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第11回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第12回 扶養義務の特則：夫婦、親子、その他の親族関係の扶養義務の準拠法について学びます。

事前学修：民法877条～881条まで、及び扶養義務の準拠法に関する法律2条～4条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第12回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第13回 相続 相続の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で相続に関する記述されている箇所を復習してください。

事後学修：Moodleに掲示される第13回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第14回 遺言 遺言の準拠法に関する定められている通則法37条、及び遺言の方式の準拠法に関する法律について学びます。

事前学修：民法の参考書で遺言に関する記述されている箇所を復習してください。

事後学修：Moodleに掲示される第14回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第15回 身分関係事件の国際裁判管轄：涉外的身分関係事件に関する訴訟についての国際裁判管轄について学びます。

事前学修：人事訴訟法2条～3条の5を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第15回講義課題〔期末レポート〕を作成して提出して下さい。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
環境法	2・3年次	選択必修科目1	後期	水曜・1時限	齋藤健一郎

#### 【科目のねらい】

環境法は環境問題に対して法的アプローチを行う法分野である。環境法は民法や行政法などを基礎にした学際的法分野として形成され、発展してきた。本科目では、主要な環境法令について概説し、その基本的事項を修得することを目的とする。また、環境問題をめぐる裁判事例の解説・検討を通じて、環境法の主要な論点と解釈を修得することを目的とする。さらに、以上を通じて、論述力の涵養を図る。

#### 【授業の方法等】

対面で行う。

事前に、教科書の該当箇所を読んでくること。授業では、環境法令の重要な点を解説する。

裁判事例の解説・検討に際しては、簡単な事例問題を事前に示すことがあるので、これに取り組んでくること。授業時に、全員で討論する。

レポート課題への取り組みや添削・講評・解説を通じて、論述力の涵養を図る。

#### 【教材等】

教科書として、以下を指定するので、必ず用意すること。

- ・北村喜宣『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）
- ・『十一訂 ベーシック環境六法』（第一法規、2024年）

その他、資料を配布する。

#### 【成績評価】

環境法に関する基本的知識を修得しているかどうか、及び、環境訴訟に対応するために必要な知識・思考が身についているかどうかを成績評価の基準にする。

平常点 20%（課題の準備を含む予習状況、授業時の発言や討論への参加状況）

レポート 20%（1回）

学期末試験 60%

#### 【備考】

環境法の未修者がいることも想定して、基本的内容を重視して講義を行う。

#### 【各回の内容】

##### 第1回 環境法の全体像

- ・主要な環境法令の概要、環境法の主要論点、公害と環境訴訟の歴史を解説する。

##### 第2回 環境法概論

- ・環境法の特徴、環境法令の基本構造、環境政策手法を解説する。
- ・教科書、第1章、第3章

##### 第3回 環境基本法

- ・環境基本法を解説する。環境法の基本理念・原則を解説する。
- ・教科書、第2章、第6章

##### 第4回 水質汚濁防止法

- ・水質汚濁防止法を解説する。
- ・教科書、第9章

##### 第5回 大気汚染防止法

- ・大気汚染防止法を解説する。
- ・教科書、第10章

##### 第6回 土壤汚染対策法

- ・土壤汚染対策法を解説する。

- ・教科書、第 11 章
- 第 7 回 循環基本法、廃棄物処理法（1）
  - ・循環基本法、廃棄物処理法を解説する。廃棄物の概念、一般廃棄物の処理まで。
  - ・教科書、第 7 章、第 12 章
- 第 8 回 循環基本法、廃棄物処理法（1）
  - ・廃棄物処理法のつづきを解説する。産業廃棄物の処理を解説する。
  - ・教科書、第 12 章
- 第 9 回 容器包装リサイクル法
  - ・容器包装リサイクル法を解説する。
  - ・教科書、第 13 章
- 第 10 回 自然公園法
  - ・自然公園法を解説する。そのほかの自然保護に関する法令も取り上げる。
  - ・教科書、第 14 章
- 第 11 回 地球温暖化対策法
  - ・地球温暖化対策法を解説する。
  - ・教科書、第 15 章
- 第 12 回 環境影響評価法
  - ・環境影響評価法を解説する。
  - ・教科書、第 8 章
- 第 13 回 環境訴訟・環境紛争処理（1）
  - ・環境訴訟・環境紛争処理の全体像、および行政訴訟関連を解説する。
  - ・公害紛争処理制度、公害健康被害補償制度を解説する。
  - ・教科書、第 5 章
- 第 14 回 環境訴訟・環境紛争処理（2）
  - ・民事訴訟（損害賠償）を解説する。
  - ・関連する重要判例を検討する。
  - ・参考資料、大塚直『環境法 BASIC 第 4 版』第 11 章、越智敏裕『環境訴訟法〔第 2 版〕』82～109 頁（環境民事訴訟概説）（＊15 回も同様）
- 第 15 回 環境訴訟・環境紛争処理（3）
  - ・民事訴訟（差止め）を解説する。
  - ・関連する重要判例を検討する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
租税法	2・3年次	選択必修科目1	後期	火曜・1時限	佐藤香織

### 【科目のねらい】

所得税（個人の所得に対する租税）と法人税（法人の所得に対する租税）の基本を理解することを目的とする。個人の生活や法人の活動においては、民法や会社法の法律が関係する他に、所得税法や法人税法に基づく「税金」も関係する場合があることを、裁判例などを通じて学ぶ。

例年、本授業では租税法を初めて受講する者が多いことから、第1回の授業はイントロダクションと、租税に関する裁判（税務訴訟）が提起されるまでの流れなどを説明する。第2回以降の授業では、重要な裁判例を取り上げながら、租税法の基本的な考え方と、所得税法及び法人税法の理解を深めていき、小テスト及び学期末試験で論述能力の滋養も図る。

### 【授業の方法等】

同時双方向型のメディア授業で、Google Meet を使用し、時間割どおりの曜日・時限に実施する。なお、2回程度の対面授業を行うことを想定しており、対面授業の日程はできるだけ早く周知する。次回授業の範囲は、毎回の授業終了後に Moodle 上で周知する。

授業は主として講義形式であり、質問をするなど履修者の発言も求める。数回の小テスト（記述式）を行い、学期末試験の期間に学期末試験（記述式）を行う。

### 【教材等】

※下記①②は後期の授業開始時の最新版を使用する。第1回授業で教材の説明を行うので、第1回授業には教材の用意は必要ない。

①佐藤英明『スタンダード所得税法 <第4版>』（弘文堂）、渡辺徹也『スタンダード法人税法 <第3版>』（弘文堂）

②金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘『ケースブック租税法 <第6版>』（弘文堂）

### 【成績評価】

学期末試験 60 %、平常点 40 %（小テスト 20 %、授業での発言 20 %）とする。

### 【各回の内容】

#### 第1回 イントロダクション

授業内容及び教材についてのガイダンス、不服申立て及び税務訴訟の概要。

#### 第2回 税額の確定

税額の確定の手続き、修正の手続き、等。

#### 第3回 租税法の基本原則（1）

租税法の基本原則である租税法律主義・租税公平主義、等。

#### 第4回 租税法の基本原則（2）

信義則の適用の有無、等。

#### 第5回 租税法の解釈と適用

借用概念、租税回避、等。

#### 第6回 所得税（1）

所得の意義（包括的所得概念、等）、等

#### 第7回 所得税（2）

10種類の所得のうち数種の所得、等。

#### 第8回 所得税（3）

前回に続き、数種の所得。

#### 第9回 所得税（4）

前回に続き、数種の所得。

#### 第10回 所得税（5）

前回に続き、数種の所得。

#### 第11回 所得税（6）

所得の年度帰属、収入金額と必要経費、等。

**第12回 法人税（1）**

法人所得の意義、企業会計との関係、等。

**第13回 法人税（2）**

法人所得の計算における益金と損金の意義、等。

**第14回 法人税（3）**

益金・損金の意義、損金の額の計算（寄附金、等）、等。

**第15回 法人税（4）**

損金の額の計算（交際費、等）。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
独占禁止法	2・3年次	選択必修科目1	前期	金曜・2時限	永口 学

### 【科目のねらい】

経済法の憲法たる独占禁止法について、違反成立要件に関する基礎的知識を解説すると共に、個別具体的な事例（実際の違反事例・仮設事例等）を用いて、適用条項の選択、違反成立要件該当性を基礎付ける事実の捉え方、関連する諸論点の検討手法等の実践的能力を修得することを目指す。

### 【授業の方法・内容・計画等】

本授業では、基本的な知識の導入部分では講義形式が多くなると思われるものの、随所で対話形式による事例演習を取り入れる予定であり、生徒の主体的な参加を希望する。また、本授業の理解度を確かめ、論述力の涵養を図るため、レポート作成や答案作成を適宜求める予定である。

本授業は、メディア授業科目（Teams又はG Suite（Google Meet）を使っての同時双方型）が大半となり、月1回程度、対面授業を実施することを想定している。対面形式の授業を実施する際は可能な限り早めに日程をお伝えする。あらかじめご承知おきいただきたい。

### 【教材等】

授業用に作成するレジュメを用いて授業を行うため、特定の教科書は指定しない。もっとも、授業の予習用・復習用として、授業と並行して菅久修一編著『独占禁止法〔第5版〕』（商事法務、2024年）や幕田英雄著『公取委実務から考える独占禁止法〔第2版〕』（商事法務、2022年）を読み進めることをお勧めする。また、事前に独占禁止法についての基礎的な考え方を学ぶため、菅久修一著『独禁法の授業をはじめます』（商事法務、2021年）や菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法〔第3版〕』（商事法務、2021年）などを読んでおくことも効果的である。

### 【成績評価】

平常点（随時作成を求めるレポートや授業中の発言内容を基礎に算定する。）につき概ね合計40%、期末試験につき概ね60%の配分とし、その合計により総合評価する。

### 【備考】

普段から新聞報道等における経済法事案に关心を持ち、独占禁止法に当てはめるとどのような解決となるのかについてシミュレーションしておくことが有用である。公正取引委員会のウェブページ（<https://www.jftc.go.jp/>）にも随時目を通すことをお勧めする。

### 【各回の内容】 \*シラバス作成後の実務の動きを踏まえ、各回の講義内容の順番及び内容を変更する可能性がある。

#### 第1回 独占禁止法違反成立要件の概略

基本的な行為類型ごとに行行為要件／弊害要件（市場画定+反競争性+正当化理由）の内容等を復習する。併せて、独占禁止法違反のエンフォースメント（課徴金納付命令・民事差止請求等）や令和元年独占禁止法改正の内容について簡単に説明する。

#### 第2回 水平制限①（特にハードコア型）

価格カルテル・入札談合等の具体的な事例を対象として、適用条項（法2条6項・不当な取引制限）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

#### 第3回 水平制限②（特にハードコア型）

入札談合・共同ボイコット等の具体的な事例を対象として、適用条項（法2条6項・不当な取引制限／法2条9項1号等）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

#### 第4回 水平制限③（特に非ハードコア型）

競争者間の業務提携（共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等）に係る具体的な事例を対象として、適用条項（法2条6項・不当な取引制限／法10条ほか・企業結合等）の選択やそれらの違反成立要件該当性判断に係る事実の捉え方を検討する。ここでは、市場の画定方法、水平制限の反競争性・正当化理由の検討方法、問題解消措置の検討等に係る総合的・実践的能力が要求される。

#### 第5回 水平制限④（特に非ハードコア型）

前回に引き続き、競争者間の業務提携（共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等）に係る具体的事例を対象とする検討を行う。

#### 第6回 垂直制限①（競争停止型）

再販売価格拘束等の具体的事例を対象として、適用条項（法2条9項4号）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

#### 第7回 垂直制限②（競争停止型）

販売方法の制限等の具体的事例を対象として、適用条項（一般指定12項等）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、ブランド内競争・ブランド間競争等を始めとする競争停止型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

#### 第8回 垂直制限③（他者排除型）

排他取引・抱き合わせ販売等の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、市場の画定、市場閉鎖を始めとする他者排除型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

#### 第9回 垂直制限④（他者排除型）

前回に引き続き排他取引を取り上げるが、やや複雑な排他取引の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

#### 第10回 垂直制限⑤（搾取濫用型）

優越的地位の濫用を取り上げる。近時、重要な審決・裁判例等が多く出されている分野であり、また、種々の場面での活用が検討されている。そのような最新のトピックを取り上げ、議論する。

#### 第11回 事業者団体

事業者団体の諸活動について、適用条項（法8条各号）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

#### 第12回 独占禁止法の適用除外

一定の場合に独占禁止法の適用が除外される規定（協同組合に関する規定、知的財産権に関する規定）の内容を確認し、議論する。

#### 第13回 企業結合①

企業結合（合併、株式保有、企業分割等を通じた結合） - 特に水平結合 - について、適用条項（法10条／15条等）の違反成立要件（特に弊害要件該当性）の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

#### 第14回 企業結合②

企業結合（合併、株式保有、企業分割等を通じた結合） - 特に垂直結合 - について、適用条項（法10条／15条等）の違反成立要件（特に弊害要件該当性）の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

#### 第15回 総まとめ

違反行為主体及び違反行為類型が様々に構成し得るような複雑な事案を基に、事案分析の方法の総まとめを行う。併せて、最新の独占禁止法を中心とする経済法の実務の動きに触れ、今後の展望等にも言及したい。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
土地・住宅法	3 年次	選択必修科目	後期	金曜・3 時限	舟橋 哲

#### 【科目のねらい】

市民生活と切り離すことのできない、土地及び住宅に関する権利関係を規律する法律（借地・借家法、区分所有法、不動産登記法、都市計画法、建築基準法等）をとりあげて、その基本的な考え方を理解し、個別の制度や事項について学修する。また、学修事項を踏まえて、判例・設例を用い、法を適用して紛争を解決する具体的方法を修得する。私法だけではなく関連する行政法（宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法、農地法、マンション管理適正化法、マンション建替え円滑化法等）および実務関連文書（不動産登記簿、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書、マンション標準管理規約等）等も取り上げ、不動産をめぐる法律の総合的理解を図る。さらに、所有者不明土地問題、空き家問題、マンション問題等の、不動産をめぐる法制度や法律紛争の背景等についても考えていくこととする。

#### 【授業の方法等】

基本的には民事法の応用演習の要素を持たせつつ、関連行政法規（都市計画法、建築基準法等）や標準的な契約書等にも配慮し、「展開・先端科目」として双方向・多方向方式で授業を進める。取り上げる判例・事例の多くは民事紛争であるが、努めて行政法規も視野に入れて検討する。なお、本授業は対面形式での実施を予定しているが、休講が生じた場合の補講については Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型での実施に切り替えることがある。

#### 【教材等】

次の教科書（2冊）については、授業の前に読んでおくこととし、授業はこれを前提に、判例等を教材としつつ具体的な不動産をめぐる紛争解決のための応用力を養うこととする。

#### 【教科書】

- ・秋山靖浩『不動産法入門』（日本評論社）
- ・山野目章夫『不動産登記法入門 第3版』（日経文庫）
- ・鎌野邦樹『マンション法案内 第2版』（勁草書房）

#### 【参考書】

- ・鎌野・花房・山野目『マンション法判例解説』勁草書房

#### 【成績評価】

平常点 40%（質疑応答の内容・確認用課題等）, および学期末試験 60% の結果を総合的に評価する。

#### 【各回の内容】

第1回 土地・住宅法の概観（1） 土地・住宅の概念整理

土地・住宅法の体系を理解したうえで、具体的な事例を掲げて関連する法律関係を検討する。

第2回 借地借家紛争と法（1）

また、借地借家法を読み込み、特に借地権についての理解を深める。

第3回 借地借家紛争と法（2）

建物の賃借権について、賃借権の譲渡・転貸、敷金等をめぐる判例を検討する。また、罹災都市借地借家臨時措置法等特別法にも言及する。

第4回 借地借家紛争と法（3）

建物の賃借権についての理解を深める。定期借家、賃料改定、サブリース等をめぐる判例を検討する。また、不動産税制（固定資産税等）に関しても触れる。

第5回 不動産売買の法と実務（1）

標準的な不動産売買契約書を読みながら、土地・住宅に関する法と実務との関連を理解する（2020年施行の民法改正にも触れる）。また、宅地建物取引業法との関係にも留意しながら、不動産取引に関する判例等を検討する。

#### 第6回 不動産売買の法と実務（2）

住宅瑕疵に関して、民法上の契約不適合責任、住宅の瑕疵に関する法律（住宅品質確保促進法、瑕疵担保責任履行確保法等）を理解する。

#### 第7回 不動産売買の法と実務（3）

不動産仲介契約を巡る法律関係について学ぶ。

#### 第8回 不動産登記制度

不動産登記法を読み込み、不動産登記制度の全体・要点を理解し、また、実際の不動産登記簿を参照しながら具体的な理解を図る。さらに、境界をめぐる紛争及び筆界確定制度についても学ぶ。

#### 第9回 土地・住宅をめぐる私法と公法の交錯

土地所有権の意義と、都市計画法、建築基準法等による不動産所有権の制限の状況について理解する。

#### 第10回 都市空間の利用と法

都市部における空間利用の様々な法的手法（高層建築、立体建築、地下街等の前提となる法律関係）について学ぶ。

#### 第11回 隣地紛争と法

相隣関係における私法上の所有権制限、公法上の所有権制限およびその交錯の状況について理解する。併せて相隣関係、共有関係に関する民法の改正にも触れる。

#### 第12回 所有者不明土地問題と民法・不動産登記法

所有者不明土地問題について理解するとともに、その解消に向けた法改正の動向等について理解する。

#### 第13回 マンション紛争と法（1）

建物区分所有法を読み、マンションの法律関係の全体像を把握する。

#### 第14回 マンション紛争と法（2）

マンションの共用部分等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また、マンション管理の実態やマンション管理適正化法についても理解する。

#### 第15回 マンション紛争と法（4）

マンションの復旧・建替え・団地等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また、区分所有建物再建特別措置法（被災マンション法）やマンション建替え円滑化法についても理解する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
民事執行法	3 年次	選択必修科目	後期	月曜・1 時限	松下祐記

### 【科目のねらい】

民事執行に関する制度の概要を説明し、基本的な論点を解説することで、民事実体法上の権利及び法律関係の最終的な実現方法を明らかにする。また、権利・法律関係の保全ないし暫定的実現の制度たる民事保全についても概説する。

### 【授業の方法等】

受講者が下記の教材等により十全な予習を行ってくることを前提に、レジュメに沿って講義を行う。詳細な予習内容等については、ガイダンスまたは「千葉大学 Moodle」を通じて伝える。

### 【教材等】

- ・講義レジュメ、予習用レジュメ及び関連資料を Moodle 上で配布する。
- ・教科書は、特に指定しない。講義レジュメは、上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦『民事執行・保全法[第 7 版]』(有斐閣アルマ、2024 年)をベースとしている。また、中西正=中島弘雅=八田卓也=青木哲『民事執行・民事保全法[第 2 版]』(有斐閣 Legal Quest、2021 年)を使用してもよい。
- ・判例集として、上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選[第 3 版]』(有斐閣、2020 年)を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。
- ・入門書として、中野貞一郎著・青木哲補訂『民事執行・保全入門[補訂第 2 版]』(有斐閣、2022 年)、体系書として中野貞一郎=下村正明『民事執行法[改訂版]』(青林書院、2021 年)がある。適宜参照すること。

### 【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行う。

### 【各回の内容】

#### 第1回 民事執行の概念、執行手続の種類・態様、執行手続の主体

民事執行の概念、執行手続の種類・態様、民事執行手続の理念と基本構造に関する総説的説明を行う。更に、執行手続の主体たる、執行当事者、執行機関について説明する。

#### 第2回 強制執行総論① 強制執行の要件

まず、執行機関の処分に対する不服申立て(執行抗告、執行異議)の説明をする。

次に、強制執行手続の開始と進行に関し、強制執行の要件(特に債務名義)を概説する。

#### 第3回 強制執行総論② 強制執行の要件

強制執行の中核的な要件である債務名義の説明をする。

#### 第4回 強制執行総論③ 強制執行の要件

債務名義と並んで強制執行の重要な要件たる、執行文の説明をする。執行文付与に関する救済にも言及する。

#### 第5回 強制執行総論③ 執行の対象、執行関係訴訟

執行の対象すなわち責任財産について説明し、債務者の財産状況を調査するための制度についても言及する。更に執行関係訴訟のうち、請求異議の訴えについての説明をする。

#### 第6回 強制執行総論④ 執行関係訴訟、執行手続の進行

執行関係訴訟のうち、第三者異議の訴えについて説明する。更に、執行手続の進行(手続開始・停止・取消し・終了)についての説明に移る。

#### 第7回 強制執行各論① 金銭執行・不動産に対する強制執行①

今回から強制執行の各論として、まず金銭債権を回収するための強制執行手続を説明する。最初に取り上げるのは、金銭執行の第 1 の形態、すなわち債務者の不動産を執行対象とする強制執行(不動産執行)手続である。不動産執行には強制競売・強制管理の 2 種類があるが、主たる手續である強制競売の説明を中心に行う。1 回目として、強制競売手續の開始としての差押え、更には対象不動産の売却の準備を取り扱う。

#### 第8回 強制執行各論② 金銭執行・不動産に対する強制執行②

前回に引き続き、不動産強制競売手続の説明を行う。売却の準備の説明の後、売却の条件、売却の手続・効果を説明する。

#### 第9回 強制執行各論③ 金銭執行・不動産に対する強制執行③

不動産強制競売手続の最終段階たる、債権者の満足(配当)について説明する。それから、不動産執行の第2の方法である、強制管理について概説する。最後に、不動産に準じた手続が行われる、船舶等に対する強制執行について触れる。

#### 第10回 強制執行各論④ 金銭執行・動産に対する強制執行、債権に対する強制執行

金銭執行の第2の形態として、債務者の動産を対象とする強制執行について概説する。その後、第3の形態として、債務者の債権その他の財産権、特に債務者が第三債務者に対して有する金銭債権を対象として行う強制執行の説明に入る。まずは差押命令について説明する。

#### 第11回 強制執行各論⑤ 金銭執行 債権に対する強制執行

前回に引き続き、金銭債権に対する強制執行について説明する。差押命令や配当要求につき説明し、更に換価方法としての取立て、転付命令、取立て訴訟を取り扱う。

#### 第12回 強制執行各論⑥ 非金銭執行

物の引渡し・明渡請求権など、非金銭債権の実現のための強制執行手続の説明を行う。作為・不作為の請求権の強制執行については、代替執行・間接強制という執行方法が用いられるこことを詳説する。意思表示義務の強制執行についても言及する。

#### 第13回 担保執行

ここまで取り扱った金銭執行手続は、いずれも債権者の無担保の金銭債権を執行債権とするものであった。今回は、債権者の担保付きの金銭債権を執行債権とする、担保権実行手続を探り上げる。まず、抵当権など不動産を対象とする担保権の実行手続である、担保不動産競売および担保不動産収益執行を説明する。次に、動産担保権の実行としての動産競売を取り扱う。更に、債権を対象とする担保権の実行手続を説明する。物上代位権の実行もここで取り扱う。

#### 第14回 民事保全手続①

今回から、民事保全手続の説明に入る。仮差押え・仮処分に関する手続である。まずは仮差押えや仮処分の命令を発する手続を取り扱う。

#### 第15回 民事保全手続②

仮差押え・仮処分の命令に対する不服申立手段について説明する。次いで、仮差押え・仮処分の命令を執行するための手続と、その効力について概説する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法医学	3 年次	選択必修科目	前期	木曜・5 時限	岩瀬博太郎

**【科目のねらい】**

法医学の目的及び法医学で実施される業務について理解する。

**【授業の方法等】**

対面授業で実施する予定である

**【教材等】**

開講時に指示する。

**【成績評価】**

各授業での平常点（発言状況・コメントシート記載内容・受講態度）40%，学期末テスト60%

**【各回の内容】**

順番が変更になる場合があります。

**第1回**

法医学の本来の目的、法医学で行われている各種業務に、特に死因究明について、概要を理解する。

**第2回**

日本及び諸外国の死因究明制度の歴史について理解する。

**第3回**

死後に実施されるCTなどの画像診断について、その利点・欠点、使用上の注意点を理解する。

**第4回**

薬毒物の検出方法について、その概要を理解する。

**第5回**

歯牙や白骨体における個人識別について、その方法を理解する。

**第6回**

DNA検査の方法について理解する。

**第7回**

児童虐待を含む子供の死因究明や生体診察に関わる法医学を理解する。

**第8回**

医療事故・過誤発生後の死因究明で生じている諸問題を理解する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
少年法	3年次	選択必修科目	後期	月曜・4時限	後藤弘子

### 【科目のねらい】

少年法を学ぶに当たっての最大の障害はその「不透明さ」にある。少年審判が非公開で行われ、さらには、家庭裁判所が収集する少年の要保護性に関する情報が外部に明らかにされたりすることが少ないとなどから、少年審判の実際を外からの的確に理解することにはかなりの困難が伴う。加えて、裁判官の裁量権の広さや条文の少なさがそれに拍車をかける。

しかし、それは同時に少年法を学ぶ魅力でもある。少年法は正に「生きている法」であり、実務が法を形成していく。少年事件に関与することは、少年に対する支援を行うにとどまらず、少年法の形成に関与していくことを意味する。

刑事特別法である少年法は、少年であることを理由として、非行少年に対して特別な取扱いを規定している。その特別な取扱いは、捜査・裁判のみならず、処遇にも及んでいる。そのため、少年法は、「なぜ少年を成人とは異なる取扱いを行うのか」という問を常に突きつけられるのである。この絶えざる自問こそが、少年法を学ぶということなのである。

さらに、少年法の学習は、刑事司法の特徴を再確認するのに役立つだけではなく、犯罪検挙人員の2割を占めている少年非行への対応を検討することで、刑事政策のあるべき姿を模索することにもつながる。このように、少年法を通じて刑事法の役割を総合的に検討することも、本授業の目的の一つである。

### 【授業の方法等】

授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、少年司法の前提となっている理念や少年非行の現状についての理解を深める。少年法における子ども観や少年法の理念、非行少年の現状、最近やっと注目してきた少年法と被害者について理解する。その上で、少年司法手続の流れに沿って、少年法を学んでいく。まず、大まかな手續の流れを刑事司法との対比の中で理解し、その後、具体的な判例を取り上げながら、少年法とその実務を理解していく。

本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、少年法の理解には実務との交流も欠かせない。事情が許せば少年院参觀を行うこともありうる。また、ゲストスピーカーを呼ぶことで、少年法の理解を深めることも予定している。なお、ゲストスピーカーを呼んだ場合、授業内容が変更されることがある。

### 【教材等】

教科書として、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法第3版補訂版』（成文堂・2023）を使用する。なお、その他の教科書として、川出敏裕『少年法第2版』（有斐閣、2022）、廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021）、武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015）、教科書に準ずるものとして田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第5版）』（有斐閣・2024年）、川出敏裕『少年法判例百選（第2版）』（有斐閣・2024）を挙げておく。

### 【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%）中間レポート（10%），学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授業の最後に出された課題について、次の授業の前日までに提出する形で行う。

### 【備考】

少年法を学ぶためには、「いまどきの子ども」の理解が欠かせない。子どもをめぐる様々な社会の言説に興味をもってもらいたい。たとえば、阿部彩『子どもの貧困』『子どもの貧困II』（岩波新書）、仁藤夢乃『難民高校生』（英治出版）、鈴木大介『家のない少年たち』（太田出版）など。また、少年法が置かれている状況を理解するために、少年事件被害者の手記（例えば、土師守『淳』（新潮社））や少年被害者たちを取材した本（例えば、黒沼克史『少年にわが子を殺された親たち』（草思社）、川名壮志『謝るなら、いつでもおいで』（集英社）など）を必ず読んでほしい。

### 【各回の内容】

#### 第1回 少年法入門

少年法は子どもであることを理由として特別扱いをしている。そのため少年法について考えるに当たっては、少年法が「子ども」をどのような存在として措定しているのかが重要になってくる。子どもについての基本法である子どもの権利条約をも参考としながら、少年法における子ども観を

検証する。さらには、現在の子どもが置かれている状況について、子どもと貧困を中心や成人年齢の引下げの議論に関連付けながら検討する。

## 第2回 非行少年とは誰か

少年法の対象となる非行少年とはどのような少年なのかを、官庁統計によって見ていくだけではなく、最高裁や法務省の調査などから具体的な非行少年像を明らかにする。また、被害者としての非行少年についても検討することで、より多角的に非行少年をとらえていく。さらには、不良行為少年との違い、年齢による違い、新たに導入される予定の特定少年についても検討する。

## 第3回 少年司法手続の流れ（1）

少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続の各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続の流れを実際の少年事件に沿って追いかながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。特に、付添人弁護士の役割について検討する。

## 第4回 少年司法手続の流れ（2）

少年司法手続について、実際のケースを前提に、それぞれが作成した「流れ図」を前提として、少年司法手続の流れについて確認する。その場合、犯罪少年と触法少年との違い、罪名による手続の違いについても検討する。

## 第5回 少年法改正（1）

少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年、2007年、2008年、2014年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。

## 第6回 少年法改正（2）

2021年に成立した現行少年法は、特定少年というカテゴリーを創設したことによって、18・19歳の少年に対する子どもとしての特別扱いを減らすものとなった。第5次少年法改正によって、行われた改正について確認する。

## 第7回 少年法における被害者の地位

刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2000年にやっと発見された被害者を少年司法の中にどのように位置付けるのかが現在の少年法の最大の課題である。2008年から実施されている被害者傍聴制度についても触れながら、少年法における被害者への配慮を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。

## 第8回 犯罪少年の捜査と身柄

少年法において中心としているのは犯罪少年に対する対応である。したがって、犯罪少年の発見は主に警察によって行われる。犯罪少年に対する捜査については、基本的には刑事訴訟法が適用されるが、少年に対する特別な取扱い指針としては、犯罪捜査規範のほか、2003年の少年警察活動規則が存在する。警察における少年非行の予防活動と犯罪捜査活動について学ぶ。さらには、少年の身柄についても検討する。

## 第9回 調査と家庭裁判所調査官の役割

少年事件において重要な役割を果たすのが家庭裁判所調査官である。少年の抱えている問題を多角的に調査し、検討する調査官は少年事件におけるキーパーソンである。さらには少年鑑別所の技官も、調査官と同様に重要な役割を果たす。家庭裁判所調査官による要保護性についての調査の実際を学ぶことにより、少年法の指導理念を確認する。

## 第10回 少年審判と非行事実の認定

全件送致主義の下、すべての少年事件は家庭裁判所に送られる。しかし、すべての少年事件に対して審判が開かれるわけではない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請がどのように考慮されているのか、具体的な判例を検討することにより確認する。審判が開かれる基準、審判対象、審判における証拠法則、審判における少年の権利、審判における事実認定、検察官関与などについて触れ、審判について総合的に検討する。

## 第11回 終局処分

家庭裁判所は少年に対して保護処分を言い渡す。家庭裁判所が少年に対してのみ言い渡すことができる保護処分について、その実際も含めてそれぞれの保護処分の内容について理解する。保護処分と検察官送致以外にどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かについて検討する。さらに、少年の再審請求や少年補償法

についても触れる。

#### **第12回 保護処分としての少年院送致**

少年院送致は、保護処分としてのみ可能である。このことは、少年院が少年法の理念を実現する場所であることを意味する。2009年広島少年院事件以降、少年院における教育、少年の人権について、議論されるようになってきた。2015年6月1日から施行された少年院法・少年鑑別所法に触れながら、少年院のあるべき処遇について検討する。

#### **第13回 檢察官送致（逆送）決定とその問題点**

家庭裁判所は、終局決定の1つとして、検察官送致決定を行うことができる。2000年の改正少年法においては、検察官送致年齢の引き下げとは原則逆送制度が導入された。原則逆送制度導入がもたらした波紋と実務の変化について確認するとともに、少年司法における逆送制度について検討する。

#### **第14回 少年の刑事件・死刑**

2000年の少年法改正において、検察官送致に関する改正が行われたことで、刑事手続に送られる少年の数が増大した。これまで数の少なさからあまり問題とされてこなかった逆送後の刑事手続において、少年であることの配慮がどのような形で行われるべきなのか、現在の対応も含めて検討する。さらには、裁判員制度や被害者参加人制度との関係、少年の死刑判決についても触れる。

#### **第15回 少年事件報道**

少年の事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、最近問題となった前歴報道、死刑確定後の報道の在り方、特定少年に関する改正についても触れる。

科目名	年次	区分	期	曜日・時限	担当教員
ジェンダーと法	3年次	選択必修科目	前期	月曜・4時限	後藤弘子

### 【科目のねらい】

法は、ニュートラルな言葉でものごとを語る。そのため、人（自然人）という言葉は、一見女性もLGBTQも除外していないようにみえる。しかし、近代法の形成の歴史を紐解けば、フランス人権宣言における人には実は女性もセクシャル・マイノリティも含まれていなかったという事実に突き当たる。そこまで遡らなくとも、日本の民法典や刑法典は、女性に参政権がなかった時代の産物であるだけではなく、21世紀になっても、家父長制や異性愛を前提とした家族観を前提とした法制度が維持され続けている。

このことは、近代法が前提としている「人」や「合理的人間」が、実は人・人間=男性でヘテロセクシャルであったことを示している。そして、このような法そのものが持つ性格は、その解釈や運用にも反映し、法は女性やセクシャル・マイノリティを周縁的な存在として扱い続けている。このような法のあり方に異議申立てを行ったのが、1960年代以降の第2派フェミニズムであり、そこで発見され、再定義されたジェンダーという概念であった。フェミニズムやジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「フェミニズム法学」（法女性学）や「ジェンダー法学」という分野が形成されるに至った。

法は差別を是正し正義を実現するためのものであるが、法が女性にとって差別を是正する役割を果たしておらず、女性にとっての正義が実現されていないという問題を解決するためにジェンダー法学は存在する。そのため、本授業では、中立・公正であるべき法のジェンダーに関する偏り（バイアス）を問題とし、法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的としている。

### 【授業の方法等】

授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深める。フェミニズムにおけるジェンダーの再発見から最近までの歴史を概観し、その上で、ジェンダー法学の形成と現状について理解する。次に、各論として、実際法がジェンダーに関してどのような態度で望んでいるのかを、各分野別に判例を取り上げながら検討を加えていく。取り上げる分野は、婚姻、離婚、性愛、生殖、雇用、暴力、犯罪といった分野である。

授業は、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、ゲスト・スピーカーによる授業が行われることもある。その場合シラバスの内容や順番が変更されることがある。

### 【教材等】

教科書は特に使用しない。参考書として、内閣府男女共同参画局『令和6年版男女共同参画白書』、犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編著『レクチャージェンダー法第2版』（法律文化社、2021年）、三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵編著『ジェンダー法学入門第3版』（法律文化社、2019年）など。

### 【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%）、セクシャル・ハラスメントに関する中間レポート（10%）、学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授業の最後に出された課題について、次の授業の前日までに提出する形で行う。

### 【備考】

ジェンダーを理解するには、フェミニズムに対する理解も必要である。開講時までにフェミニズムに関する本を何冊か読んでおくこと。ベル・フックス『フェミニズムはみんなのもの』（エトセトラブックス、2020年）が手頃である。もちろん古典的な文献も重要で、シモーヌ・ド・ボーヴォワール『決定版 第2の性』（新潮文庫・2001年）をまだ読んでいない人は一読を勧める。なお、ジェンダー・バイアスに対する感覚をつかむには、若桑みどり『お姫様とジェンダー』（ちくま新書・2003年）が最適である。

## 【各回の内容】

### 第1回 ジェンダー法学入門

近代法は女性を排除する形で成立した。近代法が前提としている人間像を再検討することで、法の「普遍性」、「中立性」の意味を明らかにする。さらには、近代が前提としている公私二分論についても検討を行い、フェミニズム法学やジェンダー法学を学ぶ意味について確認する。また、女性に対する差別を論じる上で不可欠となるデータについてみていくことで、日本のジェンダーギャップ指数や女性の貧困問題についても検討する。

### 第2回 女性の権利と女子差別撤廃条約

女性の権利の保障について考える場合、女性の権利の歴史的な側面の検討が欠かせない。女性が法的権利を獲得してきた歴史を振り返ることにより、女性に対する差別や権利の意味を確認する。さらには、1979年に採択された女子差別撤廃条約の意義と同委員会による日本に対する最新の最終見解（2016）についても検討する。

### 第3回 男女共同参画社会基本法とその後の動き

1999年に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の制定の経緯、意義や内容を明らかにすることで、我が国における男女平等のあり方について考える。また、2015年に改定された第4次男女共同参画基本計画についても触れる。さらには、2015年に成立した「女性活躍推進法」や2018年に成立した「候補者男女均等法」におけるポジティブ・アクションについても検討する。

### 第4回 LGBTQと法

法は、ジェンダーには男性と女性しか存在しないこと、性的パートナーは、異性であることを前提として制度を構築している。しかし、実際には、男性でも女性でもないセクス、ジェンダー、セクシャル・オリエンテーションを有する人たちが多数存在する。法において、周縁化させられている性同一性障害者、ホモセクシャル、インター・セクスといったセクシャル・マイノリティと法について考える。特に同性婚やパートナーシップ条例について考える。

### 第5回 ドメスティック・バイオレンス/ストーカー

暴力は他者に対する権力支配の道具として最も有効なものである。特に、この暴力が私的な領域、特に性愛関係間で行われた場合には、それが犯罪として認識されないことによる暴力の正当化や、公的な領域の男性支配をさらに強化することにもつながる。また、3度にわたって行われた配偶者暴力防止法改正についても触ることで、暴力がジェンダーに関する権力構造を強化する女性に対する差別であることを明らかにする。最新のDV法改正に動きにも触れる。

### 第6回 婚姻という制度

婚姻制度をめぐっては、ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が一定の価値観を前提としており、社会の意識にもバイアスが存在するため、規定自体はジェンダー・ニュートラルでも、実際には夫婦の平等が実現しているとは言い難い。ジェンダーの視点から問題となる再婚禁止期間、夫婦別姓、離婚等について具体的検討することで、婚姻制度が前提としている家父長制の存在を明らかにする。特に2015年の最高裁判決等にみる「家族のかたち」について考える。

### 第7回 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性と男性の最大の違いは、女性が「産む性」であるところにある。少子化の日本において、「産む性」は時には人口問題として議論されることがある。女性の権利の一つとして、「産む・産まない」を決める権利や自分の体に対する権利をどのように認めるのかについて、主に人工妊娠中絶に関連して検討する。また、まだ残る墮胎罪についての最新の安全な中絶技術との関係で考える。さらに、生殖補助医療によって生じる様々な法的問題、特に母子関係、父子関係について検討する。

### 第8回 雇用における性差別

雇用の現場においては、未だに女性差別が大きな問題として存在している。この差別は、労働者像を固定することによって生じている。固定化された労働者像とそれによって生じる差別の態様と法との関係について検討する。特に、労働形態の多様化が女性にどのような不利益を与えていているのかについて考える。また、3回の雇用機会均等法や多くの雇用差別に関する裁判例を検討するだけではなく、最近のハラスメントに関する改正についても検討する。

### 第9回 セクシャル・ハラスメント

職場における暴力として、セクシャル・ハラスメントが問題とされるようになって、20年以上経過し、雇用機会均等法において、セクハラの防止義務が法律で規定されてからも15年以上が経過した。しかし、未だに職場におけるセクハラは後を絶たない。また、最近では、新たなセクシャル・ハラスメントの場としての大学が注目されている。授業では、各人が重要だと考えた裁判例を検討することで、これまでの判例法の集積を振り返った上で、法的・社会的論点を検討する。

## **第10回 性暴力とジェンダー（1）不同意性交等罪**

暴力の中でも性暴力は最も深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく、PTSDなどの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには、男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。また、2017年の刑法の性犯罪規定やようやく不同意という言葉が入れられた今回の改正についても触れる。

## **第11回 性暴力とジェンダー（2）無罪事例から学ぶ**

性暴力については、痴漢や強姦に関して無罪判決が注目されることが少なくない。性暴力の無罪判決を検討することで、裁判所が「強姦神話」にとらわれている状況について見ていく。また、刑事裁判の大原則と被害者の救済をどのように両立させていくのかについて、性犯罪被害者の立場から検討を行う。

## **第12回 性暴力とジェンダー（3）売買春・商業的性的搾取**

売買春は、性が商品化されるという点で、ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐる様々な議論を検討することによって、売買春と法的対応について考える。また、人身売買罪や人身取引議定書の批准、さらには児童買春・ポルノ禁止規制法など子どもの買春についても触れる。

## **第13回 性暴力とジェンダー（4）ポルノグラフィ**

ポルノグラフィは、従来もっぱらわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし、ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや、映像が転々流布することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより、社会のジェンダー秩序を再検討する。また、昨年施行されたAV新法についても「AV新法」についても触れる。

## **第14回 犯罪とジェンダー**

刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で、女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより、犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには、男性犯罪、特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。加えて、女性刑務所における処遇のあり方や冤罪のジェンダーについても検討する。

## **第15回 まとめ：司法におけるジェンダー・バイアス**

法自体がジェンダー・ニュートラルであっても、運用においてジェンダーに基づく差別がある場合には、ジェンダーの平等は実現されない。圧倒的な男性の担い手たちと法のもつ男性的思考によって、女性は常に司法において周縁化される。これまでの授業のまとめとして司法におけるジェンダー・バイアスを再検討することにより、ジェンダー平等について考える。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
自治体と法	3 年次	選択必修科目	後期	木曜・2 時限	下井康史

### 【科目のねらい】

自治体の行政活動に関する諸法制を、地方自治法を中心に取り上げ、それらに関する実際的問題についての考察を行う。

第1回授業において、本授業全体の序論をかねて、現行の地方自治法を理解するうえで不可欠な要素となる地方分権改革の意義を概説したのち、第2回以降の授業においては、自治体行政に関する諸制度について、それぞれの基本原理、解釈論上の諸問題、行政実務上の課題、立法論の方向性等を検討する。このような検討を通じ、自治体行政の諸問題について、各分野に固有の法理を用いながら、行政の実態に即した法的思考とともに、論述能力を涵養すること本科目のねらい（到達目標）である。

### 【授業の方法等】

- ・授業は、事前に配布するレジュメに沿って進める。
- ・レジュメには、予習課題としてのQが多数用意されている。これらのQについて予習済みであることを前提に授業を進める。
- ・レジュメはMOODLEにアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業1週間前。なおレジュメ以外の資料はMOODLEアップのみとする。
- ・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくこと。
- ・講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発し、回答を求める。特に、論述能力の涵養を企図したQについて中心的に質問を発し、これに対する回答を踏まえた多方向的なやり取りを通じて論述能力涵養する。

### 【教材等】

授業で用いる教材・文献等については、原則として開講時に指示ないし指定するが、基本的な参考文献として以下のものがある。

- ・宇賀克也『地方自治法概説（第10版）』（有斐閣、2023年）
- ・別冊ジャーリスト「地方自治判例百選〔第5版〕」（有斐閣、2023年）

### 【成績評価】

平常点（小テスト。30%）と学期末試験（70%）で評価する。

### 【備考】

小テスト・学期末試験のいずれにおいても、判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）で書き込みがないもののみ持ち込みを認める。

### 【各回の内容】

#### 第1回 地方分権改革の意義と今日的課題

地方自治の基本事項（憲法による地方自治の保障、地方公共団体の意義・種類・事務等）、そして、1999（平成11）年と2011（平成23）年以降における地方分権改革一括法の内容を概観したのち、地方分権改革の意義や、同改革がもたらす法的問題について、関連する判例を踏まえつつ、地方公共団体が直面している法的課題を検討する。

#### 第2回 自治体の行政組織

地方公共団体の行政組織に関する法制度を概観したのち、議会制度や委員会制度をめぐる法的論点のほか、議会と執行機関との関係や行政主体間関係といった論点を取り上げ、最一小判令和7年2月2日等の関連判例を踏まえつつ検討する。必要に応じて、国の行政組織についても言及する。

#### 第3回 条例

地方公共団体の自主立法である条例を取り上げ、憲法や法令との整合性が争われた裁判例を検討し、今後の地方公共団体における立法実務上の課題を検討する。

#### 第4回 住民訴訟①

地方公共団体に特有の訴訟制度である住民訴訟をとりあげ、訴訟制度としての特色を概観したのち、同訴訟で争われた基本重要裁判例を検討する。

#### 第5回 自治体の情報公開・個人情報保護制度

自治体の情報公開・個人情報保護制度の基本的な仕組みを概説した上で、両制度に関する重要裁判例を検討する。必要に応じて、国の法制度やこれに関する裁判例にも言及する。適宜、担当教員の実務経験（国や自治体における情報公開・個人情報保護委員会や行政不服審査会の経験）を活かして、自治体における情報公開・個人情報保護法の実務上の問題点も取り上げる。

## 第6回 自治体の行政手続

行政手続法の定めのうち、2014（平成26）年の同法改正で導入された諸規定（許認可等に関連する行政指導の方式、行政指導中止請求、行政指導実施請求）を解説し、同改正と行政手続条例の関係や、中止請求・実施請求の手続に関連して問題となる争点について、自治体行政関係の裁判例を素材として検討する。適宜、担当教員の実務経験（国や自治体における情報公開・個人情報保護委員会や行政不服審査会の経験）を活かして、自治体行政手続における実務上の問題点も取り上げる。

## 第7回 自治体の公務員制度①

地方公務員法の内容について、公務員の義務や権利、不利益処分制度、争訟手続などに関する法的論点を検討する。必要に応じて、国家公務員法についても言及する。

## 第8回 住民訴訟②・自治体の公務員制度②

第7回までの内容を踏まえ、とりわけ公務員法を巡る住民訴訟に関する裁判例を検討する。なお、同授業の最後の30分を用いて小テストを実施する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜 日	担 当 教 員
精神医学と法	3 年次	選択必修科目	後期	火曜・5 時限	五十嵐禎人ほか

**【科目のねらい】**

精神疾患の病態や診断、治療とそれに関わる法律について理解する。

**【授業の方法等】**

Moodle によるオンデマンド型メディア授業を視聴し、出席票（リアクション・ペーパー）を提出する。講師への質問等は、Moodle のフォーラム機能を利用すること。出席票の提出期間および講師への質問受付期間は、各講義の開講期間内とする。

**【教材等】**

音声付きパワーポイント等によるメディア教材

**【成績評価】**

平常点（メディア授業の視聴状況、出席票（リアクション・ペーパー）の提出状況）40%、学期末試験60%により総合評価する。

学期末試験日：未定

**【各回の内容】**

第1回 精神医学の基本的方法－診断・病態（10/7-10/13 新津）

精神医学における精神障害の定義、病態、診断方法や分類などについて学ぶ。

第2回 統合失調症・気分障害（10/14-10/20 須藤）

統合失調症・気分障害の病態と診断、治療、ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第3回不安障害・解離性障害、摂食障害（10/21-10/27 長谷川）

不安障害やP T S D、強迫性障害、解離性障害、摂食障害の病態と治療、ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第4回 アルコール・薬物関連精神障害、器質・症状性精神障害（10/28-11/3 椎名）

アルコール・薬物関連精神障害と器質・症状性精神障害（特に認知症）ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第5回 知的障害・発達障害、パーソナリティ障害（11/4-11/10 佐々木）

アスペルガー症候群などの広汎性発達障害などの発達障害と知的障害、パーソナリティ障害についての特徴と司法精神保健との関わりについて学ぶ。

第6回 精神科医療と法・精神鑑定（11/11-11/17 五十嵐）

精神科医療に関わる法律（精神保健福祉法や医療観察法）や精神鑑定に関して学ぶ。

第7回 精神医学における心理学の役割（11/18-11/24 東本）

精神医学的診断における心理検査の実際、認知行動療法を始めとした心理療法などについて学ぶ。

#### 第8回 精神医学の基盤となる神経科学（11/25-12/1 金原）

現在の精神医学の基盤となっている神経科学について、また、最近の神経科学の進歩に伴う、新たな検査技術や治療法とその精神科臨床への応用について学ぶ。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
知的財産法演習	3 年次	自由選択科目	後期	金曜・4 時限	北島志保

### 【科目のねらい】

著作権法と特許法の事例問題について、事前に教員が指定した範囲の即日起案、解説及び質疑応答を行うことで論述力を養い、具体的事例を解決する訓練を行う。具体的な事例に基づく実践的な事例分析能力及び論述力の涵養を目的とする。特に法的争点を的確に把握し、結論に至るまでの思考過程を論理的に分かり易く文章化することは法曹実務家として必須の技能である。

### 【授業の方法等】

本科目は原則として対面授業とする。授業科目「知的財産法基礎(知的財産法 1)」及び「知的財産法(知的財産法 2)」の内容と近時の重要判例を踏まえて、著作権法の起案を 2 回、特許法の起案を 2 回行う。具体的には、即日起案と起案の講評・解説・関連する諸問題の検討・質疑応答等を 4 回行う。問題 1・2 は著作権法、問題 3・4 は特許法の問題を出題する。

### 【教材等】

解説資料としてパワーポイントのスライド資料等のレジュメと参考答案を配布する。参考図書として以下のものがあるが、本科目のために購入する必要はない。

- ・島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第 4 版）」（有斐閣、2024）
- ・島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門（第 2 版）」（有斐閣、2021）
- ・別冊ジャーリスト「著作権判例百選〔第 6 版〕」（有斐閣、2019）
- ・別冊ジャーリスト「特許判例百選〔第 5 版〕」（有斐閣、2019）

### 【成績評価】

文書起案（4回）100 点とする。起案の成績は A（「秀」・「優」相当）、B（「良」相当）、C（「可」相当）、D（「不可」相当）の 4 段階で評価する。ただし、受講者数が少ないとときはこの限りでない。

### 【備考】

本科目は「知的財産法基礎」と「知的財産法」とは独立して行われるが、著作権法および特許法の学習を段階的・有機的に進められるよう、これらの科目と併せて本科目を履修することを勧める。また、「知的財産法」の進行を考慮して、本科目の問題 1・2 は 2025 年 10 月に実施し、問題 3・4 は 2025 年 12 月に実施する予定である。具体的なスケジュールは Moodle に掲載する。

### 【各回の内容】

#### 第 1 回（問題 1 前半）

主に著作権判例百選〔第 6 版〕1-54 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 2 回（問題 1 後半）

主に著作権判例百選〔第 6 版〕1-54 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 3 回（問題 2 前半）

主に著作権判例百選〔第 6 版〕55-109 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 4 回（問題 2 後半）

主に著作権判例百選〔第 6 版〕55-109 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 5 回（問題 3 前半）

主に特許判例百選〔第 5 版〕1-51 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 6 回（問題 3 後半）

主に特許判例百選〔第 5 版〕1-51 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 7 回（問題 4 前半）

主に特許判例百選〔第 5 版〕52-103 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

#### 第 8 回（問題 4 後半）

主に特許判例百選〔第 5 版〕52-103 事件を対象とした事案の起案、解説及び質疑応答を行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
独占禁止法演習	3 年次	自由選択科目	後期	金曜・5 時限	永口 学

#### 【科目のねらい】

独占禁止法に関する基本的な知識や検討手法は身に着けていることを前提として、同法が問題となる事案を取り上げ、適用条項の見極め、適用条項への該当性の検討を行うことを通じ、より実践的な能力を身に着けることを目指す。

#### 【授業の方法・内容・計画等】

改めて独占禁止法の基礎知識に関する講義を行うことは想定していない。本授業は独占禁止法に関する論述力の更なる向上を図ることが主目的であり、レポート等の作成及び当該レポート等を題材とした対話形式による授業を行うことが主となる。そのため、独占禁止法を3年次までに勉強したことがない者は、3年次前期に開講される独占禁止法を受講することを条件とする。

本授業は、講義の効果をより高めるため、対面授業を2コマ連続して行い、メディア授業（Teams又はG Suite（Google Meet）を使っての同時双方型）を補助的に取り入れることを検討しているが、具体的な方法は受講を予定する生徒の希望等も踏まえ決定したい（第1回講義時に決定する予定であり、第1回講義日は1コマのみ実施する。）。

#### 【教材等】

特定の教科書は指定しない。

#### 【成績評価】

平常点（提出を求める起案の評価や授業中の発言内容を基礎に算定する。）につき概ね40%、期末試験につき概ね60%の配分とし、その合計により総合評価する。中間試験は実施しない。

#### 【備考】

普段から新聞報道等における経済法事案に関心を持ち、独占禁止法に当てはめるとどのような解決となるのかについてシミュレーションしておくことが有用である。公正取引委員会のウェブページ（<https://www.jftc.go.jp/>）にも随時目を通すことをお勧めする。

#### 【各回の内容】 \*シラバス作成後の実務の動きを踏まえ、各回の講義内容の順番及び内容を変更する可能性がある。

##### 第1回 独占禁止法のおさらい

独占禁止法の違反成立要件をおさらいし、事例演習を行う。

##### 第2回及び第3回 不当な取引制限

不当な取引制限に関する事例演習を行う。基本的な知識は有することを前提として講義を行うため、予習段階で各自が知識の確認を行うことや、講義時において積極的に検討結果や自身の見解を述べることが求められる。

##### 第4回及び第5回 不公正な取引方法

不公正な取引方法に関する事例演習を行う。基本的な知識は有することを前提として講義を行うため、予習段階で各自が知識の確認を行うことや、講義時において積極的に検討結果や自身の見解を述べることが求められる。

##### 第6回 私的独占

私的独占に関する事例演習を行う。基本的な知識は有することを前提として講義を行うため、予習段階で各自が知識の確認を行うことや、講義時において積極的に検討結果や自身の見解を述べることが求められる。

##### 第7回及び第8回 企業結合

企業結合に関する事例演習を行う。基本的な知識は有することを前提として講義を行うため、予習段階で各自が知識の確認を行うことや、講義時において積極的に検討結果や自身の見解を述べることが求められる。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
現代法の諸問題	3 年次	選択必修科目	前期	水曜日・4 / 5 限	小林俊明ほか

#### 【科目のねらい】

現代社会が直面する先端的な法的問題について、複数の法分野を素材にしながら、法的アプローチの仕方及び具体的な問題解決に向けての考え方を修得することを目的とする。基礎的な実定法に関する知識を前提として、未知の問題領域における解釈論とその限界、歴史的・比較法的な視点からの分析等を踏まえて、立法論ないし政策論的な課題を検討する。これにより、問題の実態に即した法的解決を考える力を涵養する。

#### 【授業の方法等】

- ・本授業は金沢大学法科大学院との共同による授業である。
- ・Zoom を使用したハイフレックス方式（同時双向性メディア授業と対面式の併用）。本研究科の学生は、金沢大学教員による授業につき Zoom で受講し、千葉大学教員による授業については所定の教室で受講する。
- ・講義の形式を基本としながら、質疑応答の方式を適宜取り入れながら実施する。
- ・授業日程と授業開始時刻（金沢大学との関係で 14 時 45 分から）が変則的である点に注意すること。

#### 【教材等】

各回の授業担当者が事前に資料を Moodle 上で配付し、参考資料等もその際指示する。

#### 【成績評価】

- ・他の授業と同様、3 分の 2 以上の出席を必要とする。本授業は全 8 回のため、3 回以上欠席した場合には原則として単位取得は認められない。
- ・レポート課題の合計点数を、100 点満点に換算したものにより評価する。
- ・全授業のうち、金沢大学教員による授業から一つ、及び千葉大学教員による授業から一つの合計 2 回を選択し、それぞれ 4,000 字程度のレポートを提出すること。
- ・レポートは、選択した授業の担当教員に 7 月 16 日水曜 17 時までに添付メールで送信する。
- ・欠席した回の授業については、レポート提出の対象授業にすることはできない。

第 1 回（担当：金沢大学・長瀬）4 月 16 日

「インターネット上の違法情報対策及びその課題－情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）を踏まえ－」

インターネット上の違法情報対策及び発信者情報開示請求を規律した「プロバイダ責任制限法」が令和6年5月に「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）に改正された。この改正により何が変わったかを説明するとともに、インターネット上の違法情報対策に関する課題を検討する。

第2回（担当：千葉大学・小林）4月23日

「取締役の利益相反取引と責任軽減について」

取締役が会社に対して負う善管注意義務・忠実義務はいずれも同質の義務と考えられているが、実質的には忠実義務は厳格に解されている。本講義では忠実義務違反の典型例とされる利益相反取引を取り上げ、義務違反に基づく損害賠償責任とこれを緩和する方向に働く規定や理論につき、信託法の規定等と比較しながら検討してみたい。

第3回（担当：金沢大学・福島）5月14日

「近時の判例で学ぶ行政手続の機能と意義」

最判令和6年5月7日判タ1523号66頁（青色申告承認取消処分に際して事前の意見陳述手続を設けないことが憲法31条の法意に反しないとされた事例。令和6年度重要判例解説掲載予定）を素材に、行政手続の機能と意義について、古典的な議論も参照しつつ再考する。

第4回（担当：千葉大学・荒木）5月21日

「暗号資産の不正流出と電子計算機使用詐欺罪」

最判令和6年7月16日刑集78巻3号113頁（不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法246条の2にいう「虚偽の情報」を与えたものとされた事例）を素材に、暗号資産の刑法的保護について検討する。

第5回（担当：金沢大学・舟橋）5月28日

「不動産登記の機能」

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まった。これは、もっぱら所有者不明土地の発生を防止することを目的としたものであるが、不動産登記制度の歴史における大きな変革の1つである。そこで、本講では、これを契機として、不動産登記の機能を、歴史的、比較法的に考察することで、不動産登記の役割・機能を改めて見直す。

第6回（担当：千葉大学・北島）6月11日

「生成AIと知的財産権」

近時、AIと著作権などの知的財産権をめぐる様々な議論が活発に行われている。特に、生成AIの学習対象とされた情報の権利侵害の成否や、AIによって生成された成果物に関する権利の所在などが議論されている。これらの議論を受けて政府のガイドライン作成や法整備の動きも進んでいる。AI技術の進歩とその利用拡大は今後もますます広がるであろう。現時点における議論の概要を紹介しながら、主に著作権法に関する法的問題がどこにあるのかについて検討する。

第7回（担当：金沢大学・三浦）6月18日

「テレワークにおける労働時間管理の問題点」

いわゆる新型コロナウイルス対応として在宅勤務が推奨されたことから社会にテレワークが広がり、現在では、労働者からは働き方として積極的にテレワークを希望するなどの状況がある。また、育児介護休業法の改正によって、3歳に達するまでの子を養育する労働者に在宅勤務等を認めるようにとの努力義務が使用者に課せられるなどされている。他方で、使用者は労働者の労働時間を適切に管理する義務を負い、時間外労働に対する割増賃金の支払義務がある。テレワークという働き方が一般的になるに従い、労働時間管理にどのような問題が発生するのかについて、学生と一緒に考察してみたい。

第8回（担当：千葉大学・手塚）6月25日

「同性婚と人権」

本講義では、同性婚に関わる人権問題を取り扱う。近年、同性婚をめぐっては、いくつかの訴訟が展開されており、また関連して、性同一性障害特例法に関わる最高裁決定において判断が示されている。こうした訴訟の中では、幸福追求権、平等、両性の本質的平等に関わる重要な議論展開がなされているが、それぞれの概要を紹介しつつ、判例の射程も分析しながら、同性婚に関する憲法解釈や立法裁量などの検討を行う。また、適宜、ディスカッションも行う。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
自主研究・論文作成	3 年次	自由選択科目	後期	(研究分野に応じて 個別に調整)	(当該研究分野の 専任教員)

**【科目のねらい】**

学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめる。

**【授業の方法等】**

学生の自主的・主体的な調査研究があくまでも基本であるが、問題の設定、研究の進め方、資料の収集と整理、論文執筆等の各段階で、学問的な水準を満たす上で必要な「技法」と「作法」について、教員が指導する。

なお、この科目の選択を希望する学生は、事前に教員と十分に相談しなければならない。水準の高い研究成果が見込まれると判断される場合に限り、受講が許可される。

**【教材等】**

特になし。

**【教科書】**

特になし。

**【参考書】**

学生のテーマに応じた適切な参考文献を担当教員が指示する。

**【成績評価】**

完成した論文を担当教員および他の数名の審査委員が閲読し、評価する。なお、口述審査を行う場合がある。

**【各回の内容】**

**第1回 研究の開始**

テーマ設定の当否、研究のアプローチ等について学生と教員が話し合う。必要があると認められる場合には、学生の自主性を損なわない範囲で、最低限度の参考文献等を指示する。

**第2回以降 研究経過の報告と指導**

学生が進めつつある研究の経過について、逐次報告を求め、必要と認められる限りで指導を行う。教員の考え方を押し付けるのではなく、研究が的確に行われるためのアドバイスを与えるにとどまる。論文を執筆する学生が複数いる場合には、相互に批判されることもあるが、基本的には、研究の専門家である教員と学生との個別的なコミュニケーションによって進められる。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
英米法	1・2・3年次	選択必修科目2	後期	水曜・5時限	千石克

#### 【科目のねらい】

学部における英米法の既習・未修を問わず、グローバルな法務を扱う実務法曹を目指す者が身につけておくべき英米法の素養を修得することを目標とする。第一に、実務法曹としては、クロスボーダー取引における契約実務の根底にある法理論や考え方を理解しておくことが求められる。実際の実務題材等を通してその理解を目指す。第二に、日本法やその解釈上に導入された英米法上の法原則や概念の固有の意義を知ることは、日本法解釈の示唆となるとともに、実務法曹の教養としても必要である。判例等の題材を通してその理解を目指す。第三に、付隨的ではあるが、以上を通じて、英国や米国の弁護士がそれらにどのようにかかわるのかを理解することを目指す。

#### 【授業の方法等】

原則として対面での授業を行う。授業では、毎回指定されたテーマ・教材について出席者が予習していることを前提として、教員が講義を行うとともに、トピックによっては可能な限り出席者によるディスカッションを行う。アメリカの法曹は、ロースクールにおけるディスカッションを通じて教育される。これは必ずしも答えに到達するプロセスではなく、自分自身での理解を図るためのプロセスである。実務や判例等から英米法の素養を修得することを目指すこの科目でも、このようなディスカッションから、英米の弁護士のあり方を知ってほしい。なお、英米法の講座である以上隨時英文の教材も使用する予定であり、特段の英語能力は前提としないものの、英語を使って仕事をすることに対する興味及び意欲があることが望ましい。

#### 【教材等】

授業で用いる教材や資料については必要に応じて指示し、又は配布する。特に教科書として指定するわけではないが、樋口範雄『はじめてのアメリカ法 補訂版』有斐閣、2013年はコンパクトな参考書である。また、樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』有斐閣、2012年収録の判例は隨時用いる予定である。その他、英米法の用語については田中英夫編『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会、1993年、などがある。

#### 【成績評価】

成績評価は、期末試験を 60%、平常点を 40%として評価する。平常点は、授業への参加態度で判断する予定である。授業における発言やディスカッションについては、内容よりもむしろその姿勢で評価する。

#### 【各回の内容】

##### 第1回 イントロダクション：英米法と英米の弁護士

英米法の歴史と特徴を俯瞰し、それが日本法の理解とともに涉外法律事務に与える意義を考える。同時に英米の弁護士の業務について概観する。

##### 第2回 コモンローとエクイティ(1)

コモンローとは、英米法の代名詞でもあるといわれている。コモンローとは何かをその発展過程とともに検討する。

##### 第3回 コモンローとエクイティ(2)

コモンローに対する概念であるエクイティは、コモンローとの一体化に進みつつも、現代でも英米での法律実務に広範な影響を与えている。エクイティの発生と進化を検討する。

##### 第4回 権利救済

英米法と大陸法では、法的な権利救済や自力救済に対する考え方方が異なるといわれている。そのような考え方の違いにはどのような背景があるのか検討する

## **第5回 信託**

信託は極めて英米法的な制度であり、英米のみならず日本の法律実務においても重要な役割を果たしている。英米で信託がどのように利用され、そこにはどのような背景があるのかを検討する。

## **第6回 契約における約因(1)**

契約における約因の概念の存在は、大陸法系と対比したとき、英米法系における契約の基本概念の一つである。約因が実際の契約においてどのように現れてくるかを検討する。

## **第7回 契約における約因(2)**

約因の原則との関係で、対価性が希薄と考えられる合意の法律的な効力をどのように捉えるのかは、議論のあるところである。約因の概念が英米法においてどのように変容してきているかを検討する。

## **第8回 禁反言原則**

「禁反言原則」は、日本法の解釈にも用いられているが、英米法にその淵源を有するといわれている。英米の法律実務において禁反言がどのように扱われているか検討する。

## **第9回 法の経済分析**

法制度を経済的観点から検証し、政策的に把握するという動きは、米国で始まり日本においても広範な法分野で注目されている。但し、その発現が異なりうる場面もあり得る。米国契約法と倒産法を例としてその内容を概観する。

## **第10回 訴訟と証拠収集**

米国は、伝統的に訴訟社会であると認識されている。米国において訴訟と証拠収集はどのように考えられているのか、また判決はどのようにとらえられているのかを概観する。

## **第11回 法の支配**

「法の支配」は、英米法において発生してきた概念であり、自由主義の代名詞のように捉えられている。この概念は現代の米国においてどのように捉えられているかを考える。

## **第12回 司法審査権**

英米の裁判所の司法審査権が法制度において持つ意義を、特に米国における判例の検討を通じて考える。

## **第13回 デュープロセス**

「デュープロセス」の概念は、英米法に起源を有するといわれている。この概念が特に米国で進化してきた過程を判例の検討を通じて概観する。

## **第14回 米国大統領の権限**

米国の大統領は何ができるのか、そしてその権限はどこまで及ぶのか。米国憲法の規定及び判例を通じて概観する。

## **第15回 英国法・米国法弁護士の実像**

可能であれば、涉外法律事務所で働く英国又は米国の弁護士と話をする機会を設け、彼らがどのような意識で日本で仕事をしているかを知る。可能でない場合には、涉外法律事務所での弁護士業務について講義する。

科 目 名	年 次	区 分	期	曜日・時限	担 当 教 員
政治学	1・2・3年次	選択必修科目	後期	火曜・4時限	竹本信介

### 【科目のねらい】

本講義では、政治とは何か、なぜ政治が必要とされるのかといった基本的な問い合わせから出発し、国家、権力、主権、民主主義、政党、官僚制などの主要な概念や制度について理解を深めることを目的とします。加えて、現代社会における政治のあり方や課題についても考察し、政治現象を自らの問題として主体的に捉える視座を養います。理論と実例の双方を取り上げながら、政治学の基礎的素養と批判的思考力の習得を目指します。

### 【授業の方法等】

授業は、基本的に指定テキストに沿って進めます。授業で使用するレジュメは、毎回開講時刻までにMoodle上にアップロードしますので、各自でダウンロードし、授業開始までに準備を整えてください。また、授業内で参照する資料や課題論考についても、同様にMoodleを通じて配布します。紙媒体での配布は原則行いませんので、受講者各自が責任をもって確認・保存・印刷等を行ってください。

### 【教材等】

**指定テキスト** 川出良枝・谷口将紀編『政治学〔第2版〕』東京大学出版会、2022年。  
**参考文献** 参考文献は、講義の進行に応じて適宜授業内で紹介します。

### 【成績評価】

成績評価は、期末試験（60%）、平常点（40%）によって行います。平常点は、課題論考に対するコメントの提出回数およびその内容に基づいて評価します。コメントでは、論考の要点を的確に捉えるとともに、自身の問題意識や意見を簡潔に表現することが求められます。単なる要約にとどまらず、自分なりの視点や考察が含まれているかどうかを重視します。

### 【各回の内容】

#### 第1回 イントロダクション

政治学の教科書には多様な構成と視点があります。本回では複数の入門書の目次を比較し、それぞれがどのような問題関心を持ち、政治をどのように捉えているのかを検討します。そのうえで、本講義で使用するテキストの特徴や構成を把握し、今後の授業を進めるうえでの指針を確認します。

#### 第2回 民主政治の起源（第1章）

古代と近代の民主政治を対比しつつ、その成立と展開の歴史的背景をたどります。民主政治の意味が時代とともにどのように変容してきたかを確認し、現代の民主主義を相対化する視点を養います。あわせて、私たちが民主政治といかに向き合うべきかを考える手がかりとします。

#### 第3回 民主政治の変容（第2章）

第1章の内容を踏まえつつ、20世紀後半までの民主政治の展開をたどります。民主主義の理念をめぐる多様な解釈や理論的論争に注目し、民主政治の多面的な性格と現代的課題への理解を深めます。

#### 第4回 福祉と政治（第3章）

現代国家において重要な政策領域である「福祉」に着目し、福祉国家の成立と発展の過程を学びま

す。さらに、福祉政策をめぐる政治的対立や価値観の違いを検討し、民主政治と福祉の関係について考察します。

#### **第5回 民主政治のさまざまな仕組み（第4章）**

議院内閣制と大統領制の制度的特徴を比較し、日本における議院内閣制の実態を概観します。また、制度的分類とは異なる観点から、多数決型と合意型という民主政治の類型にも触れ、制度の設計原理に対する理解を深めます。

#### **第6回 第1章～第4章のふりかえり・関連論点・課題論考の検討**

第1章から第4章までの主要な論点をふりかえり、各章の関連性や政治学における基本概念・視角を整理します。あわせて、現代の政治課題との接点を確認し、関連する課題論考を提示します。各論点との接続を検討したうえで、コメント提出を求めます。

#### **第7回 選挙（第5章）**

民主主義における選挙の意義と機能を確認し、選挙制度の基本構造や代表的な類型を学びます。また、選挙制度が政党システムや政治的代表制に与える影響にも注目し、制度設計と民主政治の関係を考察します。

#### **第8回 議会と政党（第6章）**

議会と政党が果たす役割と機能に注目し、その制度的枠組みと類型を学びます。日本の政治制度を具体例として参照しつつ、両者の関係性や現代政治における意義を考察します。

#### **第9回 政策過程と官僚・利益集団（第7章）**

政策形成のプロセスに注目し、官僚機構や利益集団が果たす役割を検討します。あわせて、政策決定に関与する多様なアクターの関係性や影響力を整理し、現代の政治過程の特徴を理解します。

#### **第10回 世論とマスメディア（第8章）**

「世論」がどのように形成され、政治に影響を与えているのかを考察します。さらに、現代社会におけるマスメディアの役割とその変容に注目し、世論・政治・メディアの相互関係を多角的に捉えます。

#### **第11回 第5章～第8章のふりかえり・関連論点・課題論考の検討**

第5章から第8章までの内容を整理し、各章の論点や相互の関係性を確認します。あわせて、現代の政治的課題との接続可能性を検討し、関連する課題論考を提示します。受講者には論考へのコメント提出を求めます。

#### **第12回 地方自治（第9章）**

地方自治の基本構造と機能を学び、地域における政治参加や意思決定の仕組みを理解します。中央政府との関係や自治体の役割にも注目し、地方政治の重要性を多面的に考察します。

#### **第13回 グローバル化（第10章）**

経済・情報・人の移動が国境を越えて加速する中で、グローバル化が民主政治や国家主権に与える影響を検討します。さらに、気候変動や移民問題など地球規模の課題に対する国家・国際機関・市民社会の役割を考察します。

#### **第14回 民主政治の現在（第11章）**

近年の民主政治における課題として、ポピュリズム、政治的不信、社会的分断などの現象に注目します。これらの動向をふまえ、民主主義の現状とその持続可能性について多角的に検討します。

#### **第15回 第9章～第11章のふりかえり・関連論点・課題論考の検討**

第9章から第11章までの主要な論点をふりかえり、各章の関連性や現代的意義を整理します。関連する課題論考を提示し、それぞれの論点との接続を検討したうえで、受講者にはコメントの提出を求めます。